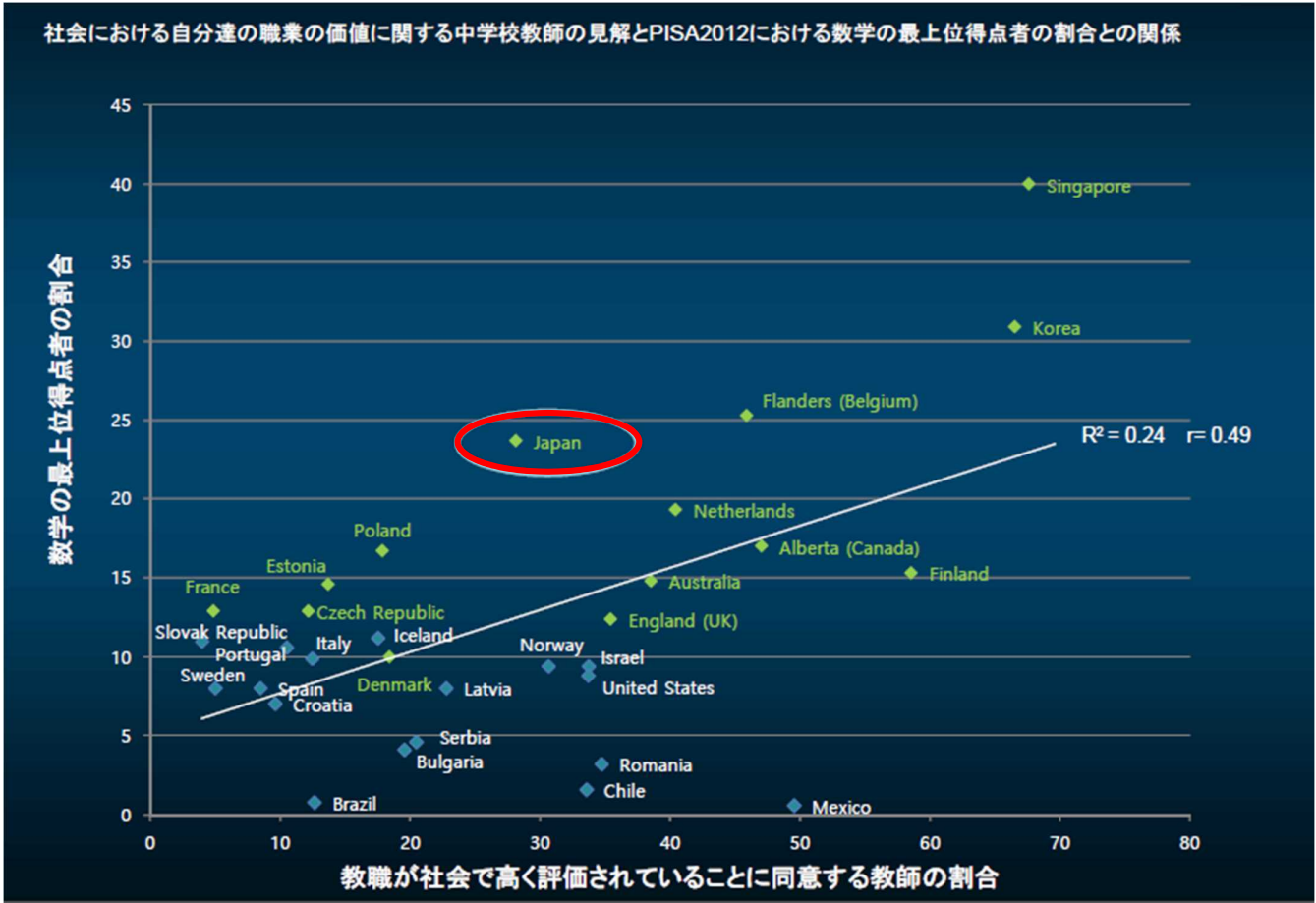


# 教員の社会的評価と生徒の学力(国際比較)

教師が自分たちの職業は高く評価されていると考えている国々では、生徒の到達レベルが高い



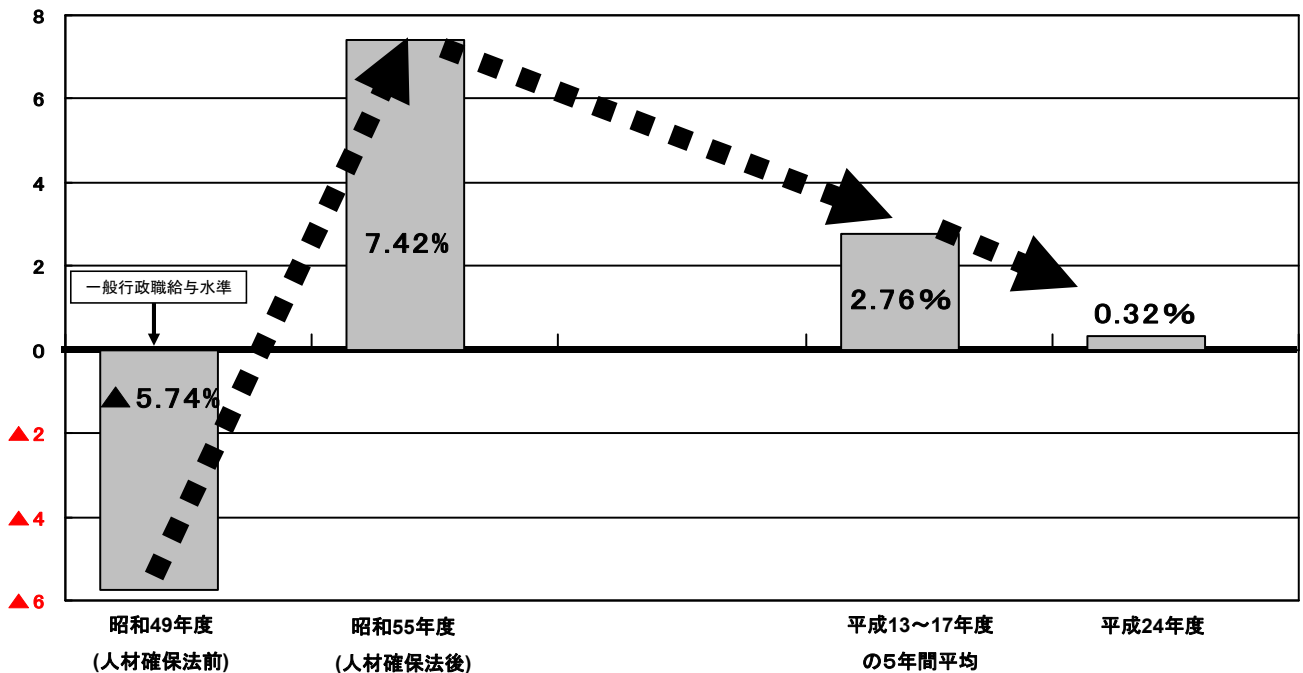
平成26年11月 国立教育政策研究所 教育改革国際シンポジウム  
アンドレアス・シュライヒャーOECD教育・スキル局長講演資料より

41

## 公立小・中学校教員の給与水準の推移

### 人材確保法第3条

義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



※年収ベースで試算した場合でも、教員が一般行政職を上回っている額は、約25万円(平成13~17年度の5年間平均)→約10万円(平成24年度)と減少。

出典: 文部科学省調査

# 教員の資質能力の向上について(平成26年11月教員養成部会報告)

## 背景

・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力を備える必要

→ **教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要**

## 課題

### <養成>

#### ■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力/各教科横断的な視野で指導できる力/学校段階間の円滑な移行を実現する力

■**近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実**:特別支援教育、道徳の教科化、小学校英語の教科化、ICTの活用など/生徒指導や学級経営を行う力/豊かな人間性やたくましさ

<採用> ■**幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保**/■**採用前に学校現場を経験する機会の充実**

<研修> ■**教員研修の機会確保**/■**研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携**/■**研修成果の可視化**

<教員免許制度> 学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

## 改革の方向性

○**多様性への対応**:多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う

○**体系的な取組**:大学における養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む

○**次世代の教育像を意識した取組**:日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない取組を明らかにしながら改革に取り組む

### 小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

○**小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度**:小学校教員免許状及び中学校教員免許状の**併有を基本とする**

#### ○経過措置等:

当分の間、**どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能**とする(小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

#### ○免許状併有促進のための環境整備:

- ・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
- ・免許法認定講習の開設支援 など

#### ○その他:

- ・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
- ・現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討 など

※上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成26年11月)

まとめ(平成27年冬頃)

43

## 近年の提言等

### ○第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、**教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活の全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築**する。

### ○教育再生実行会議第五次提言(平成26年7月)

- ・複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設や複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど**教員免許制度の改革**
- ・特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等による**多様な人材の積極的な登用**
- ・採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み(**教師インターン制度(仮称)**)の導入の検討 等

### ○教育再生実行会議第七次提言(平成27年5月)

- ・国、地方公共団体、大学等が協働して、教師がキャリアステージに応じて修得することが求められる能力を示す**育成指標を策定**。
- ・教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の方針を共有し、共同の取組が進むよう、**地方公共団体、大学、学校等からなる協議の仕組みを整備**。
- ・**全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実**し、地方公共団体間のネットワークを構築。
- ・真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に教職課程を見直し、実習等を通じ適性を評価する**教師インターン制度(仮称)の検討**を推進。
- ・教師の育成指標に基づく**研修指針を策定**し、アクティブ・ラーニング等の新たな課題に対応するための現職研修を計画的に実施。
- ・初任者研修の充実を図りつつ、**優れた指導力を有する教師が助言、支援を行うための教職員体制(メンター制度)を整備**。
- ・教師の資質・能力の開発・向上のための取組を国として支援するための拠点を整備。教員採用選考について、都道府県・政令指定都市が活用できるような共同試験の実施を検討。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月閣議決定)

(教育再生)

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、社会を生き抜く力の養成を図りつつ、アクティブ・ラーニングの促進や**教職員の質的向上など指導力の強化を進める**とともに、組織的に教育力を向上させる「チーム学校」の考えの下、多様な専門人材の活用や関係機関との連携、特別支援教育等を推進する。

(文教・科学技術)

少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向を踏まえ、国が各都道府県等に教職員定数の見通しを示し、これに基づき**計画的に教職員を採用・育成・配置する**。

# 教員改革の主な取組

## 教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

- 大学における養成が原則
  - ・教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担当し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成
- 教職大学院の設置
  - ・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う



- 都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施
- 多面的な人物評価の一層の推進
  - ・面接試験・実技試験の重視
  - ・様々な社会体験等の評価

- 都道府県教育委員会等における研修
  - ・初任者研修、10年経験者研修等
- 国(教員研修センター)における研修
  - ・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校運営研修
  - ・喫緊の重要課題研修等

### 適切な人事管理

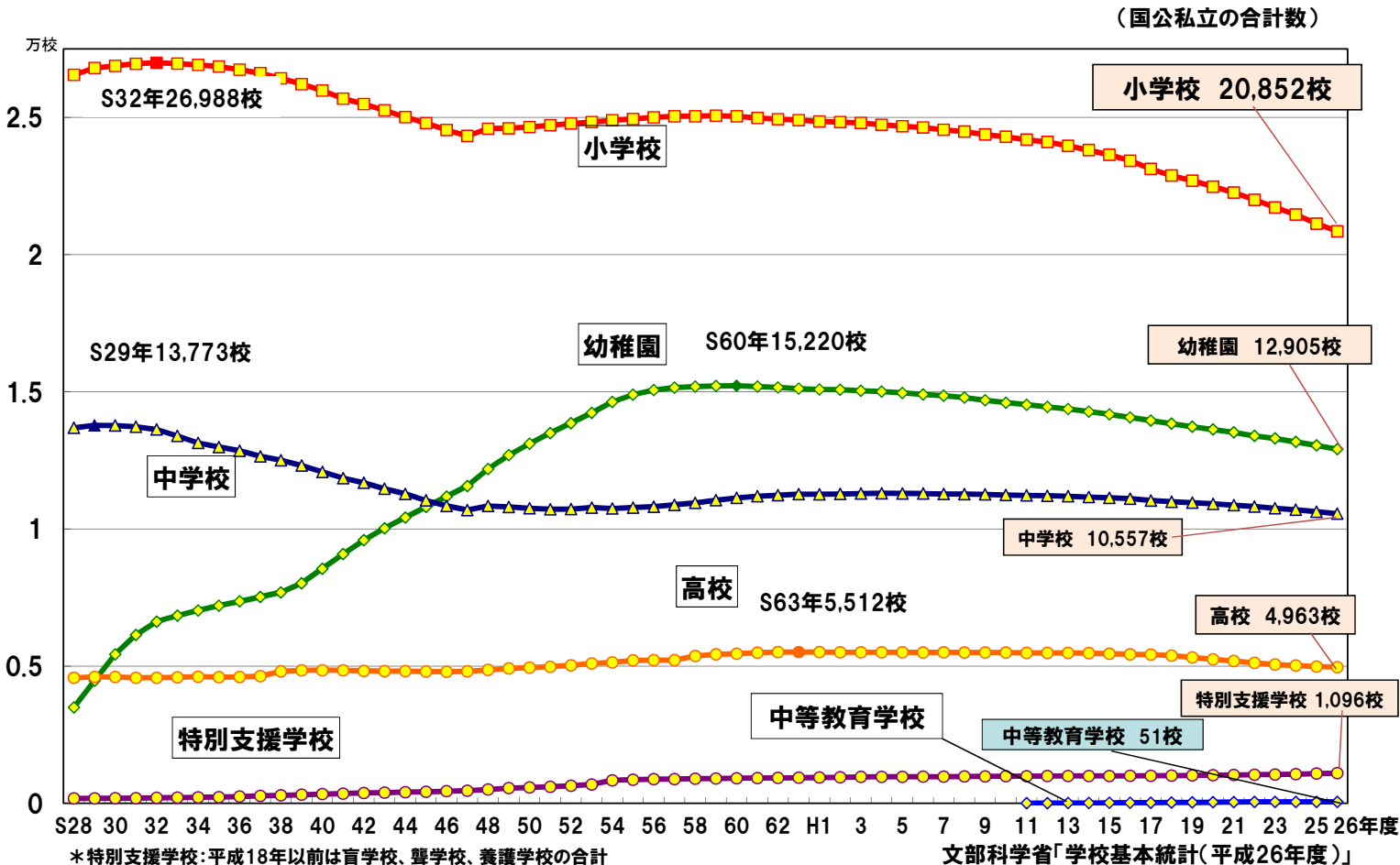
- 指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用
- 教員評価システム ●優秀教員表彰

### 免許更新制

- 教員が定期的に最新の知識技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的
- 免許状に10年の有効期間を定める

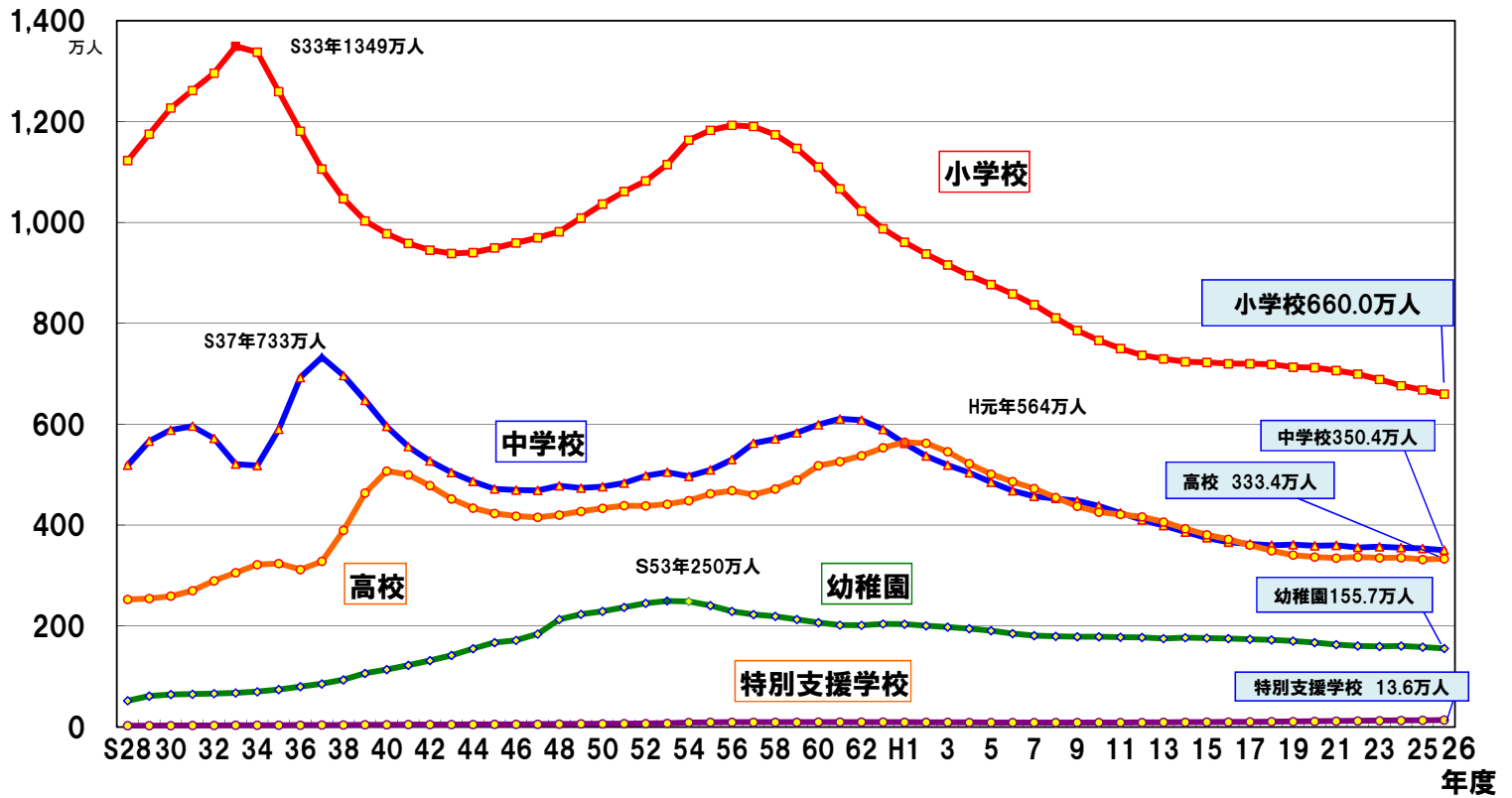
これからの教育を担う教員の資質能力の向上のため、**教員の養成・採用・研修の各段階の接続を重視して見直し、再構築することにより、教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくりを推進**

## 学校数【推移】



# 児童生徒数【推移】

(国公立の合計数)

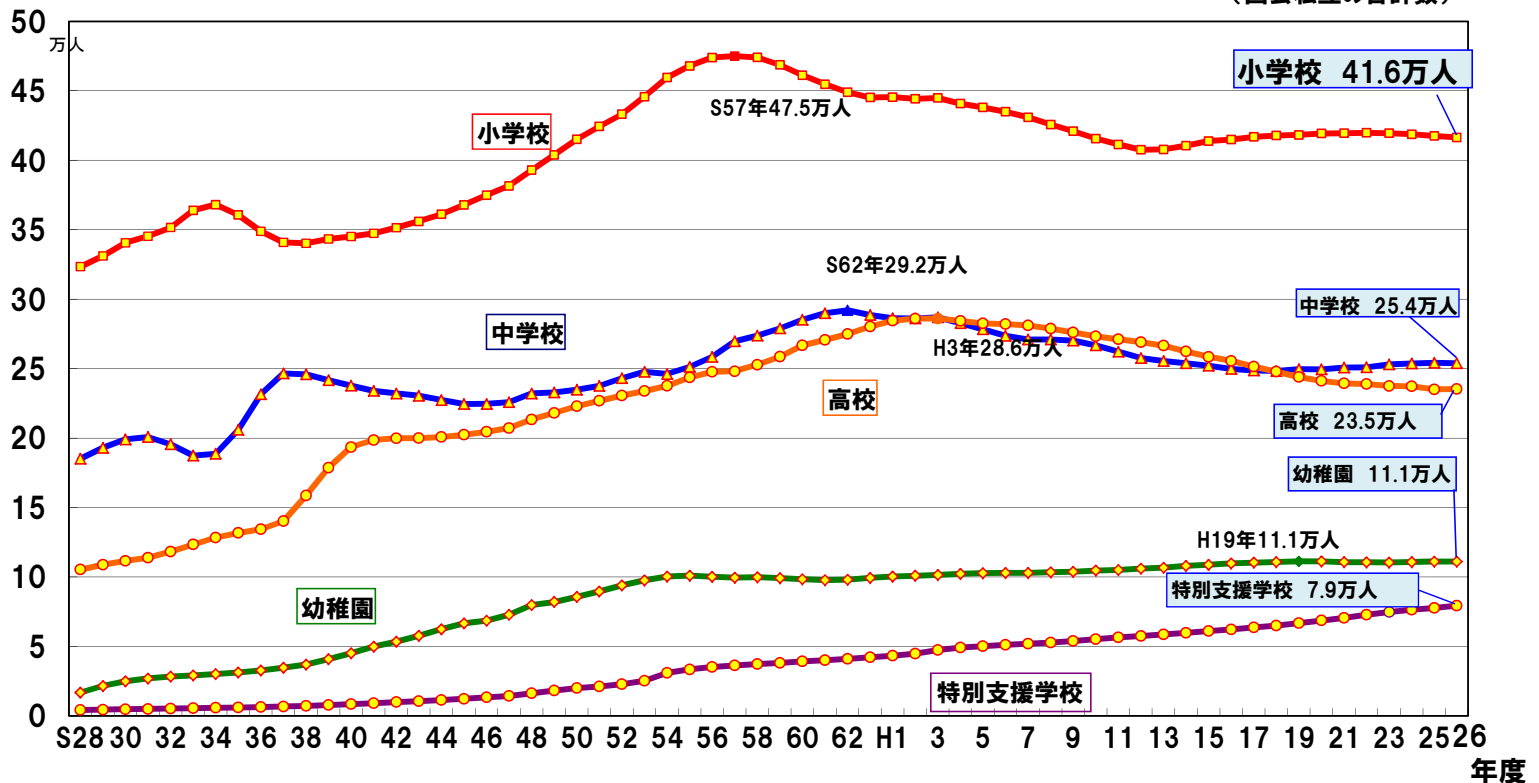


\*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」

# 教員数【推移】

(国公立の合計数)



\*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」

# 学校種別教員数

(平成26年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考
幼稚園	111,059	111,111	344	360	23,360	23,793	87,355	86,958
			(0.3%)	(0.3%)	(21.0%)	(21.4%)	(78.7%)	(78.3%)
小学校	416,475	417,553	1,833	1,843	409,753	410,928	4,889	4,782
			(0.4%)	(0.4%)	(98.4%)	(98.4%)	(1.2%)	(1.2%)
中学校	253,832	254,235	1,628	1,629	237,082	237,568	15,122	15,038
			(0.6%)	(0.6%)	(93.4%)	(93.5%)	(6.0%)	(5.9%)
高等学校	235,306	235,062	575	575	174,363	174,716	60,368	59,771
			(0.2%)	(0.2%)	(74.1%)	(74.3%)	(25.7%)	(25.4%)
中等教育学校	2,432	2,369	214	203	1,520	1,453	698	698
			(8.8%)	(8.6%)	(62.5%)	(61.3%)	(28.7%)	(30.1%)
特別支援学校	79,280	77,663	1,502	1,506	77,479	77,479	299	292
			(1.9%)	(1.9%)	(97.7%)	(97.7%)	(0.4%)	(0.4%)
合計	1,098,384	1,097,993	6,096	6,116	923,557	924,323	168,731	167,554

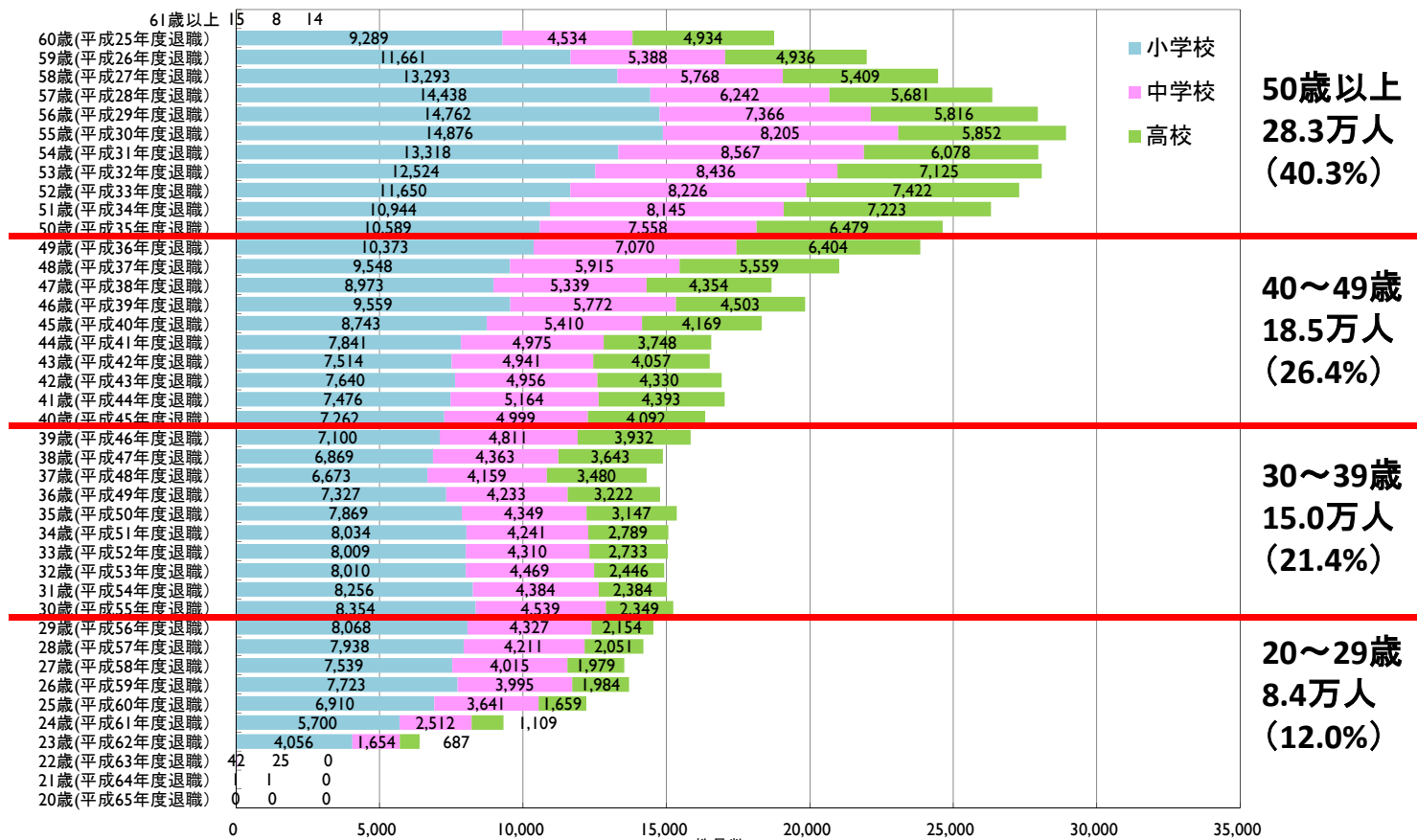
※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。

※高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

出典：平成25年度学校基本調査

49

## 公立学校年齢別教員数 (平成26年3月31日現在)



【小学校】 346,766人 44.0歳 【高校】 154,326人 45.8歳  
 【中学校】 201,223人 44.1歳 【合計】 702,315人 44.4歳

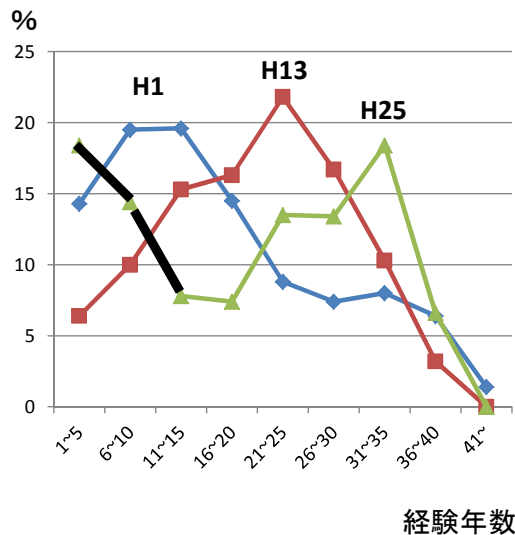
※平成25年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。))

出典：文部科学省調査

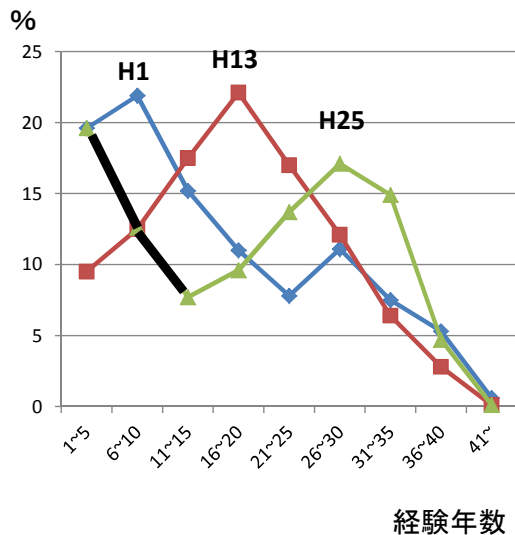
50

# 教員の経験年数の推移

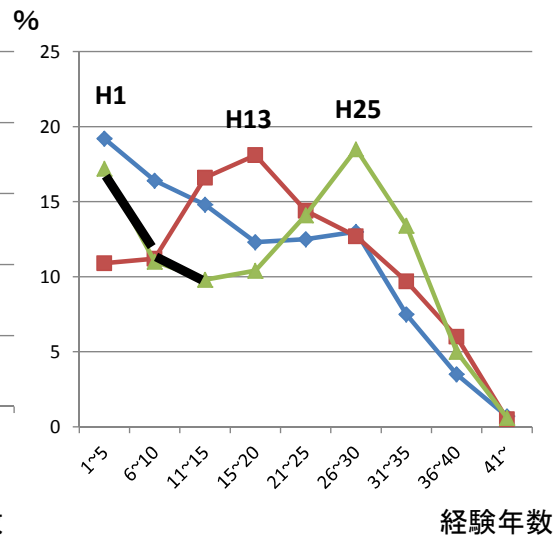
## 【小学校】



## 【中学校】



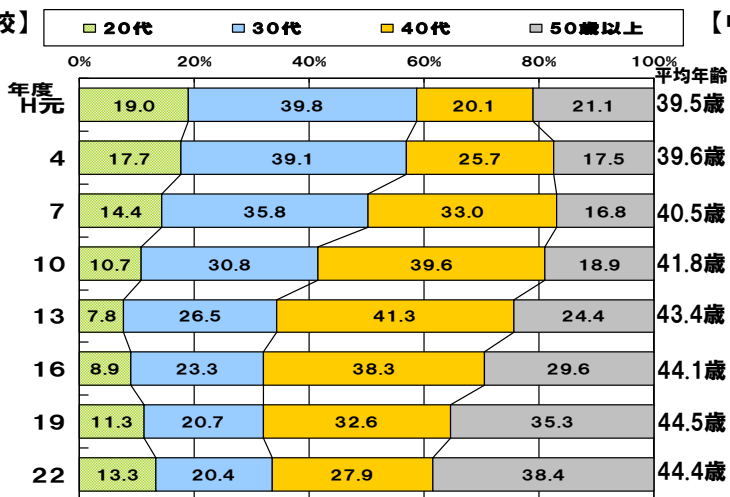
## 【高等学校】



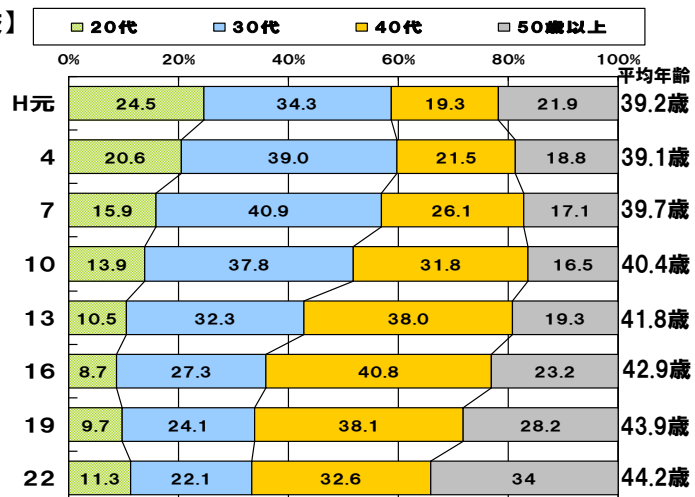
出典：文部科学省 学校教員統計調査(平成元年度／平成13年度／平成25年度)

# 公立教員の年齢構成

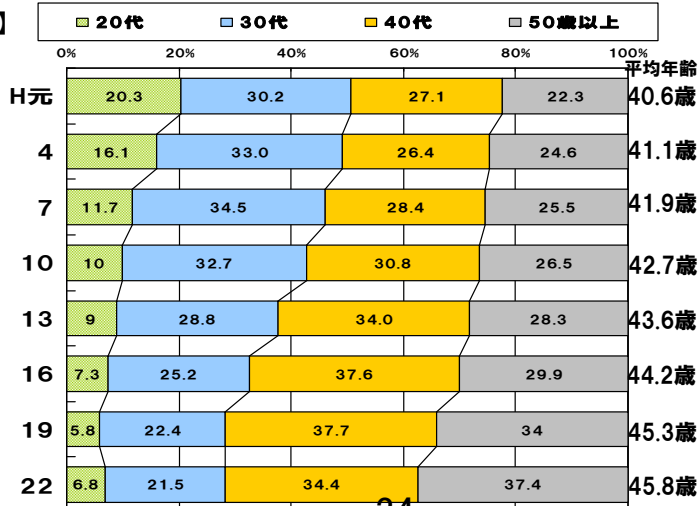
## 【小学校】



## 【中学校】



## 【高校】



# 大学における教員養成の現状

## 1. 課程認定数

(平成26年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	84	586	752	-	18	335	353	86	76	460	622
課程認定を有する大学等数	77	58	472	607	-	9	237	246	80	39	309	428
割合	93.9%	69.0%	80.5%	80.7%	-%	50.0%	70.7%	69.7%	93.0%	51.3%	67.2%	68.8%

## 2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成27年度)

学部			
大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44 (うち単科大学11)	10,971	3,419	14,390

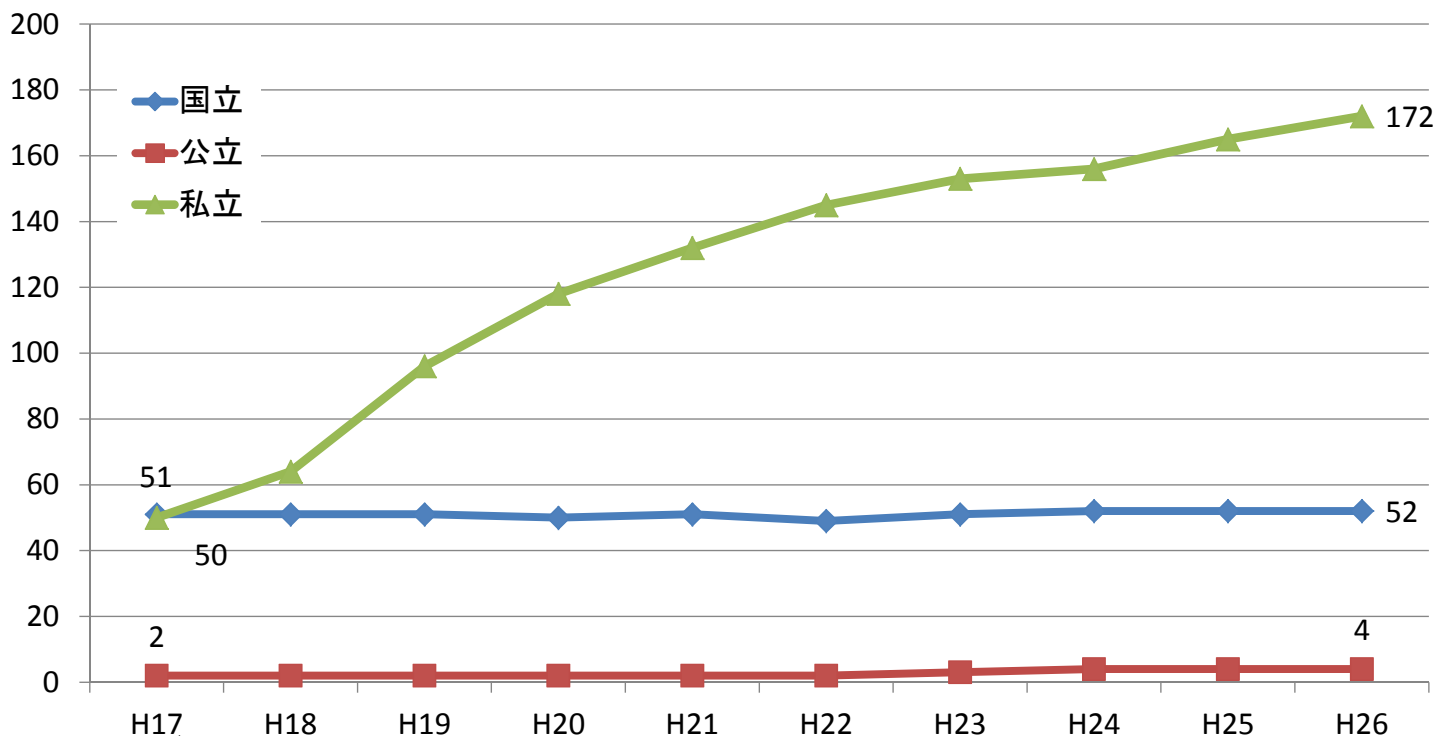
注)新課程:教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)			
大学数	研究科数	専攻数	入学定員
43	43	142	3,160

教職大学院(専門職学位課程)		
区分	設置大学数	入学定員
国立	21	718
私立	6	170
合計	27	888

53

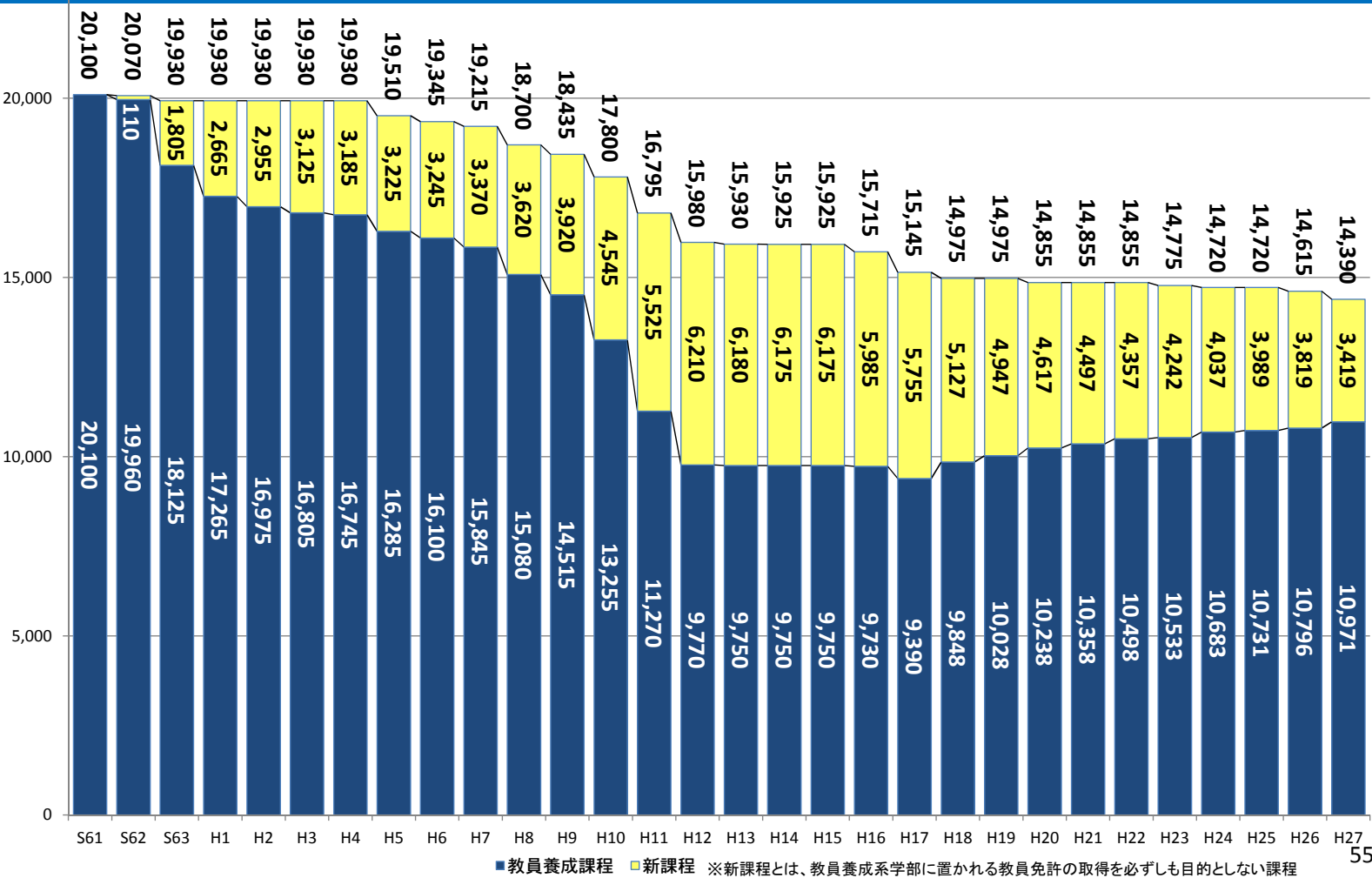
## 小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



教員分野に係る大学等の設置  
又は收容定員増に関する  
抑制方針の撤廃

(文部科学省教職員課調べ)

# 国立の教員養成系学部入学定員の推移



## (大学別)国立の教員養成系学部の入学定員(平成27年度)

大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
北海道教育	720	465	1,185
弘前	170	70	240
岩手	160	90	250
宮城教育	345	0	345
秋田	110	100	210
茨城	250	100	350
宇都宮	150	60	210
群馬	220	0	220
埼玉	430	0	430
千葉	420	35	455
東京学芸	825	185	1,010
横浜国立	230	150	380
新潟	220	150	370
上越教育	160	0	160
金沢	100	0	100
福井	100	60	160
山梨	125	20	145
信州	240	40	280
岐阜	250	0	250
静岡	300	100	400
愛知教育	643	232	875
三重	180	20	200
滋賀	240	0	240

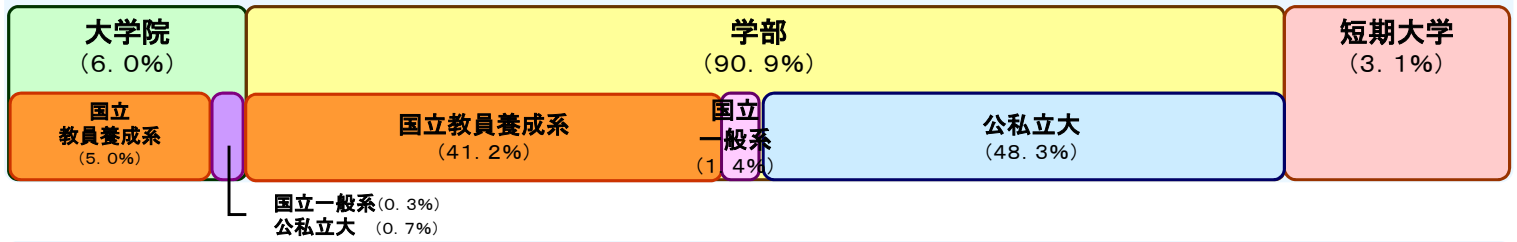
大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
京都教育	300	0	300
大阪教育	525	405	930
兵庫教育	160	0	160
奈良教育	255	0	255
和歌山	145	20	165
島根	170	0	170
岡山	280	0	280
広島	180	315	495
山口	180	0	180
鳴門教育	100	0	100
香川	160	40	200
愛媛	120	100	220
高知	130	0	130
福岡教育	528	102	630
佐賀	90	150	240
長崎	240	0	240
熊本	230	60	290
大分	100	145	245
宮崎	150	80	230
鹿児島	240	35	275
琉球	100	90	190
合計	10,971	3,419	14,390



# 養成機関別新規学卒者免許状取得者数①

※平成26年3月(平成25年度)卒業者の免許状取得状況

小学校教諭免許状取得者数:2万1,618人



中学校教諭免許状取得者数:4万7,465人



高等学校教諭免許状取得者数:5万9,649人



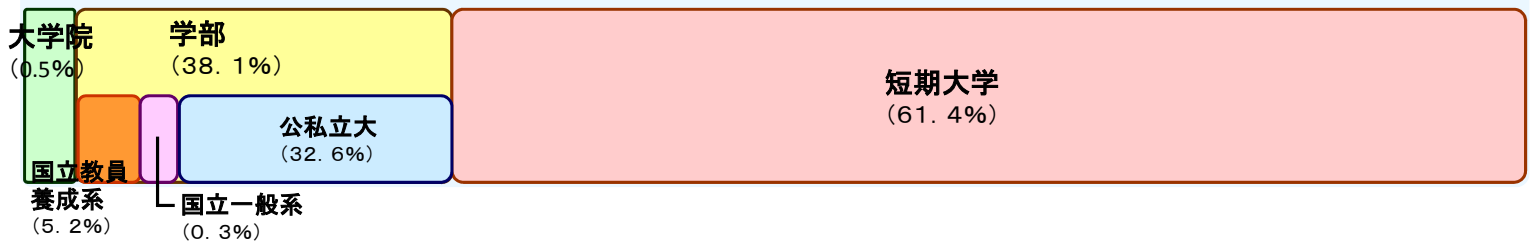
※ 大学、大学院及び短期大学において、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(教職員課調べ) 57

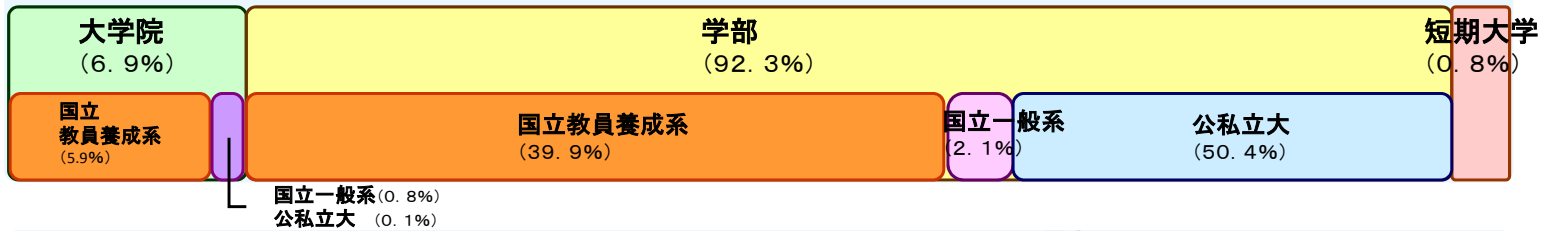
# 養成機関別新規学卒者免許状取得者数②

※平成26年3月(平成25年度)卒業者の免許状取得状況

幼稚園教諭免許状取得者数:4万273人



特別支援学校教諭免許状取得者数:3,924人



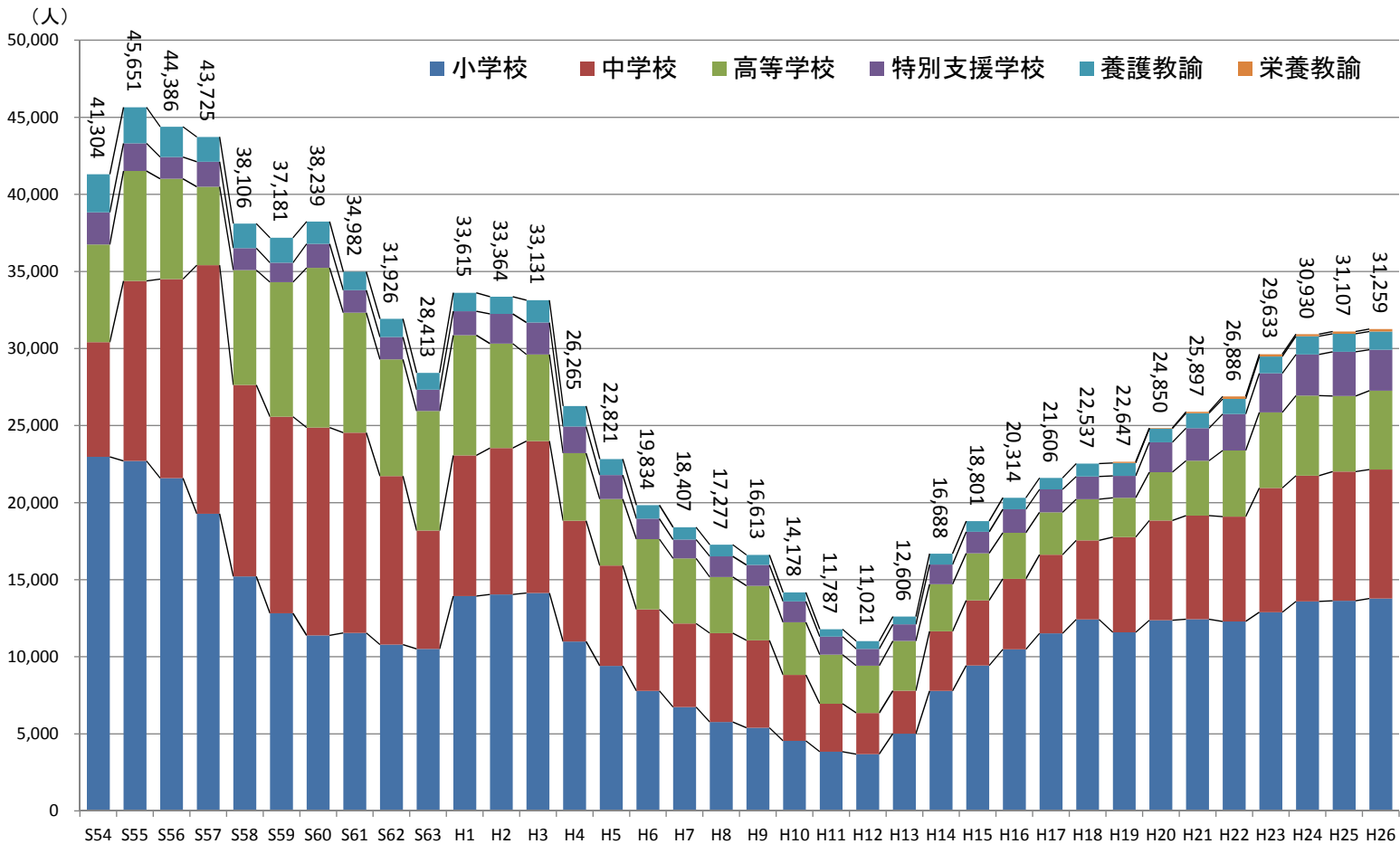
養護教諭免許状取得者数:3,169人



※ 大学、大学院及び短期大学において、幼稚園、特別支援学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

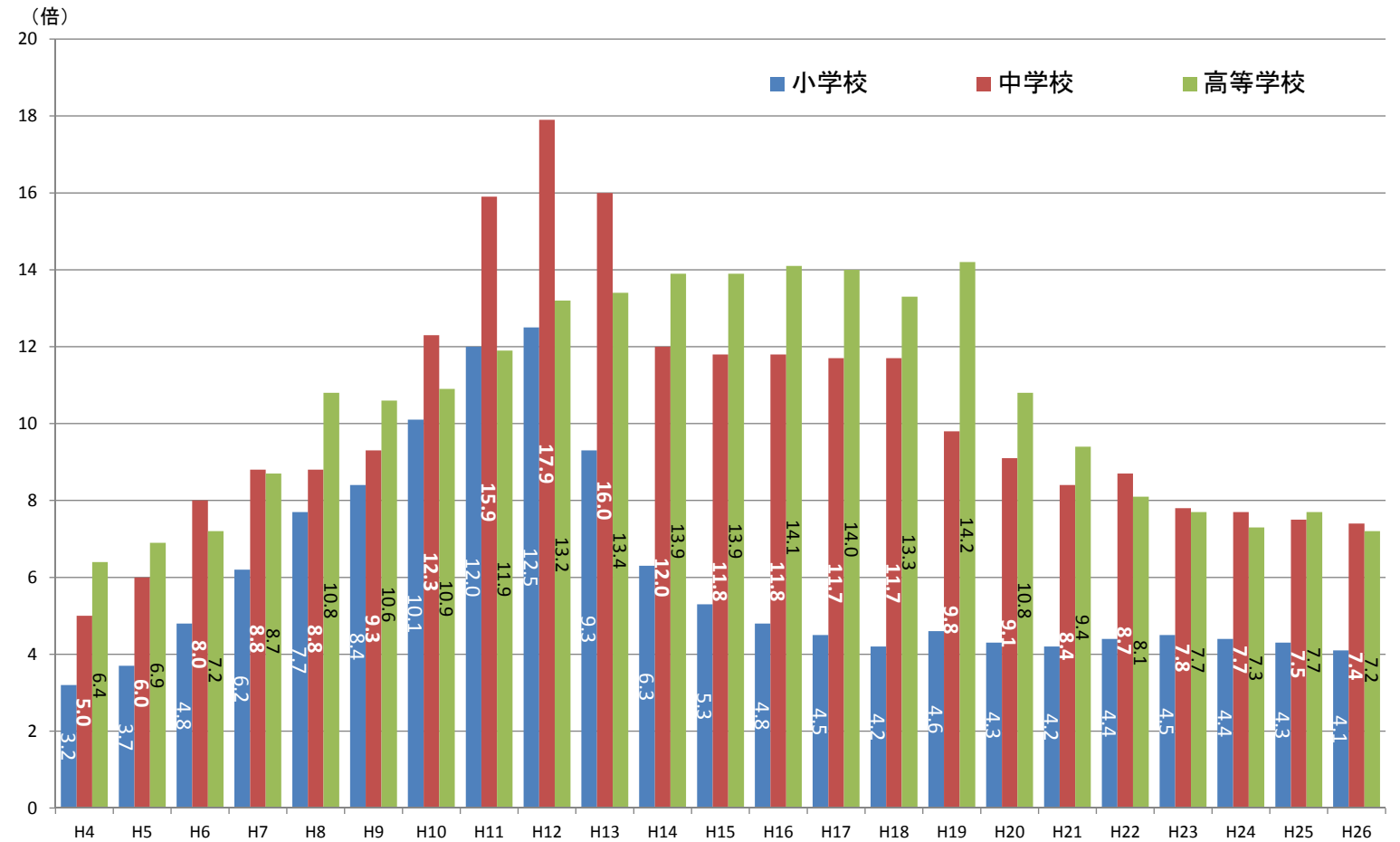
(教職員課調べ) 58

# 公立学校教員採用者数の推移



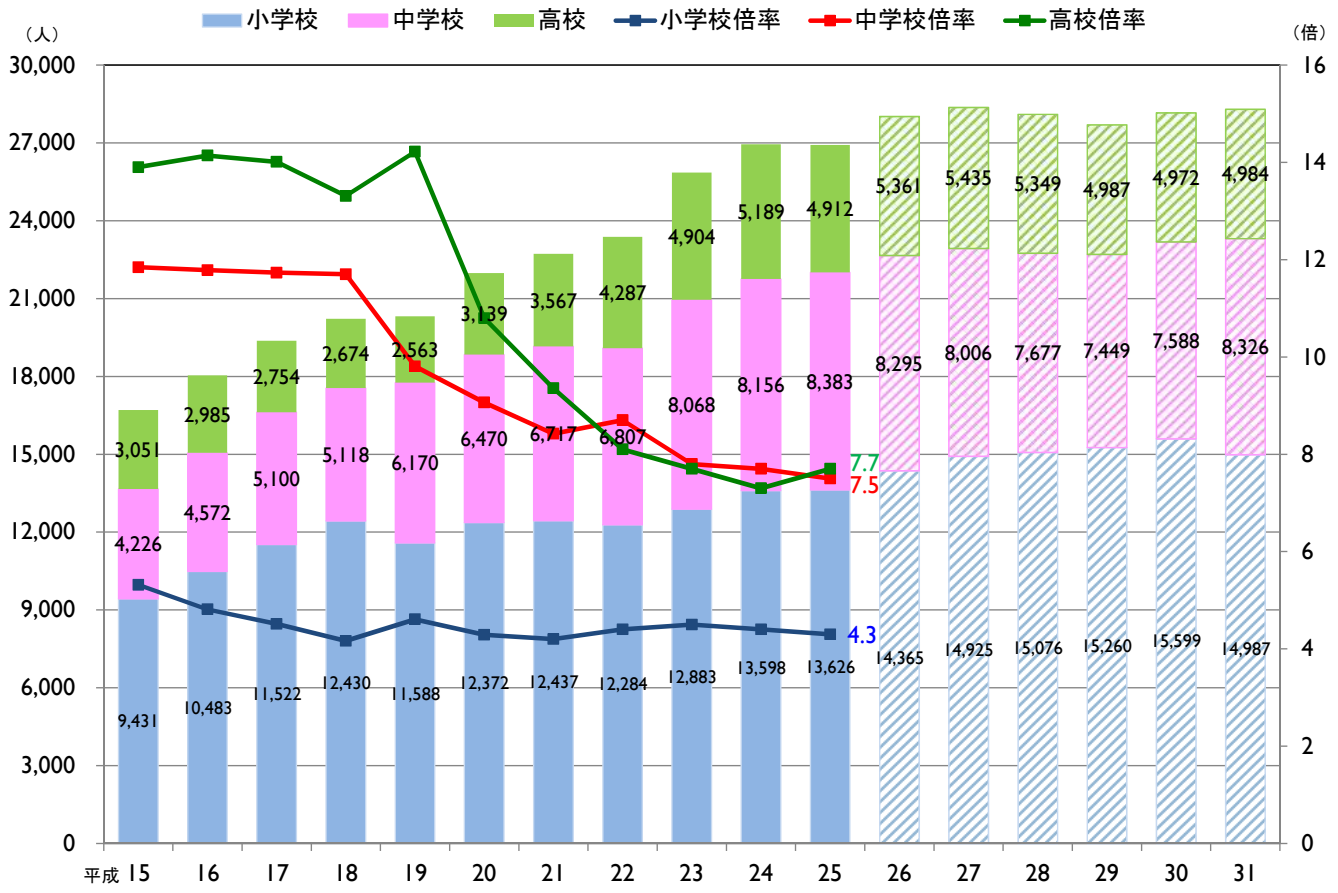
出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校教員採用選考試験の倍率の推移



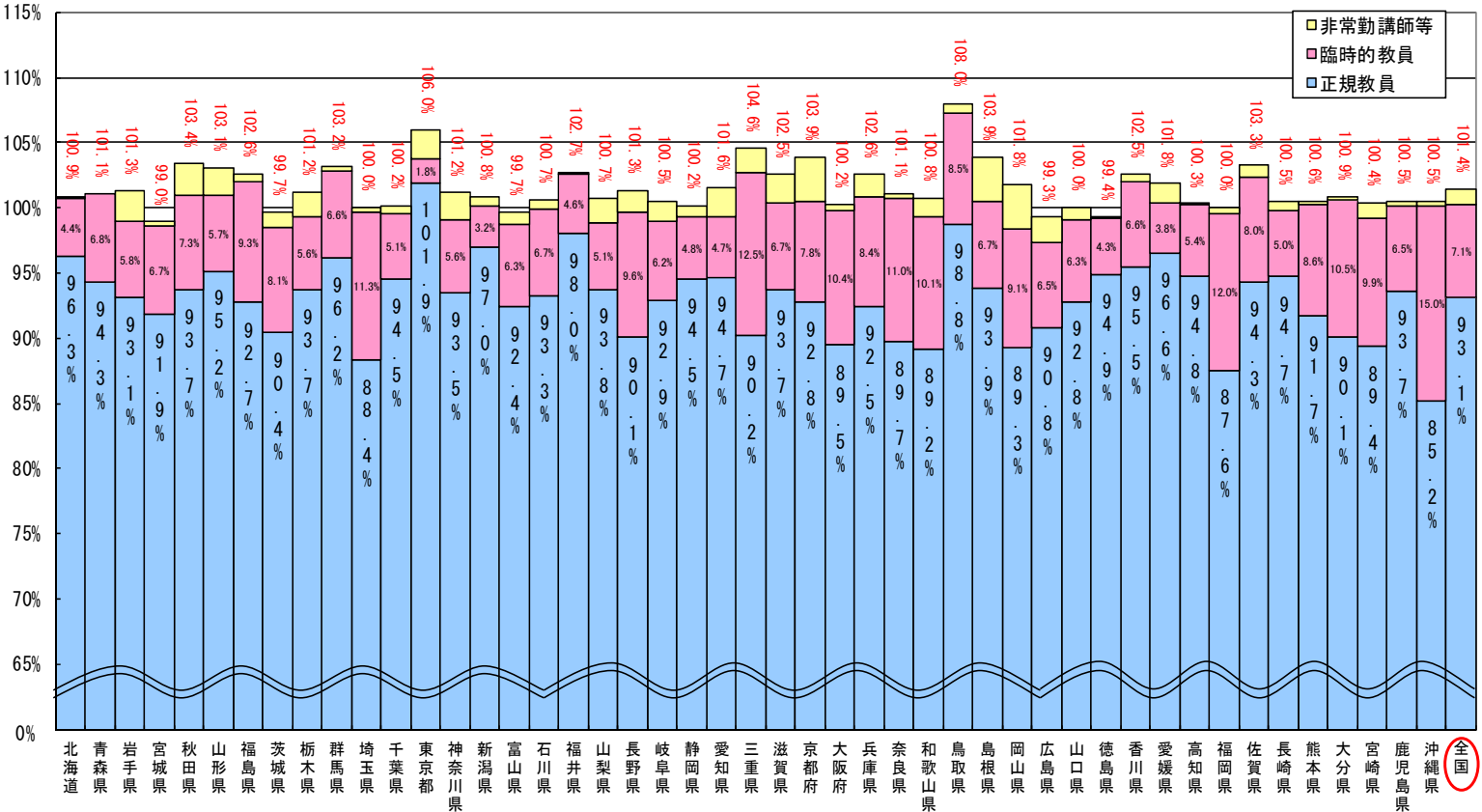
出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校教員の学校種別採用者数の状況



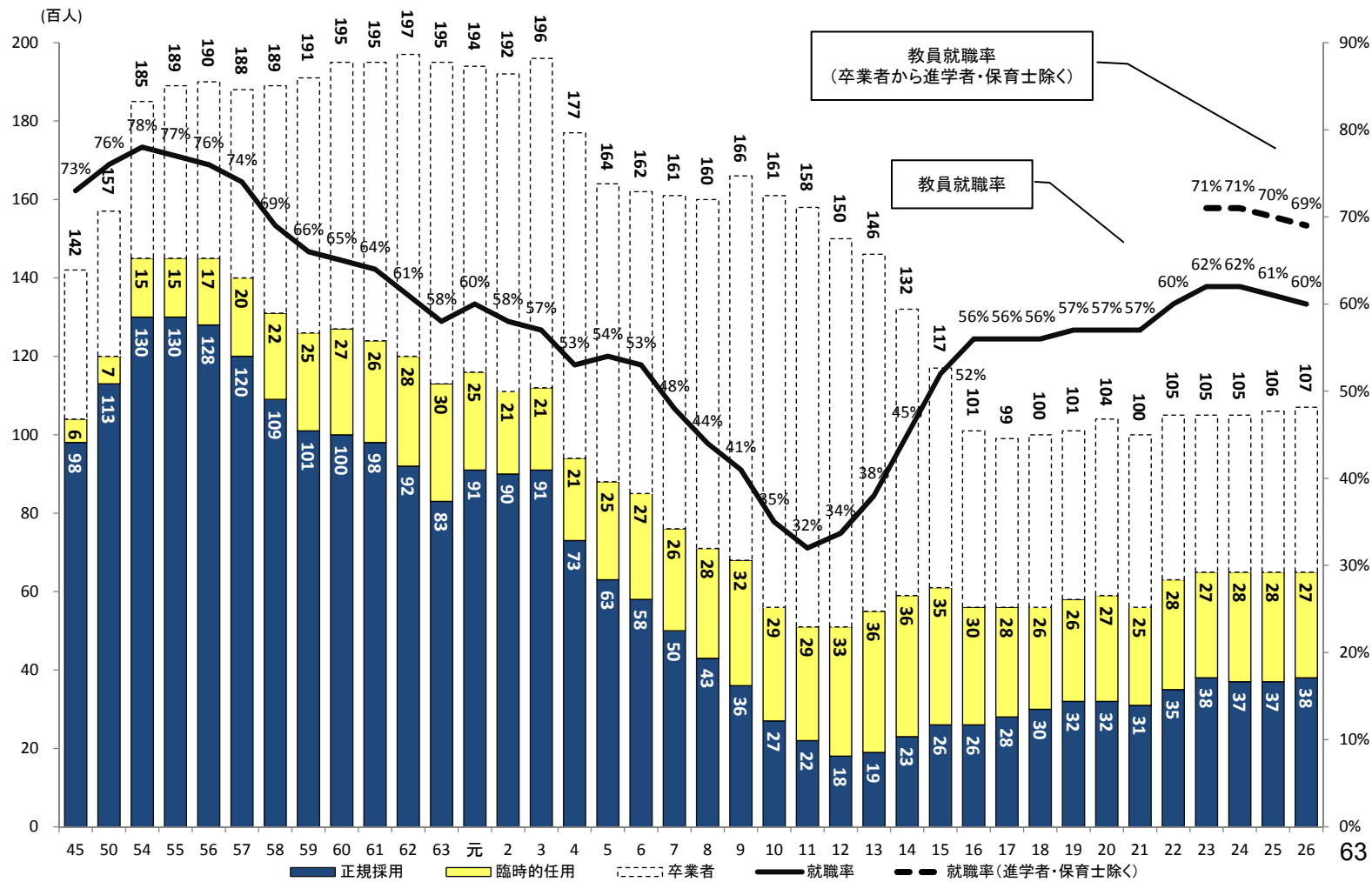
平成20年度～25年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)  
 平成26年度以降は、都道府県の積み上げによる見込み(初等中等教育局財務課調べ)  
 ※養護教諭を除く。

## 公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合(平成26年度)



(注)  
 1. 「臨時的教員」には、産休代替教員及び育児休業代替教員を含まない。  
 2. 「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常勤1人当たり勤務時間で換算している。  
 3. 平成26年5月1日現在の数値である。  
 4. 「正規教員」には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。  
 5. 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的教員及び非常勤講師等の合計数の割合(赤字)と、教員定数に占める正規・臨時的教員の割合(黒字)である。

# 国立の教員養成系学部(教員養成課程)卒業者の教員就職状況の推移



## 教員養成・免許制度について

### 1. 免許主義と開放制の原則

#### 免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

#### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

### 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別(中学校・高等学校については教科別) ※詳細は別紙

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状: 全ての都道府県

・特別免許状  
・臨時免許状 } 授与を受けた  
都道府県内

## 普通免許状

H25年度授与件数：218, 544件

(内訳) 専修免許状：14, 108件 一種免許状：152, 953件 二種免許状：42, 117件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

( 教科に関する科目  
教職に関する科目 )

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

H25年度授与件数：59件

(平成元～H25年度総授与件数：608件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

H25年度授与件数：9, 432件

(前年度9, 214件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

## 3. 免許主義の例外

### ① 特別非常勤講師

H25年度届出件数：19, 539件

(前年度19, 435件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

### ② 免許外教科担任制度

H25年度許可件数：10, 801件

(前年度11, 299件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

# 普通免許状の種類について

(別紙)

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

# 教員免許状の授与件数

(平成25年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	234	15,777	28,423	44,434
小学校	1,680	22,454	4,173	28,307
中学校	5,168	45,478	2,227	52,873
高等学校	6,625	60,484		67,109
特別支援学校	263	4,372	4,842	9,477
養護教諭	119	2,953	1,623	4,695
栄養教諭	19	1,377	825	2,221
特別支援学校自立教科等		58	4	62
合計	14,108	152,953	42,117	208,237

注: 特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

67

## 【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

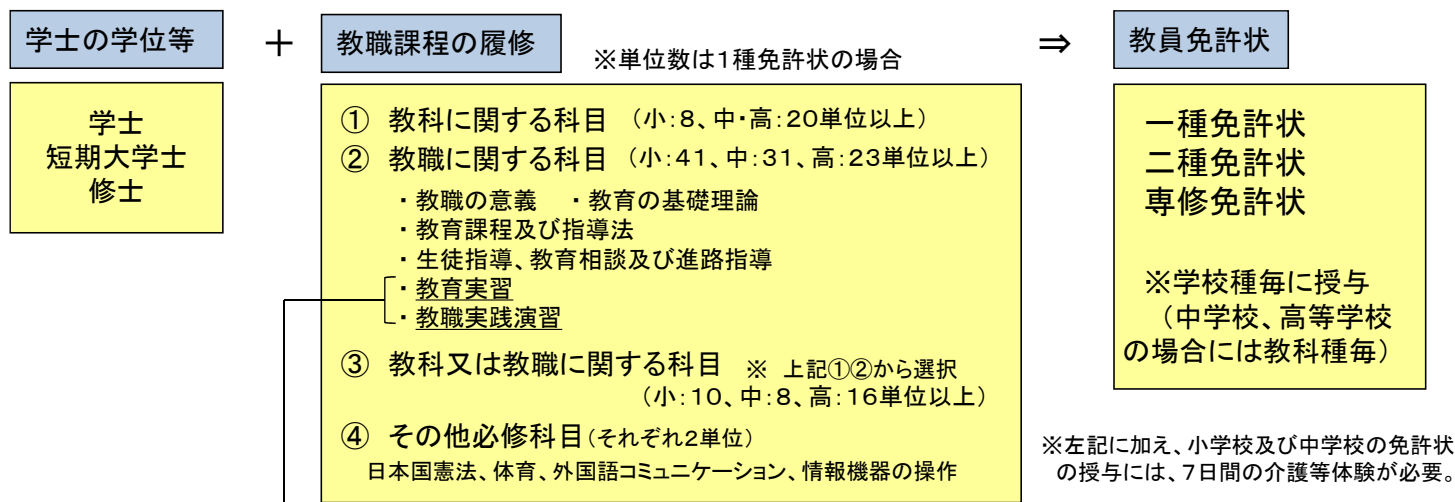
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

# 大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。  
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】 ← → 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。  
(授業方法)  
講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯  
昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位  
平成元年 幼小:5単位、中高:3単位  
平成10年 幼小中:5単位、高3単位

※教育実習を長期化する際の留意点  
①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多くなる必要)  
②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

## 教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳

第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄				
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1:その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。  
また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。  
注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

# 免許状の授与に必要な単位の例

## 【例1：幼稚園教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計6単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語</li> <li>・算数</li> <li>・生活</li> <li>・音楽</li> <li>・図画工作</li> <li>・体育</li> </ul>
○教職に関する科目 右記の科目について35単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 18単位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 2単位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談(カウンセリングを含む))</li> <li>・教育実習 …………… 5単位</li> <li>・教職実践演習 …………… 2単位</li> </ul>
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・体育</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> </ul>

71

## 【例2：小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語(書写を含む)</li> <li>・社会</li> <li>・算数</li> <li>・理科</li> <li>・生活</li> <li>・音楽</li> <li>・図画工作</li> <li>・家庭</li> <li>・体育</li> </ul>
○教職に関する科目 右記の科目について41単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法)</li> <li>・教育実習 …………… 5単位</li> <li>・教職実践演習 …………… 2単位</li> </ul>
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・体育</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> </ul>
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要



【例3: 中学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目についてそれぞれ1単位以上合計20単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)</li> <li>・化学実験 (コンピュータ活用を含む。)</li> <li>・生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)</li> <li>・地学実験 (コンピュータ活用を含む。)</li> </ul>
○教職に関する科目 右記の科目について合計31単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 12単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 4単位 (生徒指導・教育相談 (カウンセリングを含む) ・進路指導の理論及び方法)</li> <li>・教育実習 …………… 5単位</li> <li>・教職実践演習 …………… 2単位</li> </ul>
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について8単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> <li>・体育</li> </ul>
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

73

【例4: 高等学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目について、1以上合計20単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)、化学実験 (コンピュータ活用を含む。)、生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)、地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」</li> </ul>
○教職に関する科目 右記の科目について合計23単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等)</li> <li>・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等)</li> <li>・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 6単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術)</li> <li>・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 4単位 (生徒指導・教育相談 (カウンセリングを含む) ・進路指導の理論及び方法)</li> <li>・教育実習 …………… 3単位</li> <li>・教職実践演習 …………… 2単位</li> </ul>
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について16単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> <li>・体育</li> </ul>

# 教育職員検定における在職年数の例

## 【上進(より上位の免許状の取得)の場合】←現職教員の現職教育の尊重

取得しようとする免許状	基礎となる免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師、助教諭として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	一種免許状	二種免許状	5 (教科に関する科目4、教職に関する科目20、教科又は教職に関する科目6、その他都道府県教育委員会が定める科目15)
	二種免許状	臨時免許状	6 (教科に関する科目5、教職に関する科目30、その他都道府県教育委員会が定める科目10)

※教育職員免許法別表第三(抜粋)

※別途、大学に3年以上+93単位以上の修得で25単位までの軽減措置あり

## 【隣接校種免許状取得の場合】←現職教員の隣接校種免許状の取得促進

取得しようとする免許状	有することを必要とする学校の免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	6 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
	中学校教諭普通免許状	3	12 (教職に関する科目のみ(指導法中心))

※教育職員免許法別表第八(抜粋)

75

## 【学校栄養職員の栄養教諭免許状取の特例の場合】←学校栄養職員の栄養教諭取得促進

取得しようとする免許状	基礎資格	基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
栄養教諭	一種免許状 ・管理栄養士の免許を受けていること ・管理栄養士施設の課程を修了し、かつ、栄養士の免許を受けていること	3	10 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目8単位)
	二種免許状 ・栄養士の免許を受けていること	3	8 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目6単位)

※教育職員免許法附則第18項

※基礎資格について、原則は、上記要件に加え、一種免許状の場合は学士の学位が、二種免許状の場合は短期大学士の学位が必要。

※最低修得単位数について、原則は、一種免許状の場合は22単位、二種免許状の場合は14単位の修得が必要。

### (参考) 栄養士及び管理栄養士資格について

栄養士: 栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者

管理栄養士: 管理栄養士国家試験に合格した者

※管理栄養士試験の受験資格(栄養士法第5条の3)

- 一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者

【職業実習に係る免許状の上進の場合】←基礎資格によって在職年数等に差をつけている例

取得しようとする免許状		基礎資格	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
中学校において職業実習を担当する教諭	専修免許状	一種免許状を取得した後、3年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15
	一種免許状	二種免許状を取得した後、3年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15
	二種免許状	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	/
		ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	
		ハ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を取得した後、6年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	

※教育職員免許法別表第五

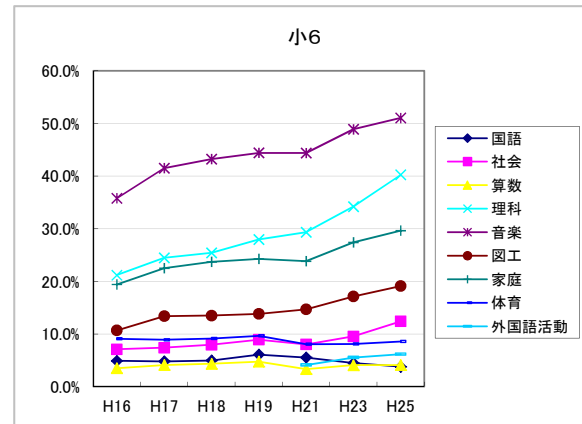
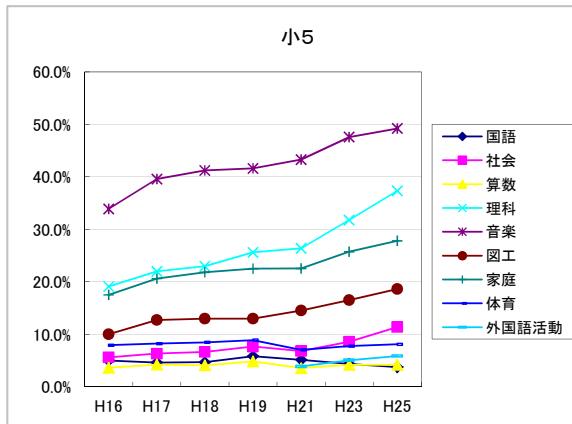
## 教諭の他校種免許状の所有状況

幼稚園教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
小学校免許	9.0%	幼稚園免許	23.8%	幼稚園免許	1.7%	幼稚園免許	0.3%
中学校免許	1.1%	中学校免許	61.5%	小学校免許	27.3%	小学校免許	5.4%
高等学校免許	0.9%	高等学校免許	46.2%	高等学校免許	78.9%	中学校免許	58.2%

出典：文部科学省平成25年度学校教員統計調査

# 教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度)

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 この教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。  
(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

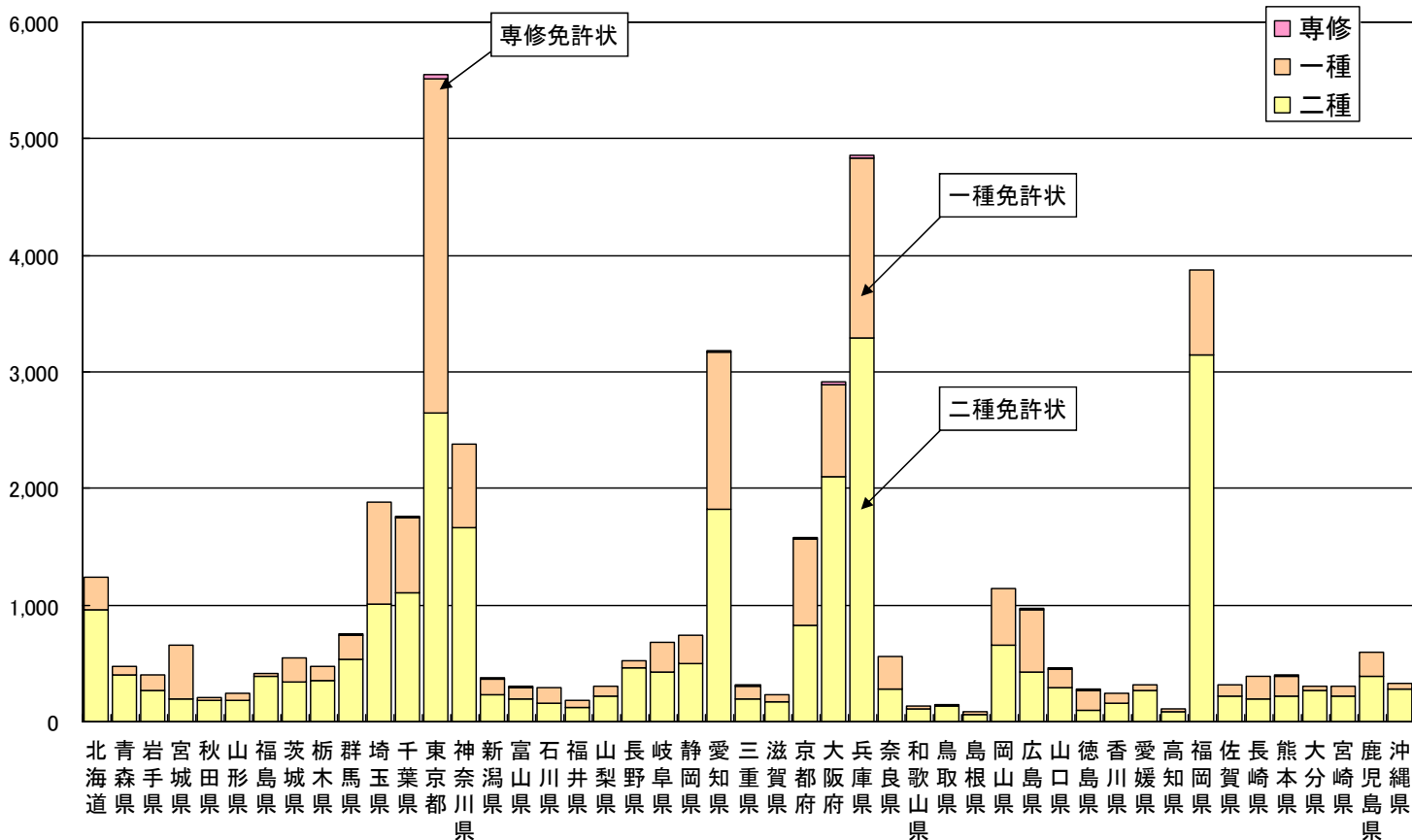
出典：文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

## 特別免許状の授与件数の推移

		平成 元～19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25年度		計 (H元～H25 の計)
		小学校	公立	0	0	0	0	0	0	
	私立	2	0	0	0	0	0	0	0	2
中学校	公立	6	5	4	0	2	0	0	0	17
	私立	18	2	7	0	1	1	5	英語(3件) 理科(2件)	34
高等学校	公立	113	19	28	25	16	27	37	看護(19件) 理科(5件) 工業(9件) 家庭、商業、外国語 (ロシア語)、水産 各1件)	265
	私立	99	14	12	9	14	15	11	看護(5件) 英語(3件) 理科(2件) 公民(1件)	174
特別支援学校	公立	52	16	16	11	6	9	6	自立活動(6件)	116
	私立	0	0	0	0	0	0	0		0
計		290	56	67	45	39	52	59		608

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ①幼稚園教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 81

## 平成25年度教員免許状授与件数(幼稚園教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	5 (0.4%)	280 (22.5%)	959 (77.1%)	1,244
2 青森県	0 (0.0%)	81 (16.9%)	397 (83.1%)	478
3 岩手県	4 (1.0%)	134 (33.1%)	267 (65.9%)	405
4 宮城県	4 (0.6%)	451 (69.0%)	199 (30.4%)	654
5 秋田県	0 (0.0%)	19 (9.3%)	185 (90.7%)	204
6 山形県	1 (0.4%)	58 (24.3%)	180 (75.3%)	239
7 福島県	2 (0.5%)	28 (6.7%)	389 (92.8%)	419
8 茨城県	4 (0.7%)	200 (36.4%)	346 (62.9%)	550
9 栃木県	1 (0.2%)	124 (25.9%)	353 (73.8%)	478
10 群馬県	4 (0.5%)	206 (27.5%)	538 (71.9%)	748
11 埼玉県	4 (0.2%)	876 (46.4%)	1,006 (53.3%)	1,886
12 千葉県	8 (0.5%)	645 (36.6%)	1,107 (62.9%)	1,760
13 東京都	33 (0.6%)	2,868 (51.7%)	2,648 (47.7%)	5,549
14 神奈川県	5 (0.2%)	717 (30.1%)	1,660 (69.7%)	2,382
15 新潟県	16 (4.3%)	128 (34.0%)	232 (61.7%)	376
16 富山県	1 (0.3%)	103 (34.6%)	194 (65.1%)	298
17 石川県	4 (1.4%)	130 (44.5%)	158 (54.1%)	292
18 福井県	3 (1.6%)	62 (33.0%)	123 (65.4%)	188
19 山梨県	2 (0.7%)	74 (24.7%)	224 (74.7%)	300
20 長野県	2 (0.4%)	60 (11.4%)	463 (88.2%)	525
21 岐阜県	5 (0.7%)	260 (38.0%)	420 (61.3%)	685
22 静岡県	2 (0.3%)	236 (31.9%)	502 (67.8%)	740
23 愛知県	9 (0.3%)	1,357 (42.6%)	1,817 (57.1%)	3,183
24 三重県	2 (0.6%)	116 (37.4%)	192 (61.9%)	310

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	1 (0.4%)	65 (28.1%)	165 (71.4%)	231
26 京都府	9 (0.6%)	740 (46.9%)	829 (52.5%)	1,578
27 大阪府	17 (0.6%)	788 (27.1%)	2,104 (72.3%)	2,909
28 兵庫県	27 (0.6%)	1,539 (31.7%)	3,292 (67.8%)	4,858
29 奈良県	4 (0.7%)	284 (50.4%)	276 (48.9%)	564
30 和歌山県	1 (0.8%)	18 (14.0%)	110 (85.3%)	129
31 鳥取県	0 (0.0%)	21 (14.1%)	128 (85.9%)	149
32 島根県	1 (1.1%)	22 (25.3%)	64 (73.6%)	87
33 岡山県	5 (0.4%)	485 (42.4%)	653 (57.1%)	1,143
34 広島県	10 (1.0%)	542 (55.8%)	420 (43.2%)	972
35 山口県	2 (0.4%)	160 (35.0%)	295 (64.6%)	457
36 徳島県	17 (6.0%)	173 (61.3%)	92 (32.6%)	282
37 香川県	2 (0.8%)	91 (36.7%)	155 (62.5%)	248
38 愛媛県	1 (0.3%)	52 (16.5%)	262 (83.2%)	315
39 高知県	0 (0.0%)	22 (20.8%)	84 (79.2%)	106
40 福岡県	2 (0.1%)	725 (18.7%)	3,146 (81.2%)	3,873
41 佐賀県	0 (0.0%)	96 (30.1%)	223 (69.9%)	319
42 長崎県	4 (1.0%)	190 (48.8%)	195 (50.1%)	389
43 熊本県	3 (0.8%)	177 (44.6%)	217 (54.7%)	397
44 大分県	0 (0.0%)	36 (12.0%)	264 (88.0%)	300
45 宮崎県	5 (1.6%)	86 (28.0%)	216 (70.4%)	307
46 鹿児島県	1 (0.2%)	211 (35.1%)	389 (64.7%)	601
47 沖縄県	1 (0.3%)	41 (12.5%)	285 (87.2%)	327
合計	234 (0.5%)	15,777 (35.5%)	28,423 (64.0%)	44,434

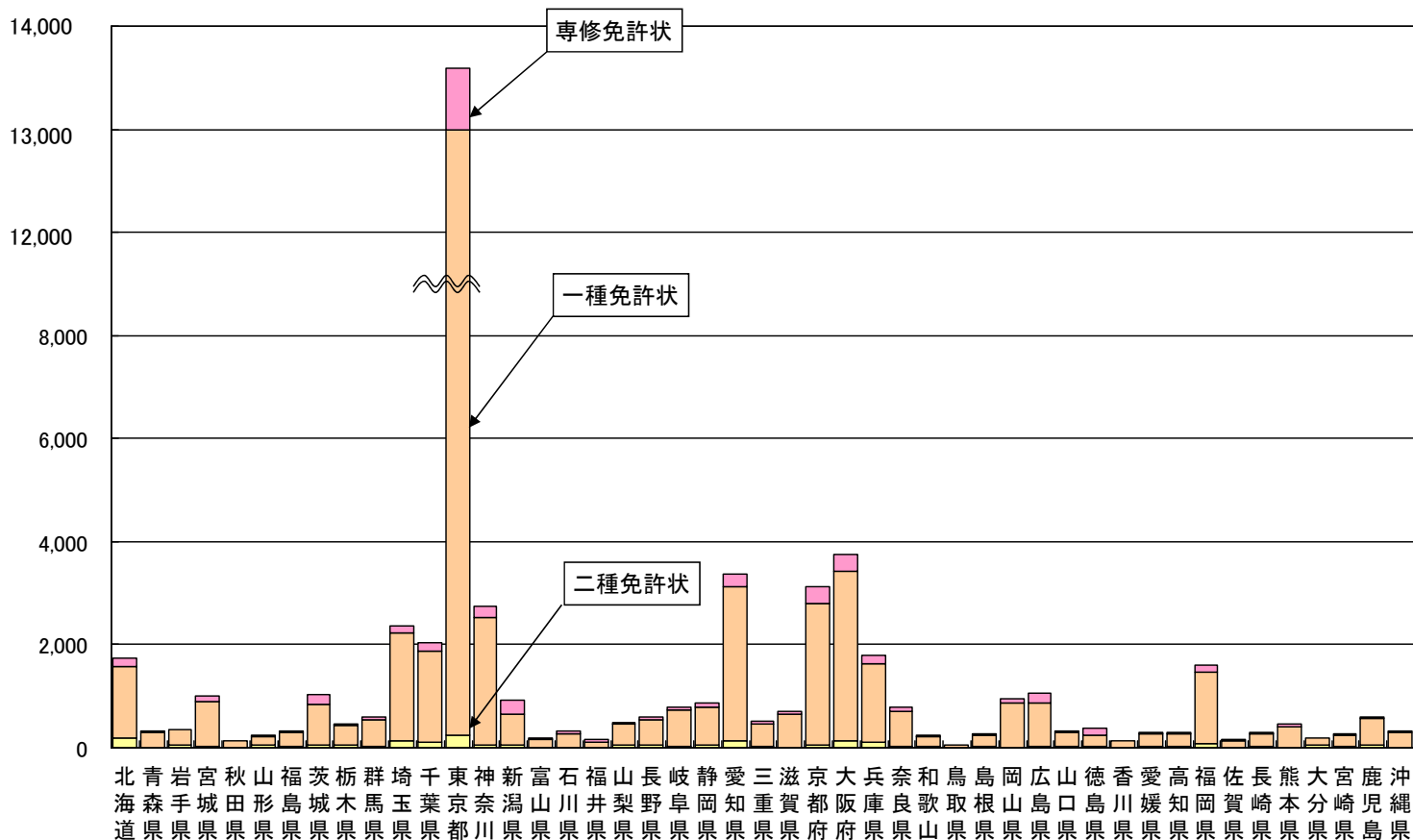
※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 82



# 平成25年度教員免許状授与件数

## ③中学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 85

## 平成25年度教員免許状授与件数(中学校教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	156 (9.0%)	1,378 (79.7%)	195 (11.3%)	1,729
2 青森県	32 (10.0%)	278 (87.1%)	9 (2.8%)	319
3 岩手県	18 (4.9%)	296 (80.9%)	52 (14.2%)	366
4 宮城県	87 (8.8%)	891 (89.7%)	15 (1.5%)	993
5 秋田県	23 (15.4%)	122 (81.9%)	4 (2.7%)	149
6 山形県	26 (10.3%)	176 (69.8%)	50 (19.8%)	252
7 福島県	31 (9.2%)	288 (85.7%)	17 (5.1%)	336
8 茨城県	212 (20.3%)	786 (75.4%)	45 (4.3%)	1,043
9 栃木県	35 (7.5%)	381 (81.4%)	52 (11.1%)	468
10 群馬県	51 (8.6%)	506 (84.9%)	39 (6.5%)	596
11 埼玉県	145 (6.1%)	2,078 (87.7%)	147 (6.2%)	2,370
12 千葉県	146 (7.2%)	1,775 (87.6%)	106 (5.2%)	2,027
13 東京都	1,190 (9.0%)	11,753 (89.2%)	239 (1.8%)	13,182
14 神奈川県	231 (8.4%)	2,462 (89.6%)	54 (2.0%)	2,747
15 新潟県	275 (29.9%)	583 (63.3%)	63 (6.8%)	921
16 富山県	28 (15.6%)	144 (80.4%)	7 (3.9%)	179
17 石川県	55 (16.9%)	268 (82.2%)	3 (0.9%)	326
18 福井県	57 (33.7%)	105 (62.1%)	7 (4.1%)	169
19 山梨県	34 (6.8%)	420 (83.8%)	47 (9.4%)	501
20 長野県	59 (9.8%)	480 (80.1%)	60 (10.0%)	599
21 岐阜県	56 (7.1%)	714 (90.2%)	22 (2.8%)	792
22 静岡県	78 (9.0%)	736 (85.2%)	50 (5.8%)	864
23 愛知県	247 (7.3%)	2,988 (88.9%)	127 (3.8%)	3,362
24 三重県	46 (9.0%)	427 (83.9%)	36 (7.1%)	509

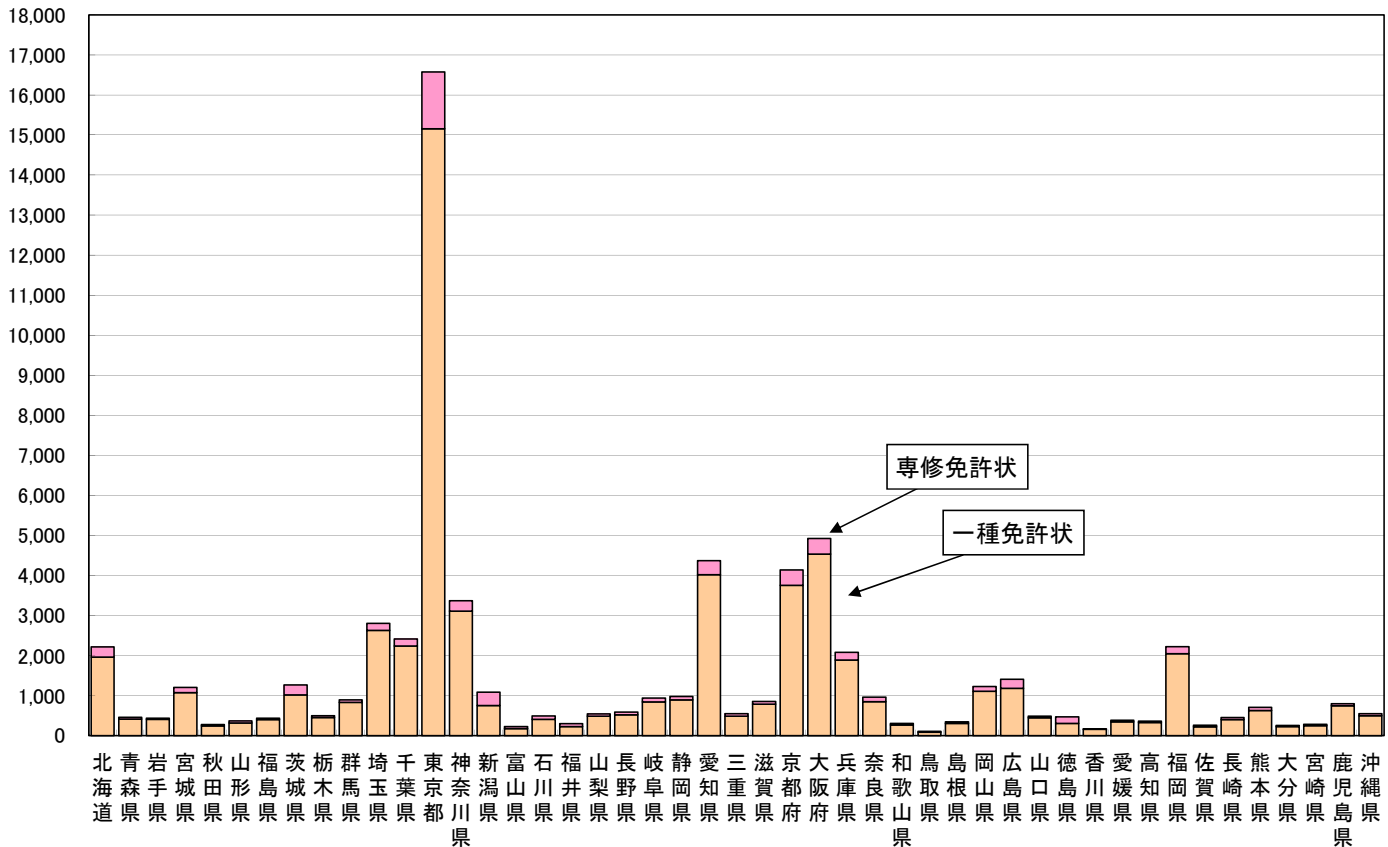
都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	57 (7.9%)	649 (90.3%)	13 (1.8%)	719
26 京都府	313 (10.1%)	2,758 (88.6%)	43 (1.4%)	3,114
27 大阪府	315 (8.4%)	3,290 (87.9%)	140 (3.7%)	3,745
28 兵庫県	166 (9.3%)	1,517 (84.7%)	109 (6.1%)	1,792
29 奈良県	88 (11.2%)	671 (85.7%)	24 (3.1%)	783
30 和歌山県	29 (12.0%)	195 (80.9%)	17 (7.1%)	241
31 鳥取県	12 (20.0%)	41 (68.3%)	7 (11.7%)	60
32 島根県	32 (11.6%)	227 (82.5%)	16 (5.8%)	275
33 岡山県	81 (8.6%)	850 (90.0%)	13 (1.4%)	944
34 広島県	178 (16.8%)	854 (80.7%)	26 (2.5%)	1,058
35 山口県	27 (8.6%)	254 (81.2%)	32 (10.2%)	313
36 徳島県	131 (35.0%)	210 (56.1%)	33 (8.8%)	374
37 香川県	12 (8.1%)	125 (83.9%)	12 (8.1%)	149
38 愛媛県	28 (9.4%)	240 (80.8%)	29 (9.8%)	297
39 高知県	24 (8.1%)	235 (79.7%)	36 (12.2%)	295
40 福岡県	124 (7.8%)	1,397 (87.8%)	70 (4.4%)	1,591
41 佐賀県	29 (16.5%)	143 (81.3%)	4 (2.3%)	176
42 長崎県	28 (9.4%)	255 (85.9%)	14 (4.7%)	297
43 熊本県	55 (12.1%)	387 (85.2%)	12 (2.6%)	454
44 大分県	21 (10.5%)	135 (67.5%)	44 (22.0%)	200
45 宮崎県	33 (12.5%)	204 (77.0%)	28 (10.6%)	265
46 鹿児島県	39 (6.5%)	506 (84.5%)	54 (9.0%)	599
47 沖縄県	28 (8.4%)	300 (89.8%)	6 (1.8%)	334
合計	5,168 (9.8%)	45,478 (86.0%)	2,228 (4.2%)	52,874

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 86

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ④高等学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調 87)

## 平成25年度教員免許状授与件数(高等学校教諭)

都道府県	専修	一種	授与件数の計
1 北海道	256 (11.5%)	1,963 (88.5%)	2,219
2 青森県	41 (9.0%)	416 (91.0%)	457
3 岩手県	28 (6.4%)	408 (93.6%)	436
4 宮城県	126 (10.5%)	1,078 (89.5%)	1,204
5 秋田県	33 (11.8%)	246 (88.2%)	279
6 山形県	50 (13.6%)	319 (86.4%)	369
7 福島県	37 (8.4%)	401 (91.6%)	438
8 茨城県	252 (19.8%)	1,018 (80.2%)	1,270
9 栃木県	47 (9.4%)	454 (90.6%)	501
10 群馬県	59 (6.6%)	835 (93.4%)	894
11 埼玉県	173 (6.2%)	2,630 (93.8%)	2,803
12 千葉県	175 (7.2%)	2,240 (92.8%)	2,415
13 東京都	1,418 (8.6%)	15,160 (91.4%)	16,578
14 神奈川県	264 (7.8%)	3,109 (92.2%)	3,373
15 新潟県	332 (30.5%)	755 (69.5%)	1,087
16 富山県	51 (22.3%)	178 (77.7%)	229
17 石川県	87 (17.6%)	408 (82.4%)	495
18 福井県	74 (24.6%)	227 (75.4%)	301
19 山梨県	57 (10.4%)	489 (89.6%)	546
20 長野県	65 (11.1%)	523 (88.9%)	588
21 岐阜県	96 (10.2%)	846 (89.8%)	942
22 静岡県	88 (9.0%)	893 (91.0%)	981
23 愛知県	347 (7.9%)	4,022 (92.1%)	4,369
24 三重県	62 (11.3%)	486 (88.7%)	548

都道府県	専修	一種	授与件数の計
25 滋賀県	71 (8.3%)	786 (91.7%)	857
26 京都府	385 (9.3%)	3,756 (90.7%)	4,141
27 大阪府	394 (8.0%)	4,533 (92.0%)	4,927
28 兵庫県	192 (9.2%)	1,892 (90.8%)	2,084
29 奈良県	114 (11.8%)	849 (88.2%)	963
30 和歌山県	40 (13.0%)	268 (87.0%)	308
31 鳥取県	22 (20.4%)	86 (79.6%)	108
32 島根県	40 (11.5%)	307 (88.5%)	347
33 岡山県	117 (9.5%)	1,109 (90.5%)	1,226
34 広島県	225 (16.0%)	1,182 (84.0%)	1,407
35 山口県	37 (7.6%)	449 (92.4%)	486
36 徳島県	164 (34.9%)	306 (65.1%)	470
37 香川県	15 (8.6%)	159 (91.4%)	174
38 愛媛県	43 (11.1%)	344 (88.9%)	387
39 高知県	36 (9.8%)	330 (90.2%)	366
40 福岡県	180 (8.1%)	2,046 (91.9%)	2,226
41 佐賀県	39 (14.9%)	222 (85.1%)	261
42 長崎県	52 (11.4%)	403 (88.6%)	455
43 熊本県	79 (11.1%)	630 (88.9%)	709
44 大分県	28 (10.9%)	229 (89.1%)	257
45 宮崎県	32 (11.3%)	252 (88.7%)	284
46 鹿児島県	50 (6.3%)	746 (93.7%)	796
47 沖縄県	52 (9.5%)	498 (90.5%)	550
合計	6,625 (9.9%)	60,486 (90.1%)	67,111

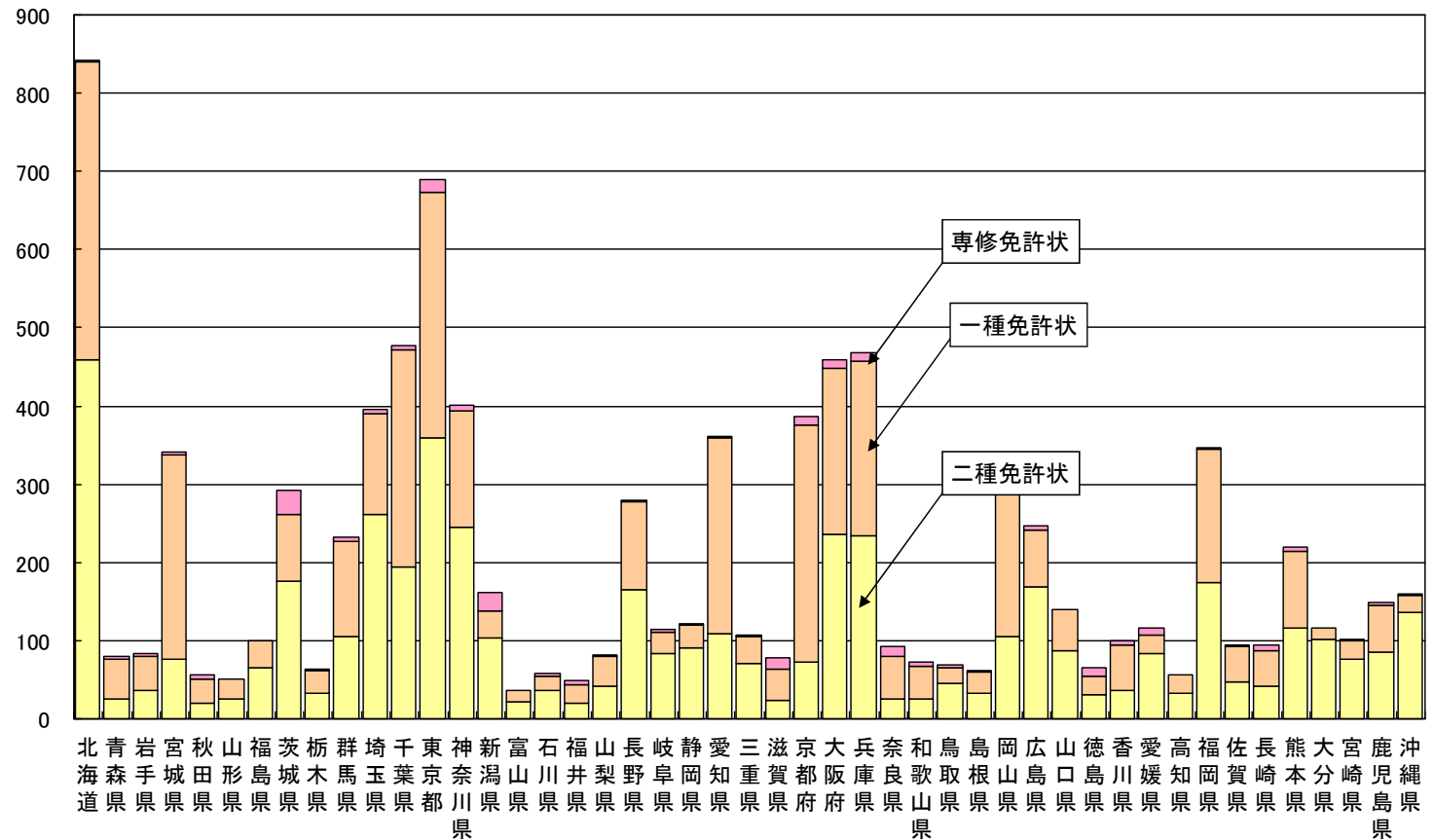
※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調 88)



# 平成25年度教員免許状授与件数

## ⑤特別支援学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 89

## 平成25年度教員免許状授与件数(特別支援学校教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	2 (0.2%)	381 (45.2%)	459 (54.5%)	842
2 青森県	2 (2.5%)	52 (65.8%)	25 (31.6%)	79
3 岩手県	4 (4.8%)	43 (51.8%)	36 (43.4%)	83
4 宮城県	3 (0.9%)	262 (76.8%)	76 (22.3%)	341
5 秋田県	6 (10.7%)	30 (53.6%)	20 (35.7%)	56
6 山形県	0 (0.0%)	24 (48.0%)	26 (52.0%)	50
7 福島県	0 (0.0%)	33 (33.3%)	66 (66.7%)	99
8 茨城県	31 (10.6%)	85 (29.1%)	176 (60.3%)	292
9 栃木県	2 (3.1%)	29 (45.3%)	33 (51.6%)	64
10 群馬県	6 (2.6%)	121 (51.9%)	106 (45.5%)	233
11 埼玉県	6 (1.5%)	129 (32.6%)	261 (65.9%)	396
12 千葉県	7 (1.5%)	276 (57.7%)	195 (40.8%)	478
13 東京都	16 (2.3%)	314 (45.5%)	360 (52.2%)	690
14 神奈川県	8 (2.0%)	148 (36.9%)	245 (61.1%)	401
15 新潟県	24 (14.8%)	35 (21.6%)	103 (63.6%)	162
16 富山県	0 (0.0%)	15 (41.7%)	21 (58.3%)	36
17 石川県	3 (5.2%)	19 (32.8%)	36 (62.1%)	58
18 福井県	6 (12.2%)	23 (46.9%)	20 (40.8%)	49
19 山梨県	3 (3.7%)	38 (46.3%)	41 (50.0%)	82
20 長野県	2 (0.7%)	111 (39.8%)	166 (59.5%)	279
21 岐阜県	4 (3.5%)	26 (22.8%)	84 (73.7%)	114
22 静岡県	3 (2.5%)	28 (23.0%)	91 (74.6%)	122
23 愛知県	2 (0.6%)	250 (69.3%)	109 (30.2%)	361
24 三重県	1 (0.9%)	35 (32.7%)	71 (66.4%)	107

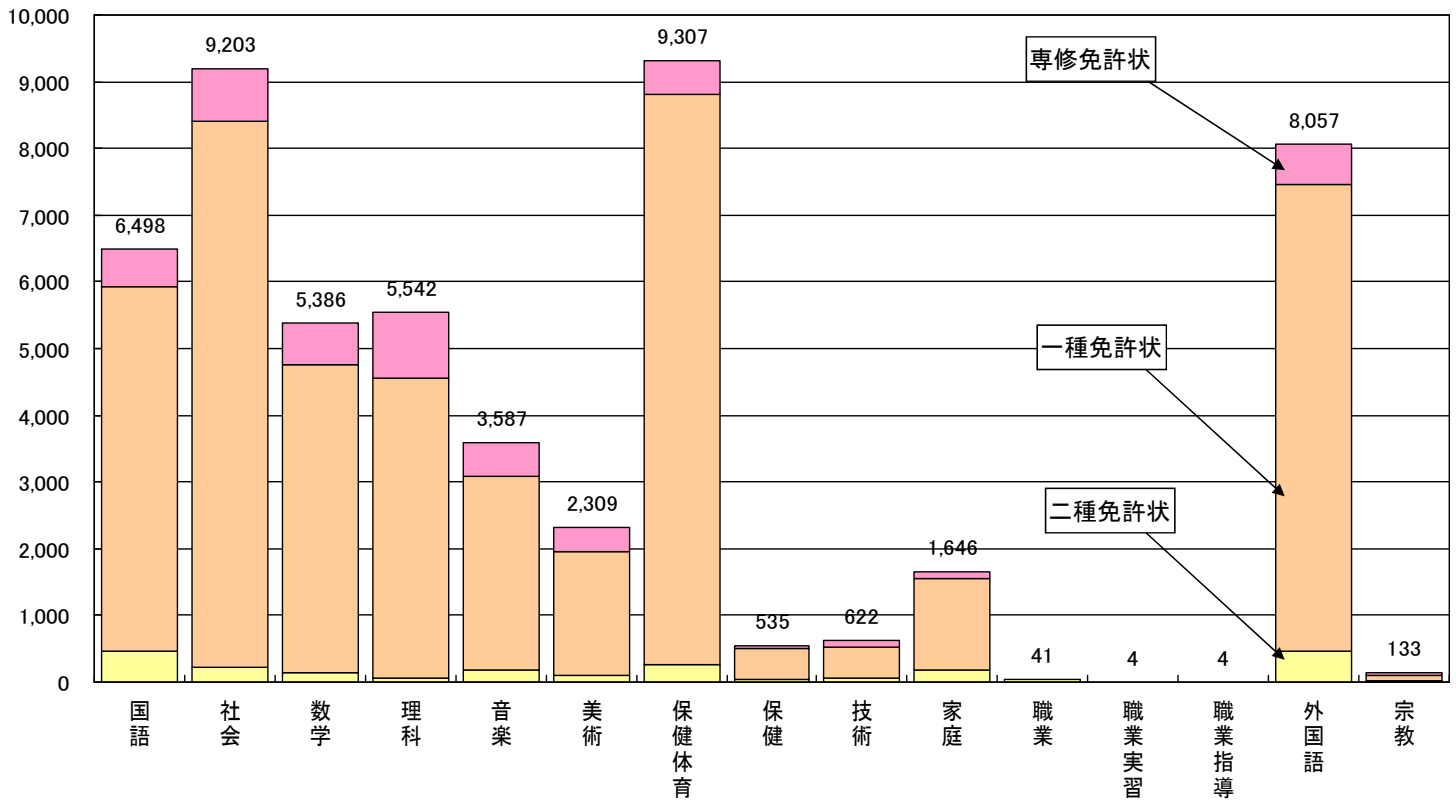
都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	14 (17.9%)	40 (51.3%)	24 (30.8%)	78
26 京都府	11 (2.8%)	303 (78.5%)	72 (18.7%)	386
27 大阪府	10 (2.2%)	213 (46.4%)	236 (51.4%)	459
28 兵庫県	11 (2.4%)	223 (47.6%)	234 (50.0%)	468
29 奈良県	14 (15.1%)	53 (57.0%)	26 (28.0%)	93
30 和歌山県	4 (5.6%)	43 (59.7%)	25 (34.7%)	72
31 鳥取県	4 (5.8%)	20 (29.0%)	45 (65.2%)	69
32 島根県	1 (1.6%)	27 (44.3%)	33 (54.1%)	61
33 岡山県	3 (1.0%)	205 (65.5%)	105 (33.5%)	313
34 広島県	5 (2.0%)	74 (30.0%)	168 (68.0%)	247
35 山口県	0 (0.0%)	51 (36.7%)	88 (63.3%)	139
36 徳島県	11 (16.7%)	25 (37.9%)	30 (45.5%)	66
37 香川県	4 (4.0%)	58 (58.6%)	37 (37.4%)	99
38 愛媛県	10 (8.5%)	23 (19.7%)	84 (71.8%)	117
39 高知県	0 (0.0%)	24 (42.9%)	32 (57.1%)	56
40 福岡県	2 (0.6%)	170 (49.1%)	174 (50.3%)	346
41 佐賀県	2 (2.1%)	46 (48.4%)	47 (49.5%)	95
42 長崎県	7 (7.4%)	47 (49.5%)	41 (43.2%)	95
43 熊本県	4 (1.8%)	99 (45.2%)	116 (53.0%)	219
44 大分県	1 (0.9%)	15 (12.8%)	101 (86.3%)	117
45 宮崎県	1 (1.0%)	24 (23.8%)	76 (75.2%)	101
46 鹿児島県	2 (1.4%)	60 (40.5%)	86 (58.1%)	148
47 沖縄県	1 (0.6%)	22 (13.8%)	136 (85.5%)	159
合計	263 (2.8%)	4,372 (46.1%)	4,842 (51.1%)	9,477

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 90

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ⑥中学校教諭教科別

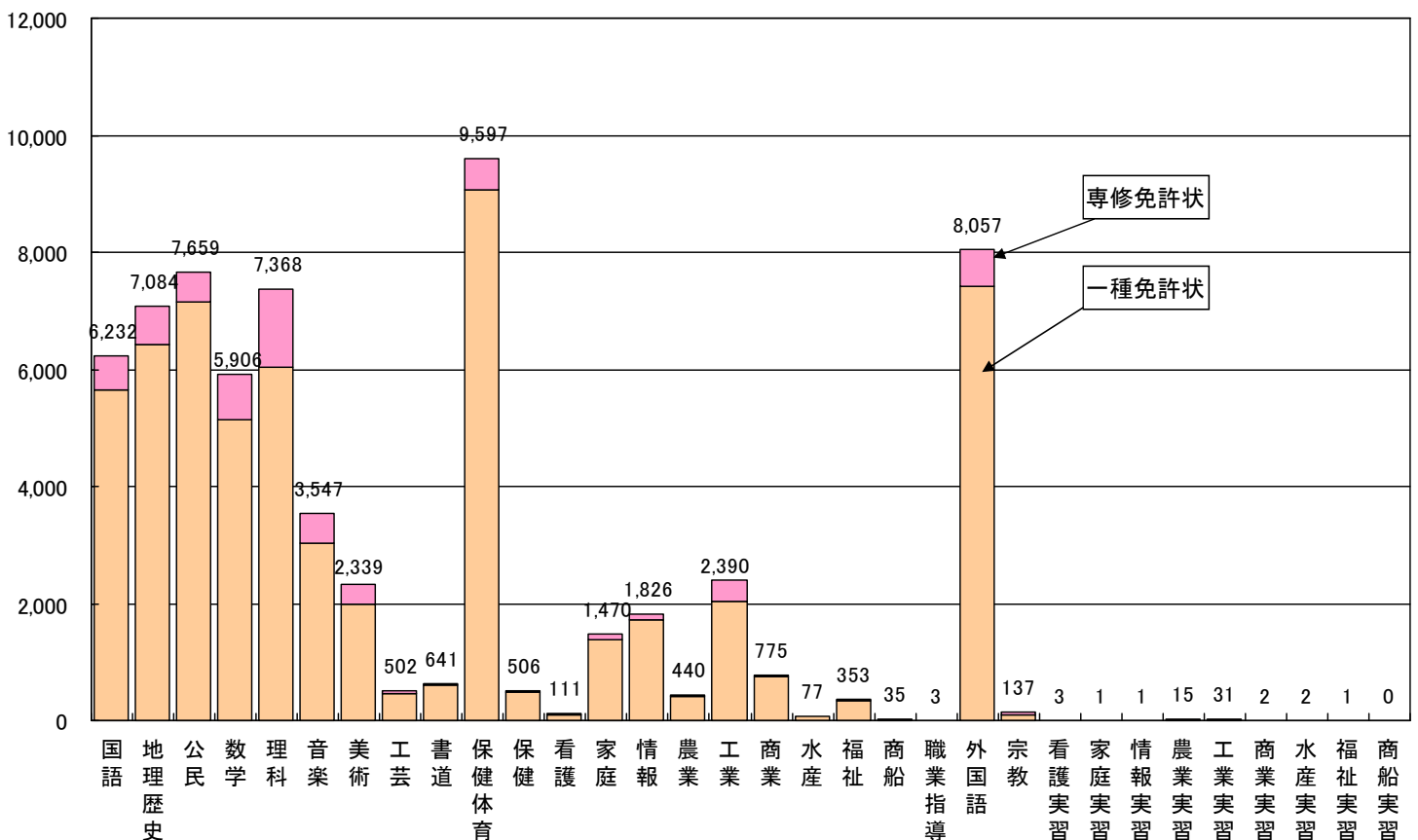


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 91

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ⑦高等学校教諭教科別

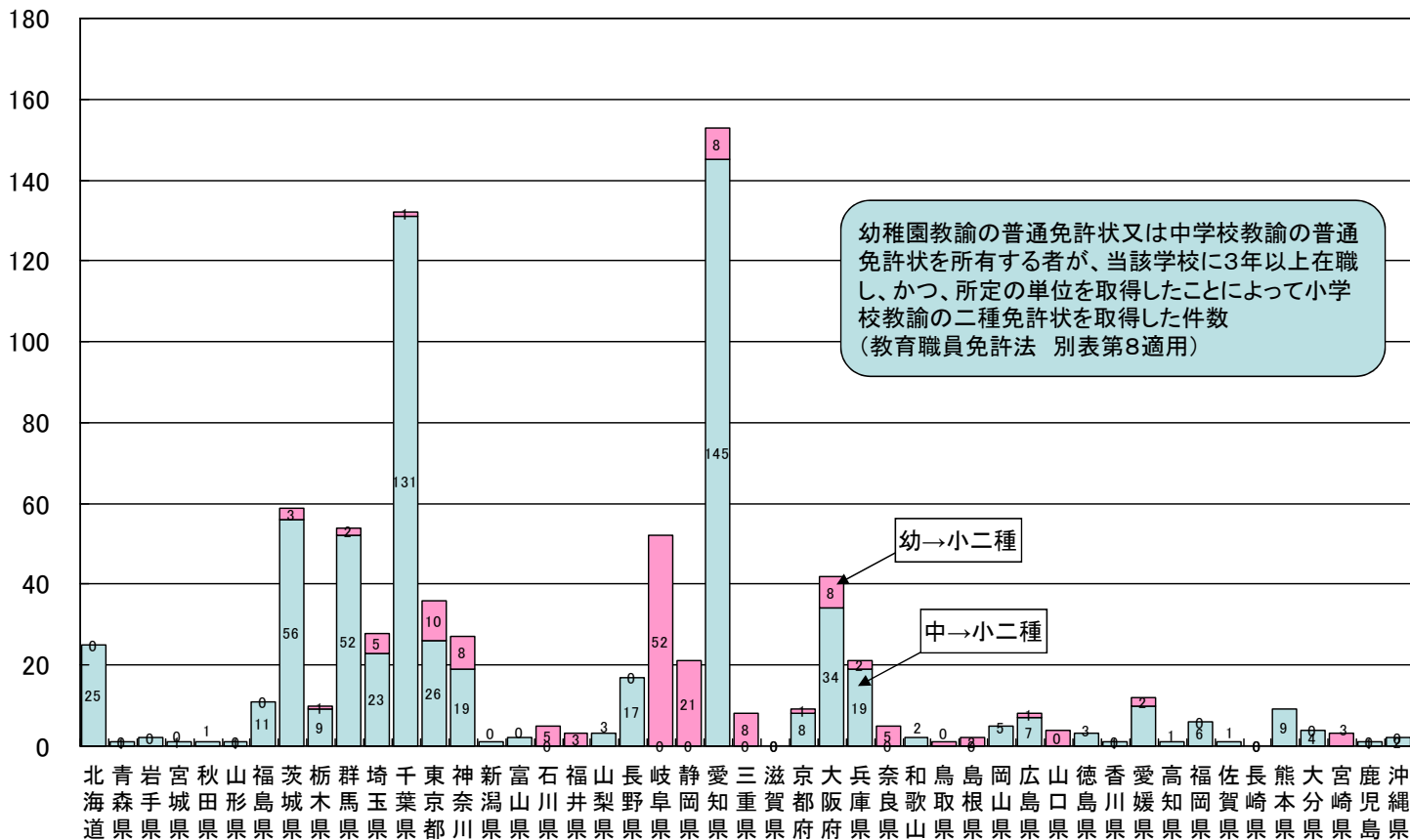


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 92

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ⑧教職経験年数を活用した小学校二種免許状

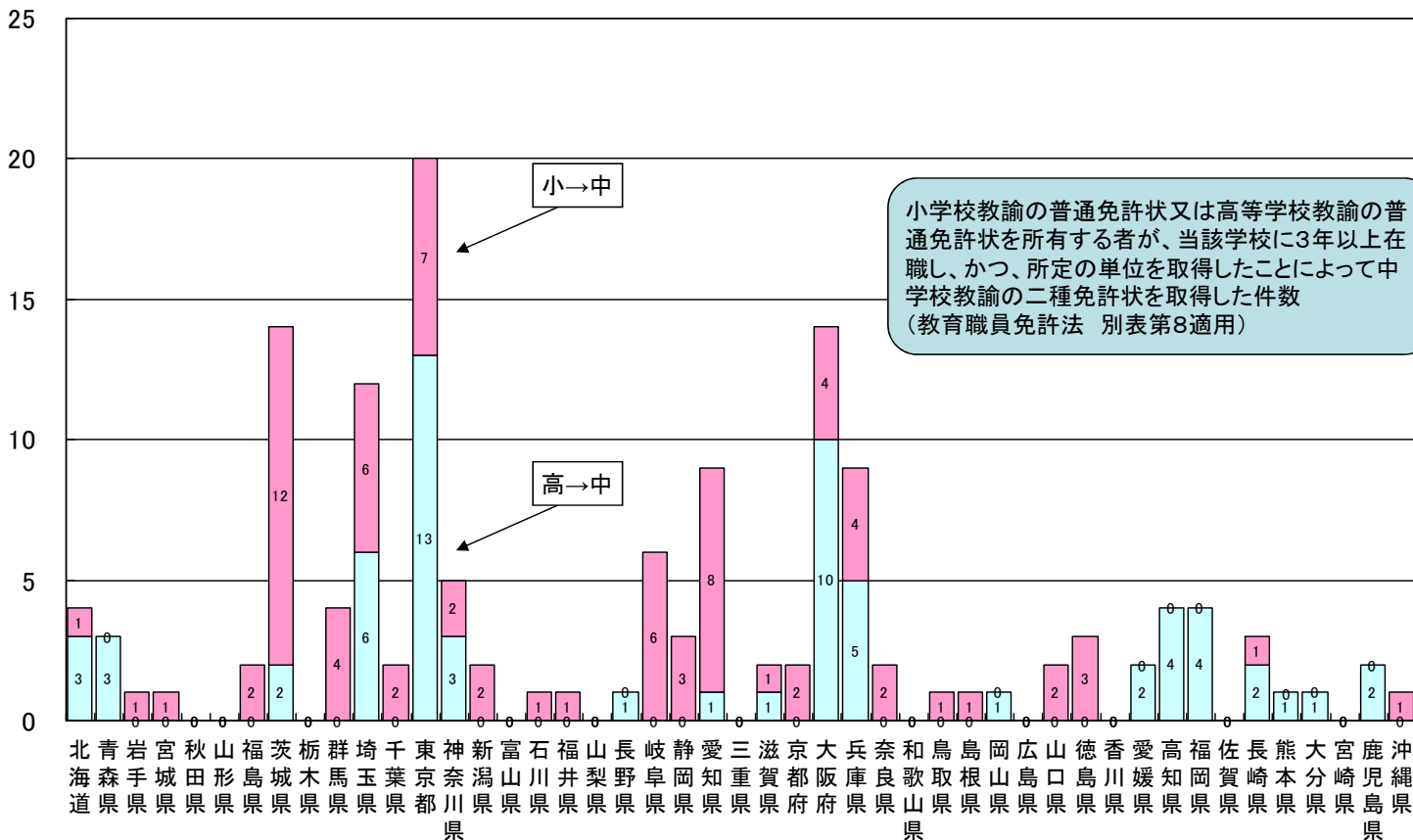


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

# 平成25年度教員免許状授与件数

## ⑨教職経験年数を活用した中学校二種免許状

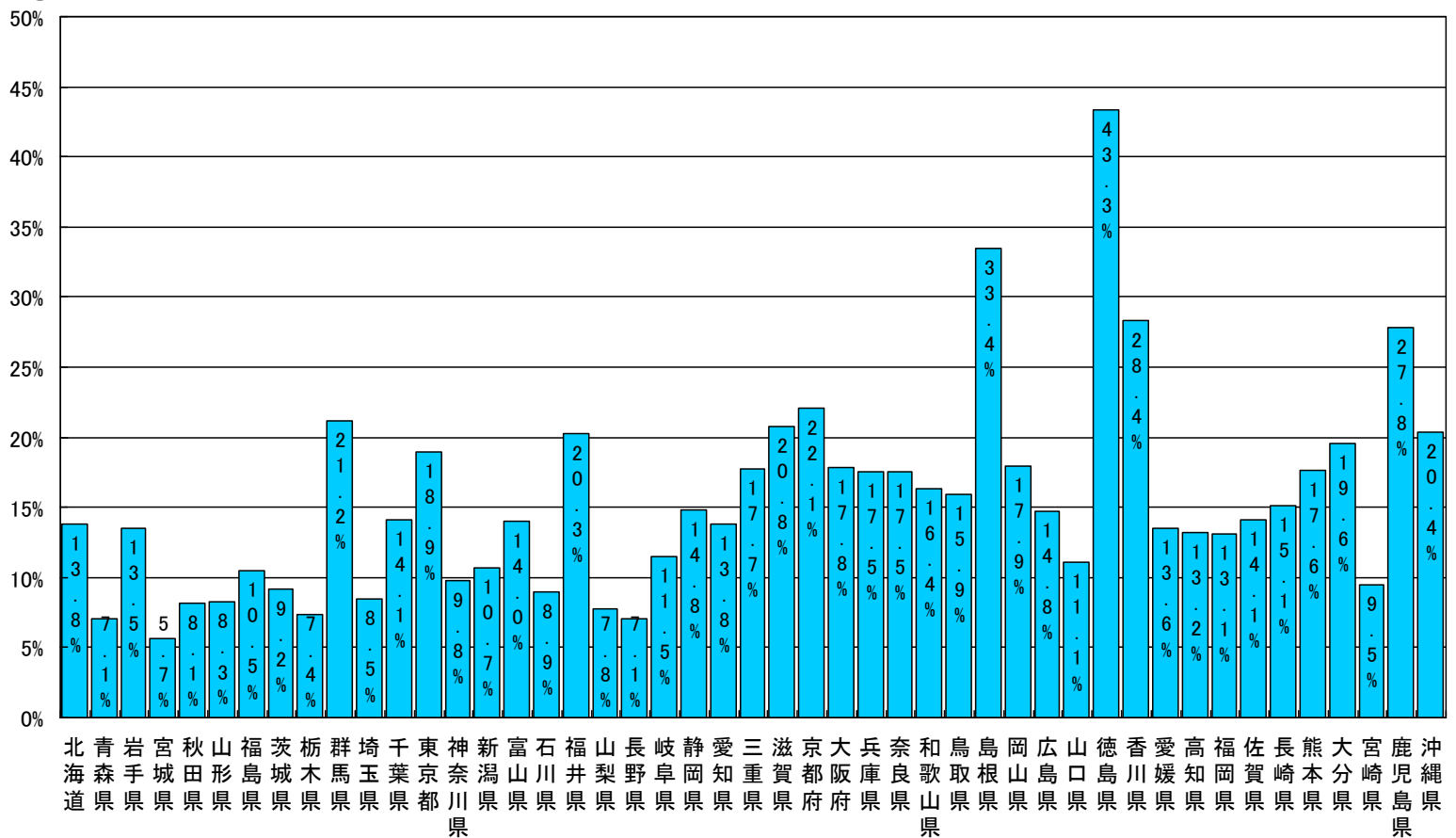


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ①幼稚園教諭の小学校教諭免許状の所有状況

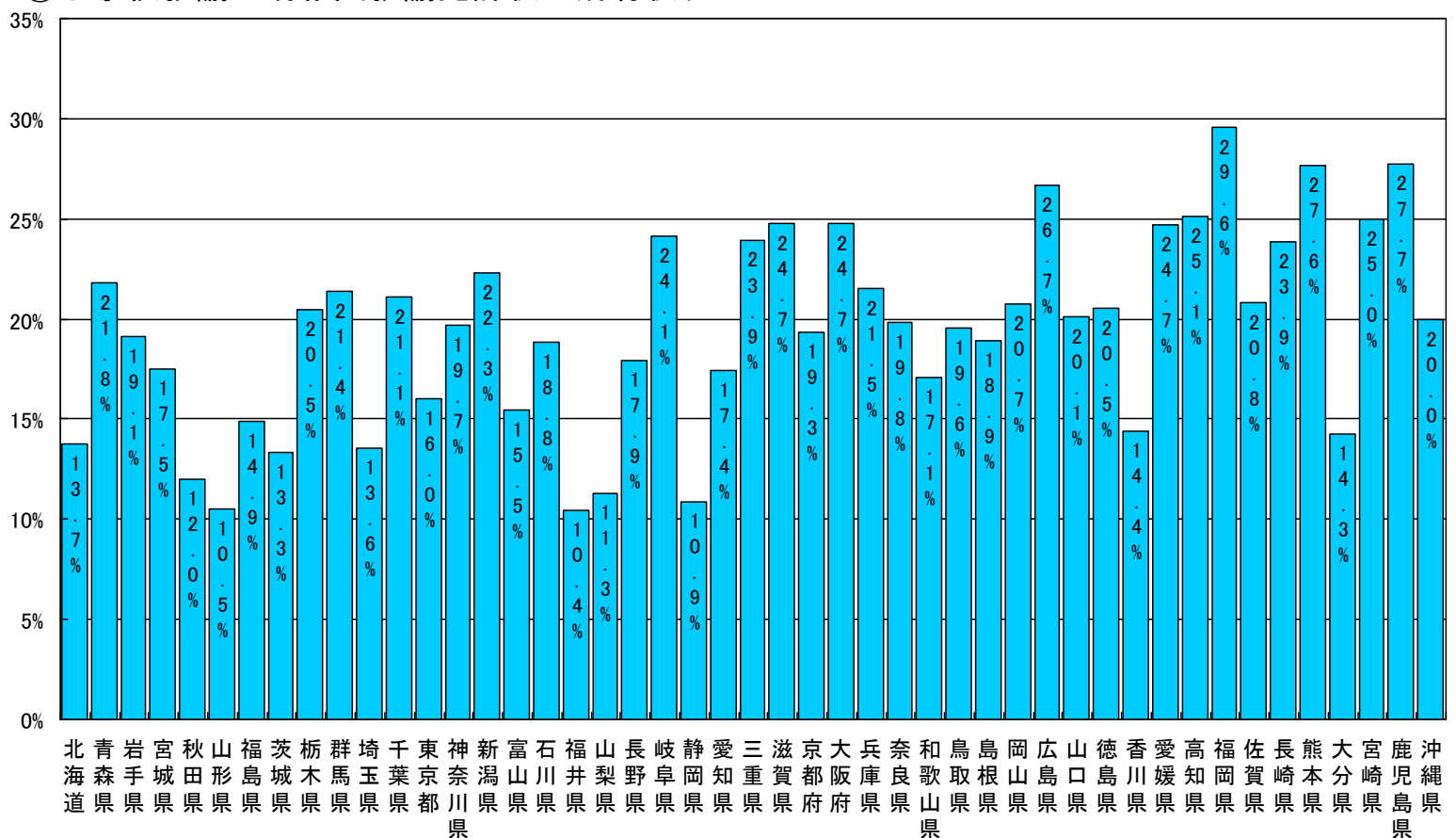


※公立幼稚園の教諭のうち、小学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 95

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ②小学校教諭の幼稚園教諭免許状の所有状況

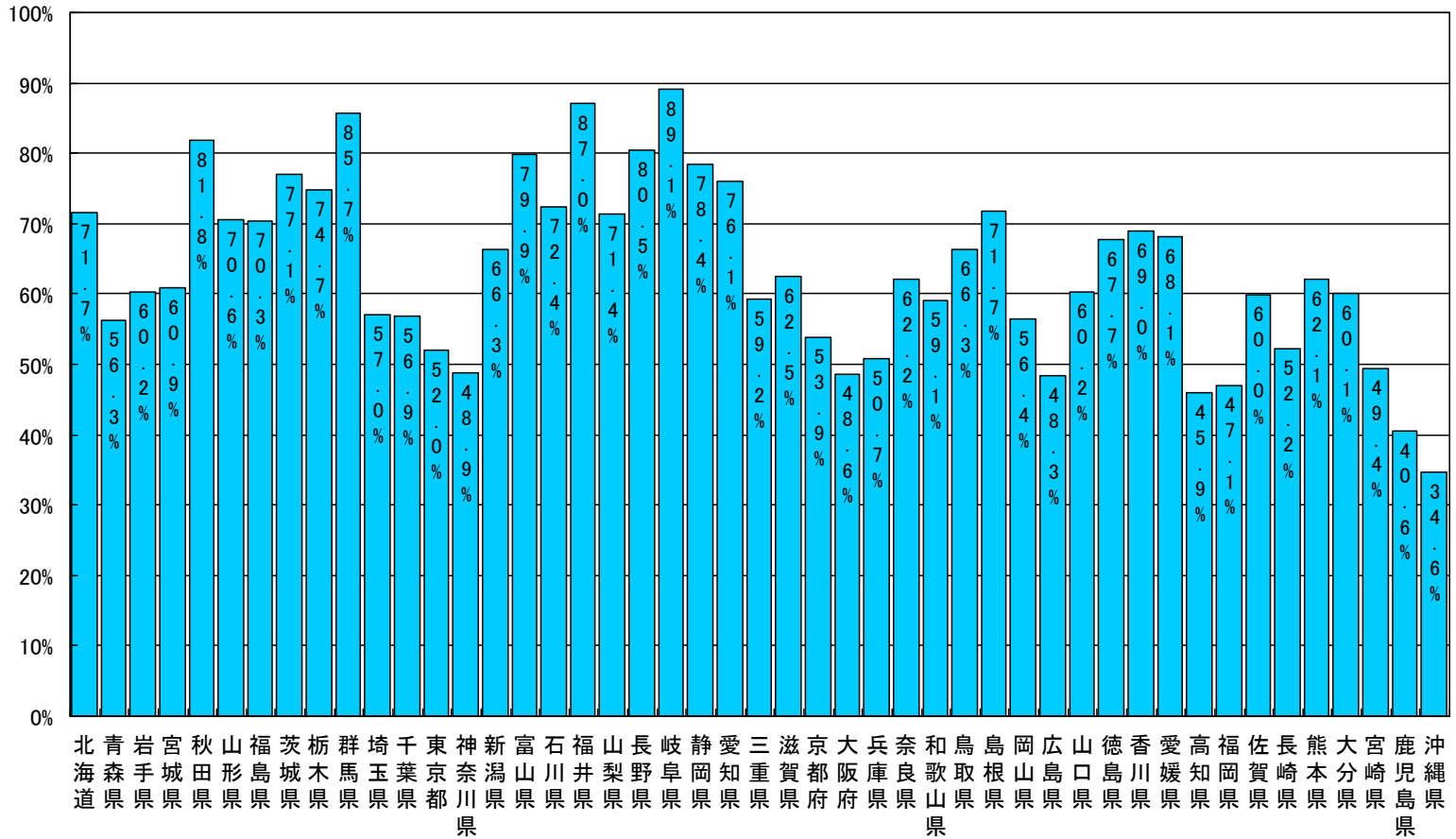


※公立小学校の教諭のうち、幼稚園教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 96

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ③ 小学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況

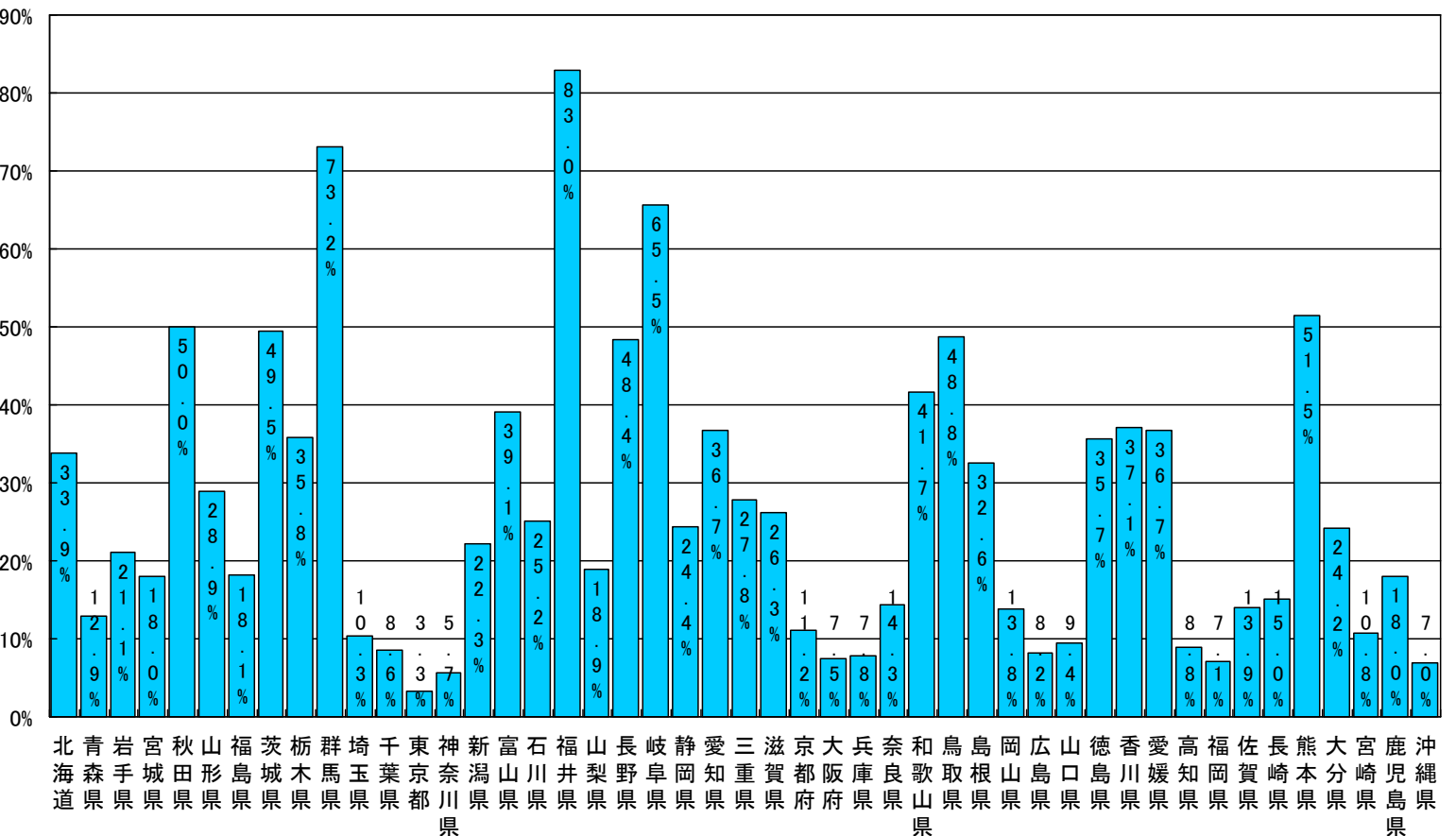


※公立小学校の教諭のうち、中学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 97

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ④ 中学校教諭の小学校教諭免許状の所有状況

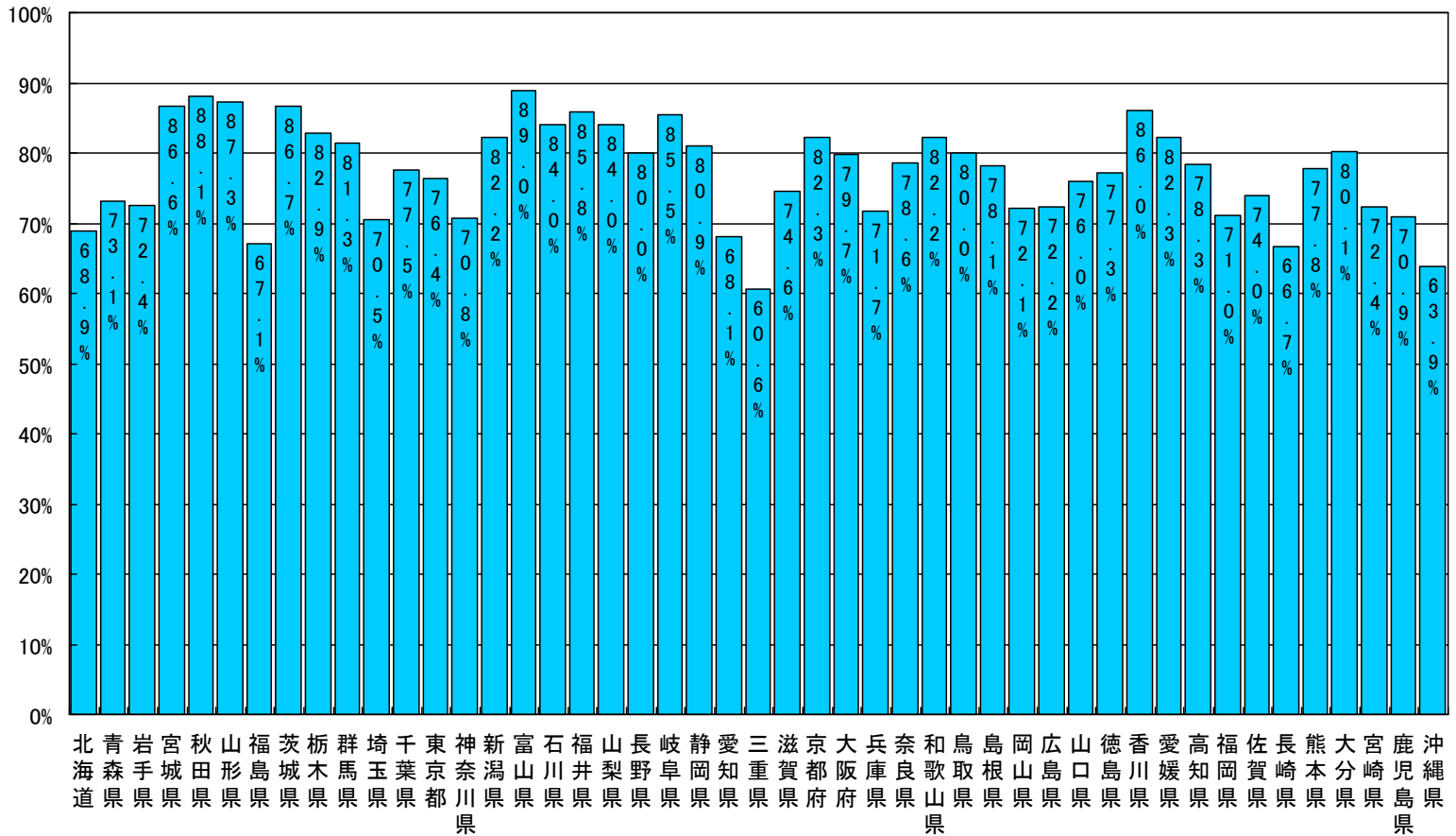


※公立中学校の教諭のうち、小学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 98

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ⑤ 中学校教諭の高等学校教諭免許状の所有状況

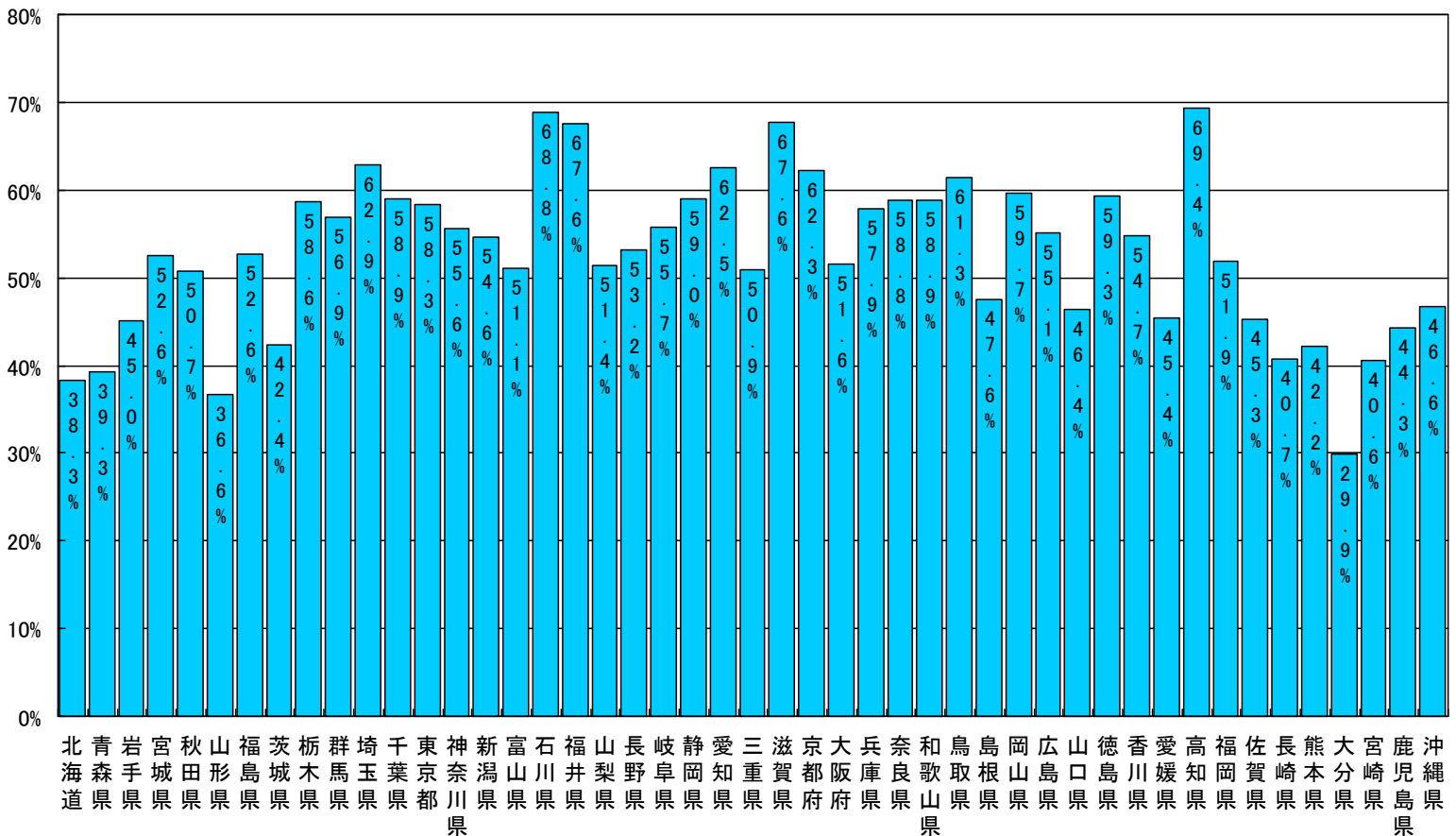


※公立中学校の教諭のうち、高等学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 99

# 平成25年度隣接校種免許状の所有状況

## ⑥ 高等学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況

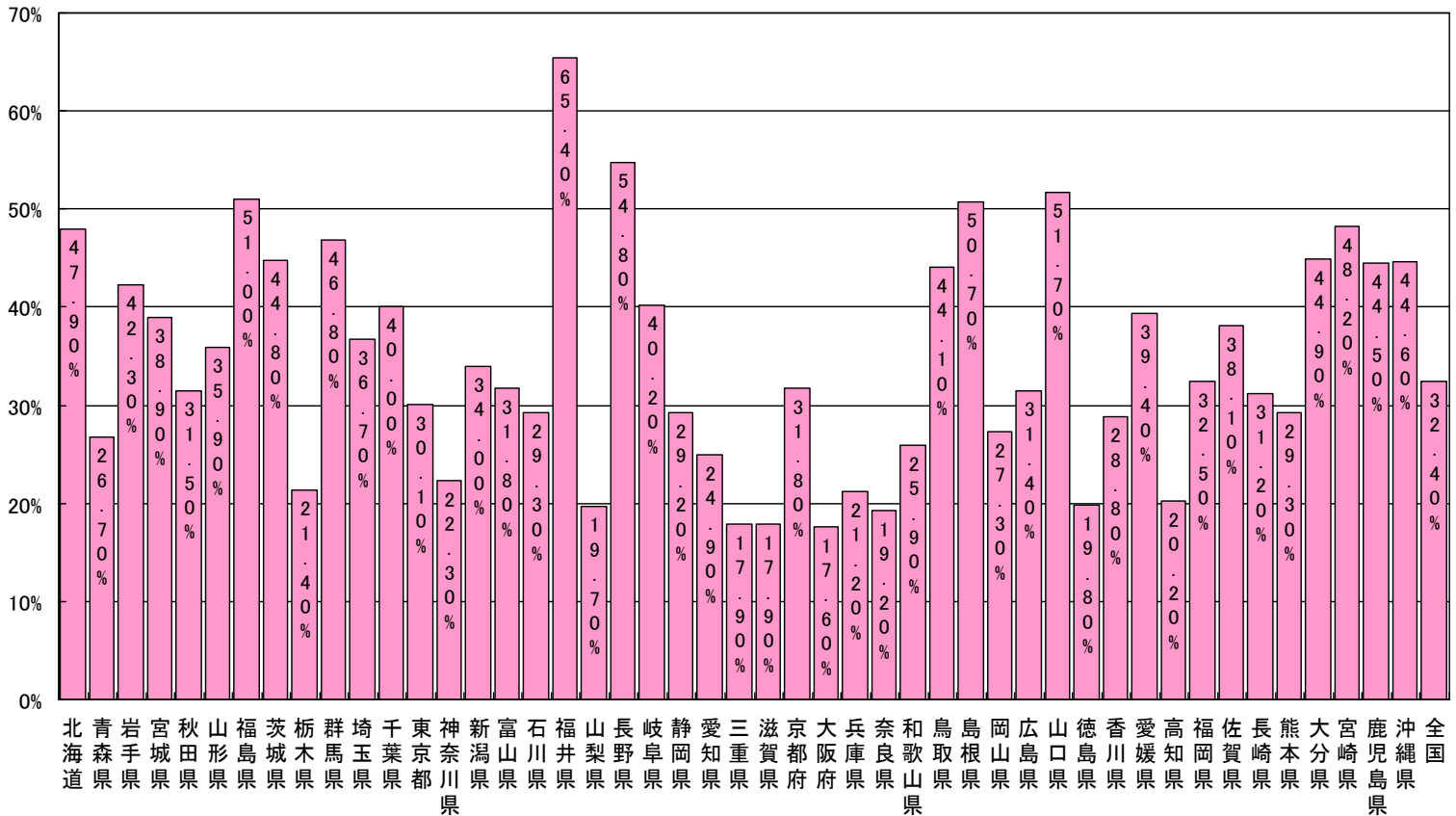


※公立高等学校の教諭のうち、中学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(出典: 学校教員統計調査) 100

# 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成26年度)

## ①小学校特別支援学級担当教諭

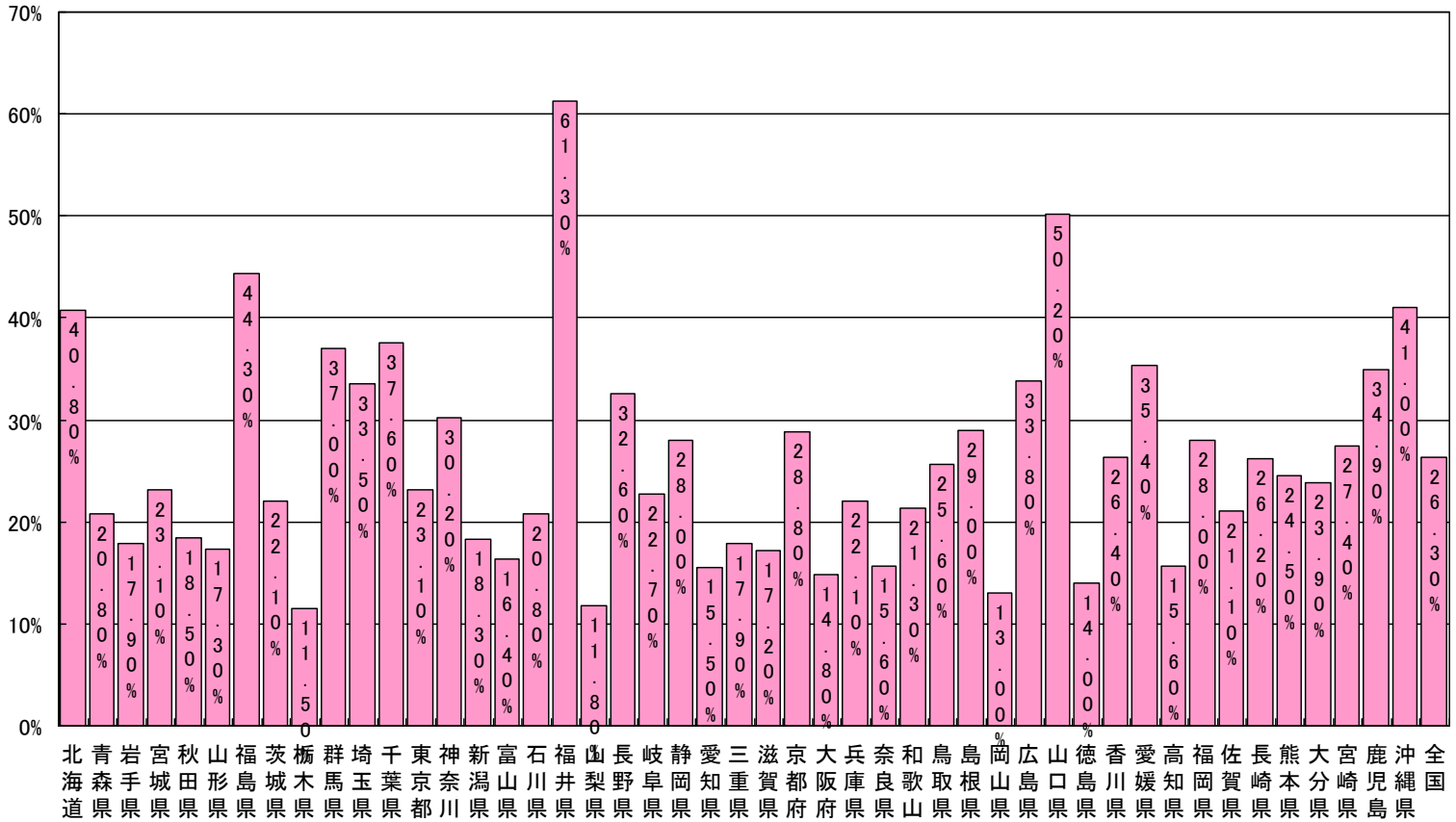


※ 公立小学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。

(教職員課調べ)  
学校基本調査  
より引用 101

# 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成26年度)

## ②中学校特別支援学級担当教諭



※ 公立中学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。

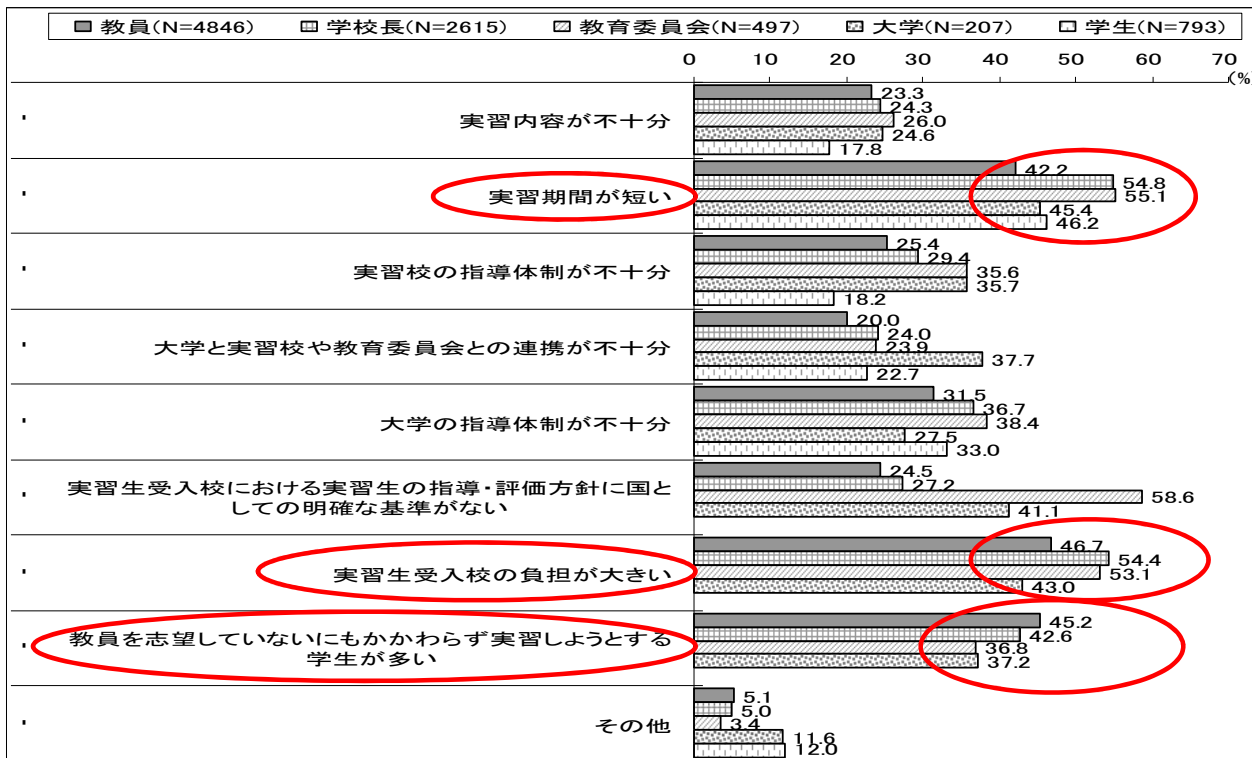
(教職員課調べ)  
学校基本調査  
より引用 102

# 教育実習の課題

平成22年度 「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

教育実習については、「実習期間が短い」「実習受入れ校の負担が大きい」「教員を志望していないにもかかわらず実習しようとする学生が多い」を課題として挙げる割合が全般的に高い。

## <教育実習について>

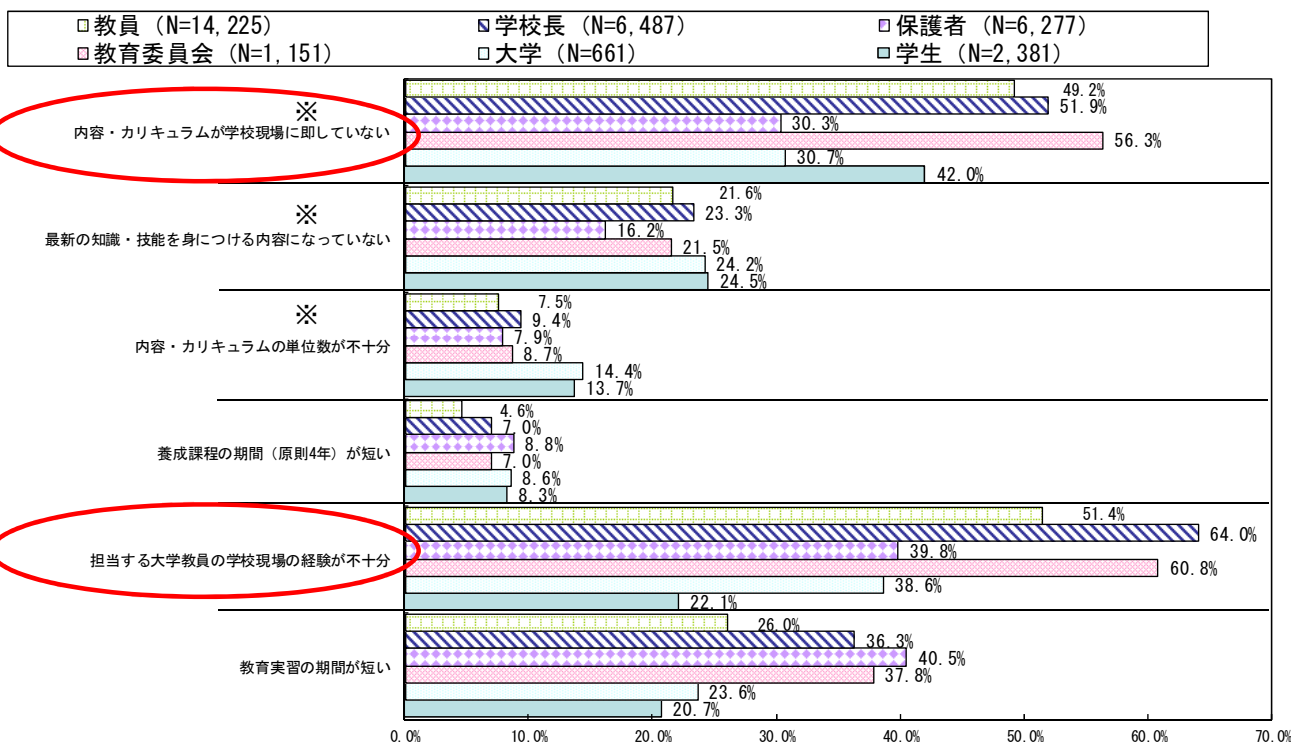


103

# 教員養成の課題について

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

## <現在の学部段階の教職課程の課題>



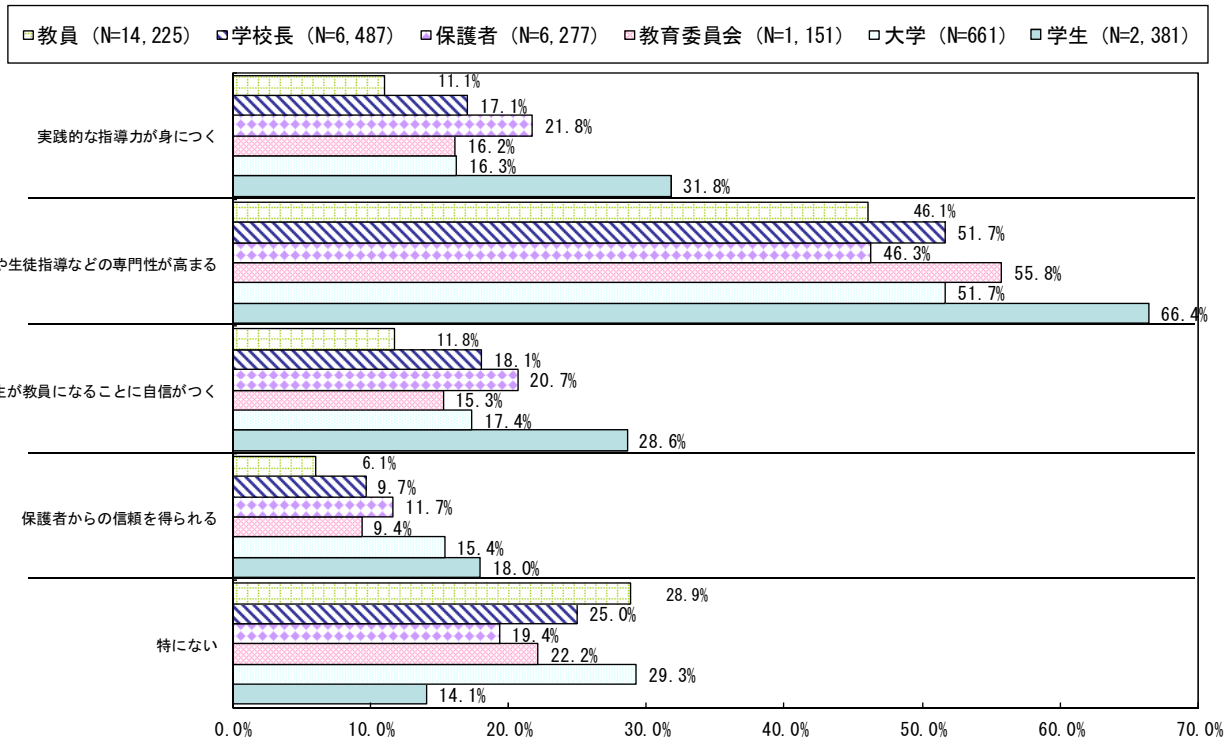
※ 大学には、法定されている教職課程の科目の内容・カリキュラムについて照会



# 教職課程の引き上げについて①

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈教職課程を修士まで引き上げた場合に期待できる効果〉

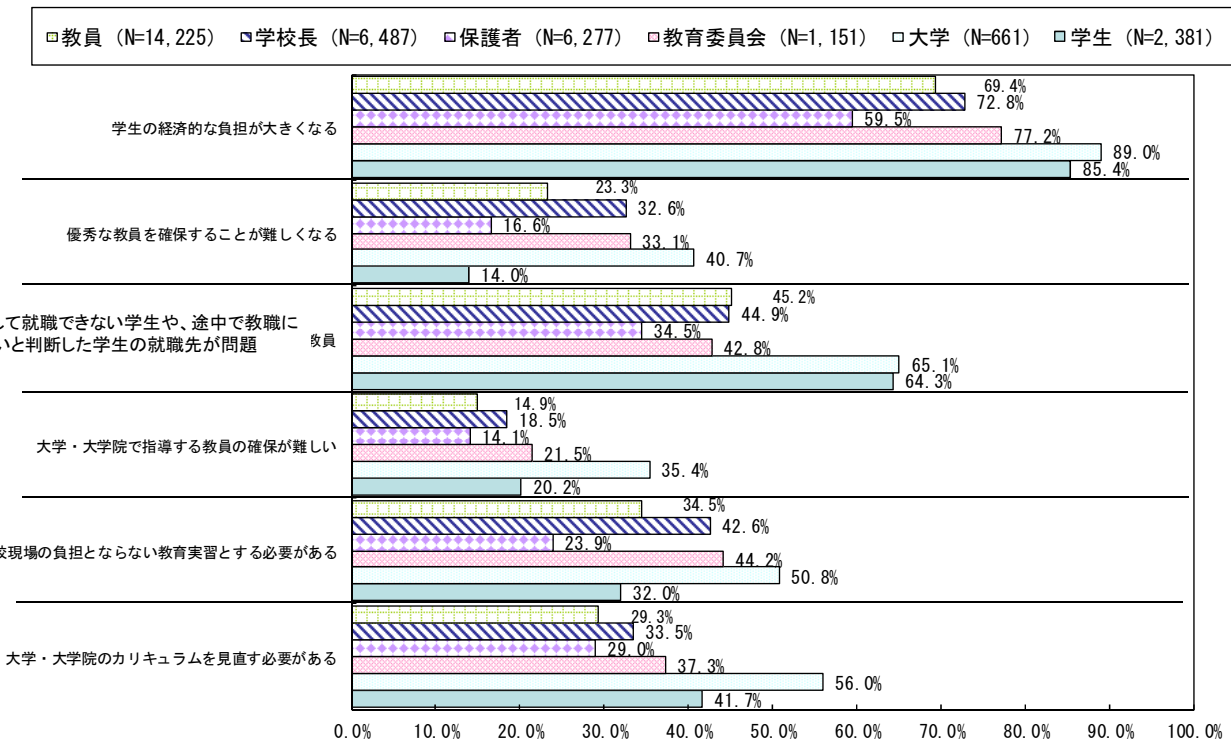


105

# 教職課程の引き上げについて②

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

〈教職課程を修士まで引き上げた場合の問題点・課題〉

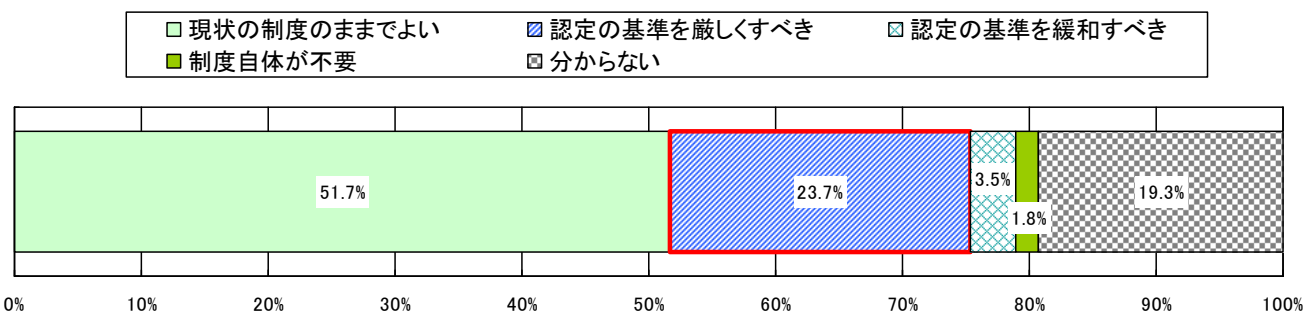


# 教職課程認定の厳格化・事後評価の実施について

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

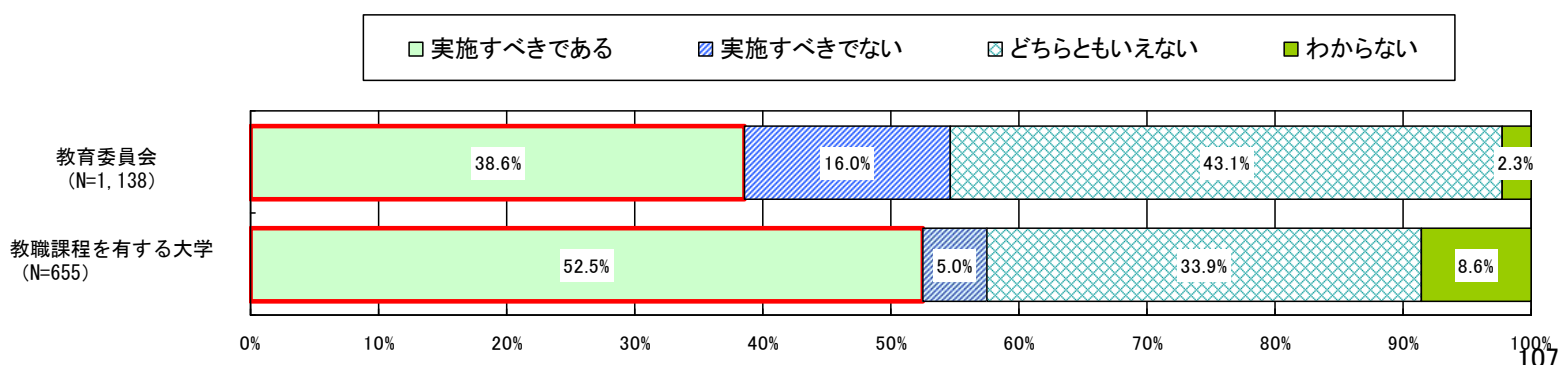
## 〈教職課程の認定制度の是非〉

2割以上の教育委員会が教職課程の「認定基準を厳しくすべき」と回答。



## 〈教職課程の運営に関する事後評価・確認の是非〉

事後評価・確認を「実施すべきではない」とする意見に比べ、「実施すべきである」とする意見の方が多い。



## 近年の教員養成・免許制度の主な改革

○: 免許制度に係るもの ※: 大学等の設置に係るもの

### ○ 昭和63年

- ・ 普通免許状の種類を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類に
- ・ 二種免許状のみ有する教員に一種免許状取得の努力義務を課す
- ・ 免許状授与に必要な専門教育科目の単位数の引き上げ  
(例: 小学校一種免許状11単位増)
- ・ 社会人の学校教育への活用  
(特別免許状、特別非常勤講師制度の創設)

### ○ 平成9年

- ・ 小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験の義務付け(7日間)

### ○ 平成10年

- ・ 教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とする方式の導入  
(「教科又は教職に関する科目」の新設)
- ・ 教職に関する科目の充実  
(例: 中学校一種免許状 19単位→31単位)
- ・ 社会人活用の促進  
(特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長等)

### ○ 平成12年

- ・ 現職教員が専修免許状を取得する際に必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止  
(6単位まで低減→15単位の修得が必要)
- ・ 高等学校の免許教科の新設(情報、福祉等)
- ・ 特別免許状保有者が普通免許状を取得できる制度の創設

## ○ 平成14年

- ・ 他校種免許状による専科担任制度の拡充
- ・ 隣接校種免許状の取得の促進
- ・ 特別免許状制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)
- ・ 免許状の失効等に係る措置の強化  
(懲戒免職処分を受けた者は免許状失効等)

## ○ 平成16年

- ・ 栄養教諭免許状の創設

## ※ 平成17年

- ・ 教員分野に係る大学の設置等に関する抑制方針を撤廃

## ○ 平成18年

- ・ 特別支援学校教諭免許状の創設

## ○ 平成19年

- ・ 教員免許更新制の創設

## ※ 平成19年

- ・ 教職大学院制度の創設

## ○ 平成20年

- ・ 教職実践演習の新設、教職課程への是正勧告・認定取消しの制度化

## ○ 平成26年

- ・ 教職課程を有する大学による教員養成に関する情報の公表義務付け
- ・ 免許状更新講習に「選択必修領域」導入

## 「教師塾」の実施状況

全国の都道府県・指定都市教育委員会（67教育委員会）のうち、24教育委員会で教師志望者を対象とする「教師塾」が実施されている。  
このうち、10教育委員会で、教員採用試験において、教師塾の修了者を対象として一部試験の免除を行うなどの特別な選考を実施している。

### 「教師塾」を行っている教育委員会

1. 教員採用試験において、「教師塾」の修了者を対象として一部試験の免除などの特別な選考を実施

埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、岡山県

横浜市、静岡市、名古屋市、大阪市

6都府県4指定都市

2. 教員採用試験において、「教師塾」の修了者を対象とした特別な選考は実施していない

北海道、栃木県、茨城県、石川県、滋賀県、奈良県、山口県、

福岡県、宮崎県、川崎市、相模原市、浜松市、京都市、堺市

9道県5指定都市

※栃木県は、教師を目指す学生・社会人のほかに、教職経験5年以内の教諭も含めた講座である。

# 教員採用選考において、一部試験の免除等の対象とされている「教師塾」の実施状況

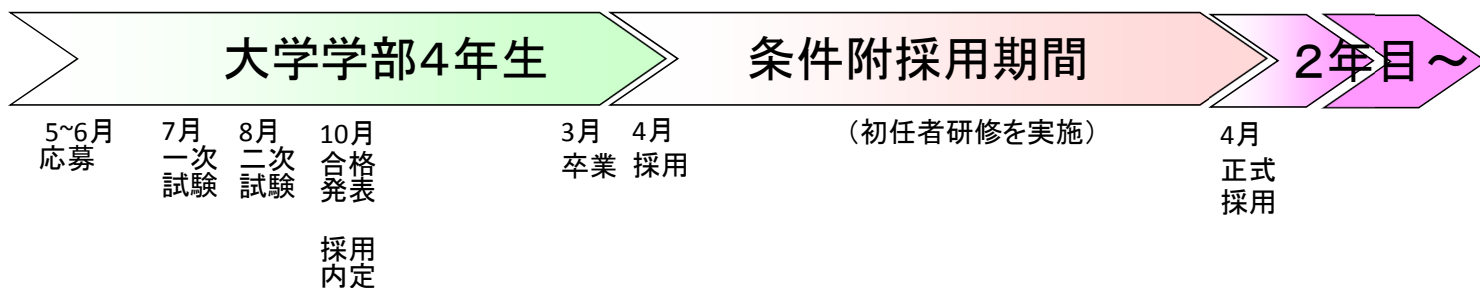
全国の都道府県・指定都市教育委員会（67教育委員会）のうち、10教育委員会で、教員採用試験において、教師塾の修了者を対象として一部試験の免除を行うなどの特別な選考を実施している。

教育委員会	名称	募集人員	活動日数			年間予算 (百万円)	24年度採用状況	
			学校現場における 実習・体験	教育センター等 での講座・講習会	その他(夜会体験・ 宿泊体験など)		採用数	特別選考 による採用者
埼玉県	埼玉教員養成 セミナー	小: 75	44日	10日	7日	13	687	70
東京都	東京教師養成塾	小: 150	40日	10日	5~14日	66	1,885	146
神奈川県	かながわ ティーチャーズカレッジ	小: 350	12日	16日	—	3.7	25年度~	
京都府	教師力養成講座	小中: 60	15日	14日	—	300	小: 200 中: 141	小: 38 中: 7
大阪府	大阪教志セミナー	200	10日	13日	—	6	26年度~	
岡山県	教師への道	120	—	7日	—	0.42	小: 222 中: 89 高: 84	小: 31 中: 14 高: 7
横浜市	横浜教師塾 アイ・カレッジ	150	1~2日	35日	2日	21	小・中・特 823	52
静岡市	しずおか教師塾	小: 30	—	19日	2日	2.7	52	18
名古屋市	なごや教師養成塾	小: 60	10日	21日	—	13	183	53
大阪市	大阪市教師 養成講座	200	5~10日	14日	2日	4	26年度~	

(平成25年8月 初等中等教育局教職員課調べ)

## 公立学校教員採用選考試験について

### 採用選考スケジュール例



◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施

#### ◆採用選考試験の例

##### <一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験

- ・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について
- ・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験

- ・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

##### <二次選考>

(筆記試験)

○小論文

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

(面接試験)

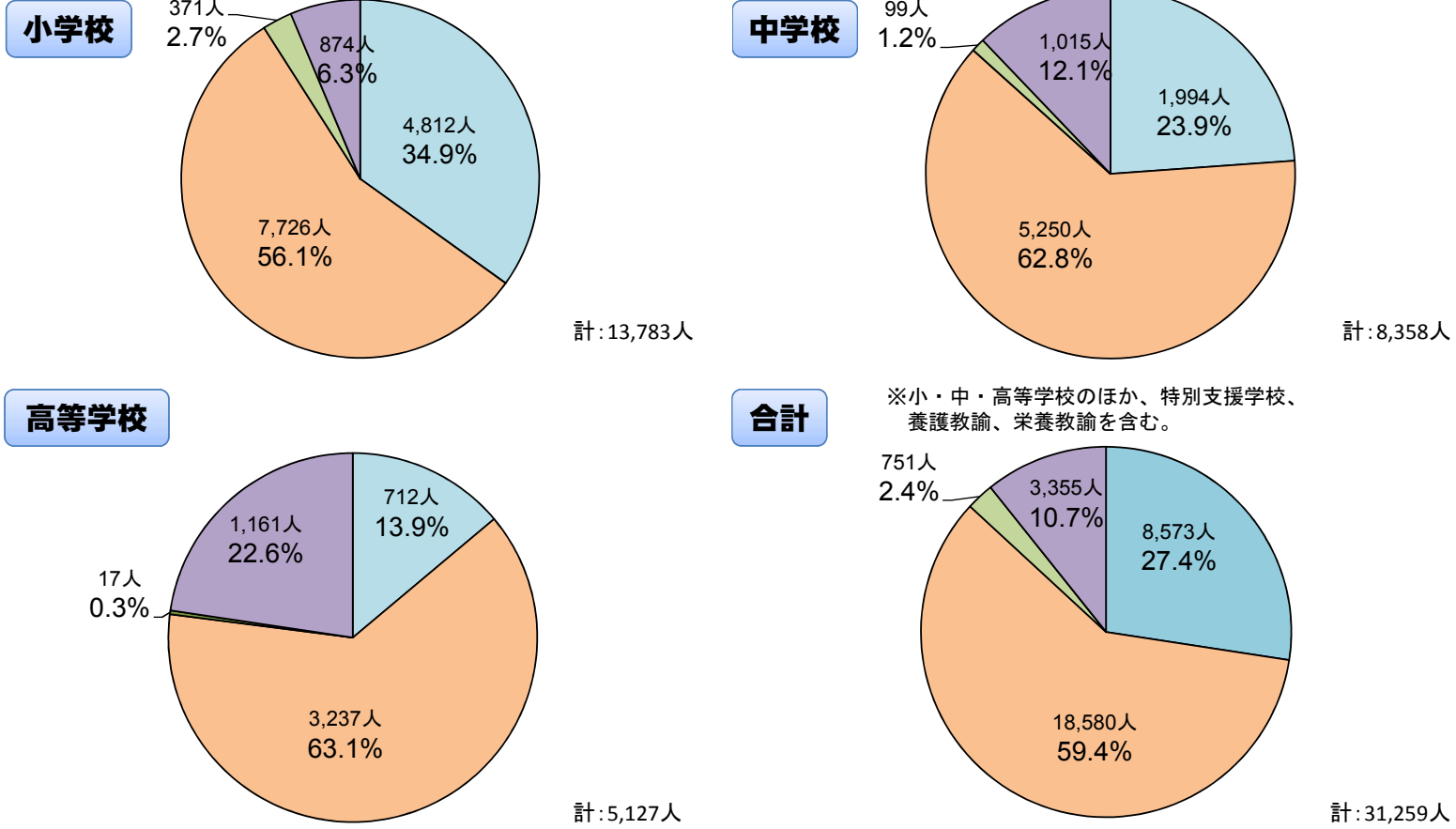
○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

# 公立学校教員採用者の学歴別内訳(平成26年度)

□ 国立教員養成大学・学部 □ 一般大学 □ 短期大学等 □ 大学院



出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

113

## 公立学校教員採用選考試験における受験者数及び採用者数の推移

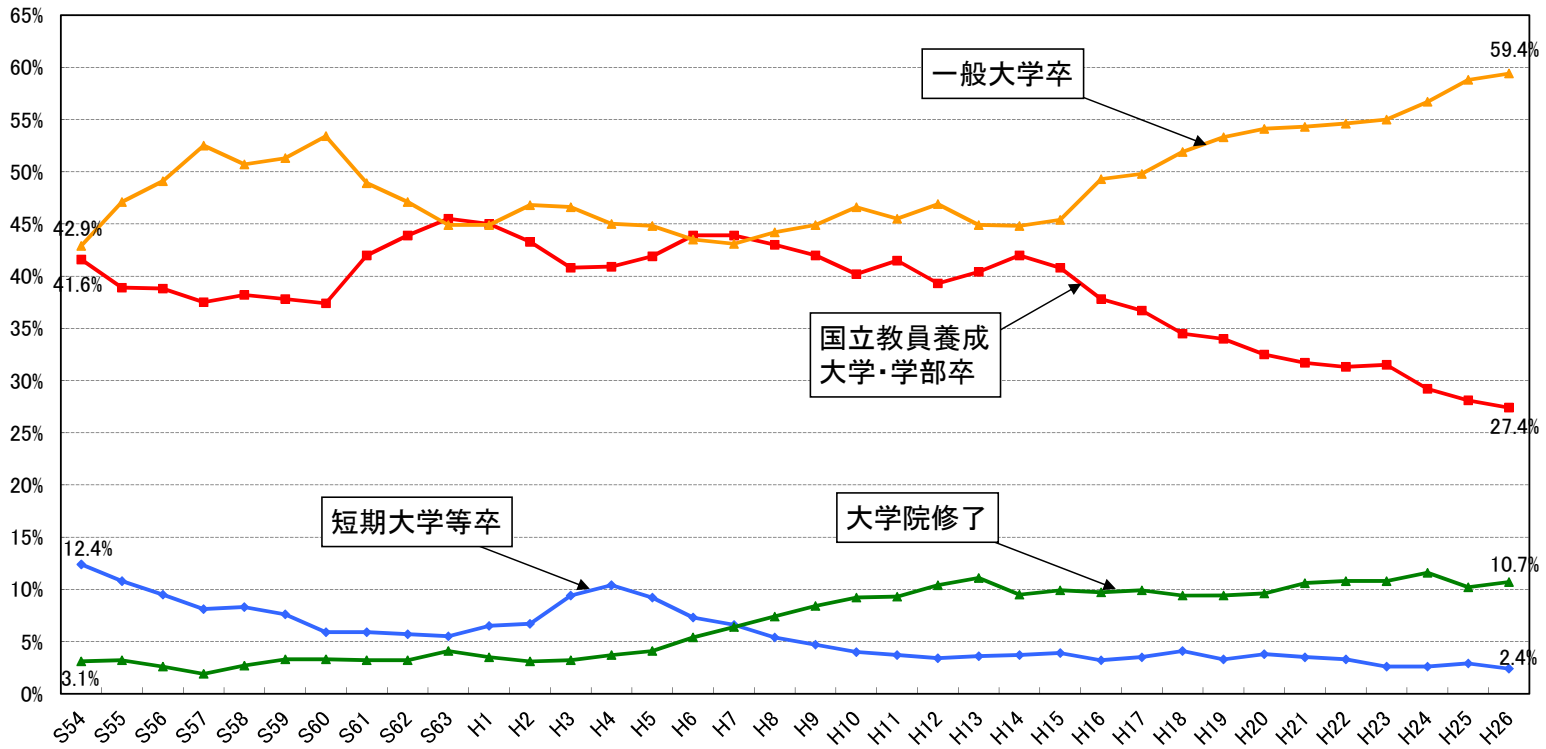
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校	受験者数(A)	51,973	51,763	53,398	53,061	51,804	54,418	57,817	59,230	58,703	57,178
	採用者数(B)	11,522	12,430	11,588	12,372	12,437	12,284	12,883	13,598	13,626	13,783
	採用倍率(A÷B)	4.5	4.2	4.6	4.3	4.2	4.4	4.5	4.4	4.3	4.1
中学校	受験者数(A)	59,845	59,879	60,527	58,647	56,568	59,060	63,125	62,793	62,998	62,006
	採用者数(B)	5,100	5,118	6,170	6,470	6,717	6,807	8,068	8,156	8,383	8,358
	採用倍率(A÷B)	11.7	11.7	9.8	9.1	8.4	8.7	7.8	7.7	7.5	7.4
高等学校	受験者数(A)	38,581	35,593	36,445	33,895	33,371	34,748	37,629	37,935	37,812	37,108
	採用者数(B)	2,754	2,674	2,563	3,139	3,567	4,287	4,904	5,189	4,912	5,127
	採用倍率(A÷B)	14.0	13.3	14.2	10.8	9.4	8.1	7.7	7.3	7.7	7.2
特別支援学校	受験者数(A)	5,908	6,012	6,215	6,827	7,322	8,092	8,939	9,198	10,172	10,388
	採用者数(B)	1,486	1,480	1,413	1,939	2,104	2,365	2,533	2,672	2,863	2,654
	採用倍率(A÷B)	4.0	4.1	4.4	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.6	3.9
養護教諭	受験者数(A)	8,086	8,196	8,362	8,611	8,989	9,228	9,552	9,715	9,827	9,578
	採用者数(B)	744	835	840	886	973	982	1,095	1,184	1,171	1,174
	採用倍率(A÷B)	10.9	9.8	10.0	9.7	9.2	9.4	8.7	8.2	8.4	8.2
栄養教諭	受験者数(A)	-	-	304	259	820	1,201	1,318	1,367	1,390	1,562
	採用者数(B)	-	-	73	44	99	161	150	131	152	163
	採用倍率(A÷B)	-	-	4.2	5.9	8.3	7.5	8.8	10.4	9.1	9.6
合計	受験者数(A)	164,393	161,443	165,251	161,300	158,874	166,747	178,380	180,238	180,902	177,820
	採用者数(B)	21,606	22,537	22,647	24,850	25,897	26,886	29,633	30,930	31,107	31,259
	採用倍率(A÷B)	7.6	7.2	7.3	6.5	6.1	6.2	6.0	5.8	5.8	5.7

出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

114

# 公立学校教員採用選考試験における学歴別採用者の状況

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



(注)「短期大学等卒」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。

出典：文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

115

## 教員採用選考の時期について

### 教員採用選考試験の実施時期

(単位：県市)

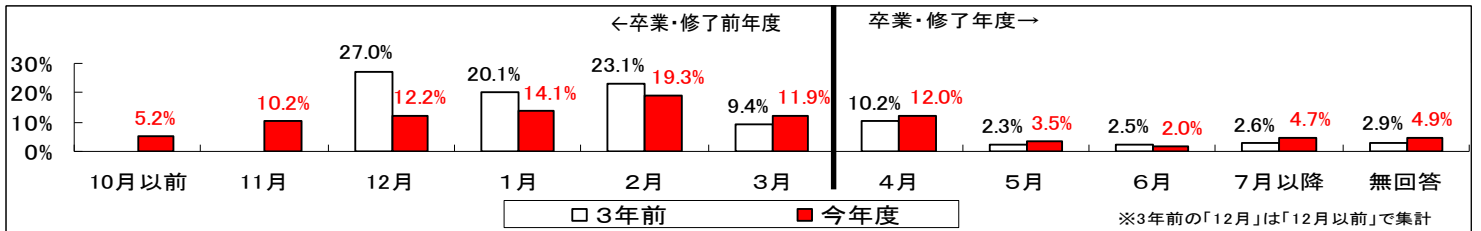
採用選考試験実施県市数  
47都道府県・20指定都市・豊能地区 計68県市

一次試験		二次試験		三次試験	最終合格発表			採用内定時期			
6月	7月	8月	9月	9月	8月	9月	10月	8月	9月	10月	11月以降
2	66	57	9	2	1	19	48	1	6	54	7

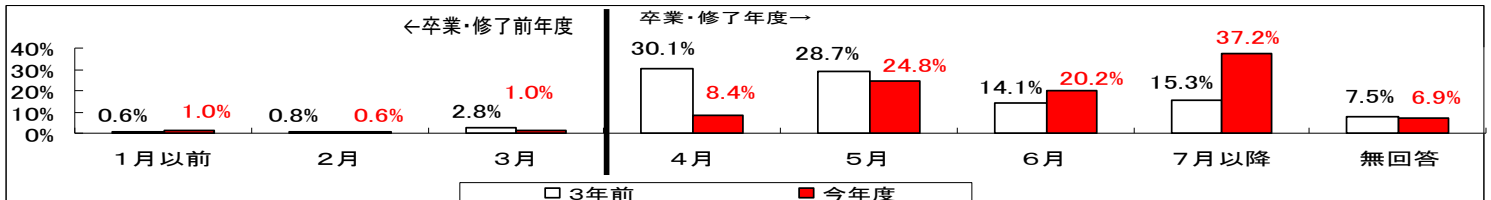
(注)石川県及び堺市は、一次試験・二次試験の区分をしていないため、「二次試験」の数に含まれていない。

出典：文部科学省初等中等教育局教職員課「平成27年度 教員採用等の改善に係る取組事例」(平成27年1月)

### ○ 就職活動の開始時期(3年前との比較)



### ○ 内々定の集中している時期(3年前との比較)



# 公立学校教員採用選考試験の実施方法等について

(平成27年度教員採用選考試験)

## 実技試験の実施状況

採用選考試験実施県市数  
47都道府県・20指定都市・豊能地区 計68県市

(単位: 県市)

	水泳	水泳以外の 体育	音楽	図画工作	外国語 活動
小学校	44	48	46	6	20

(単位: 県市)

	理科	保健体育	音楽	美術	英語	家庭
中学校	15	68	68	65	68	49
高等学校	8	53	42	35	56	35

## 面接の実施状況

(単位: 県市)

実施状況			実施方法			面接担当者への民間人起用		
一次試験	二次試験	一次・二次 両方	個人面接	集団面接	個人・集団 両方	民間企業 関係者	臨床心理士・ スクールカウンセラー	その他
43	65	41	68	54	54	49	26	40

## 作文・小論文、模擬授業等の実施状況

(単位: 県市)

作文・小論文	模擬授業	場面指導	指導案作成	適性検査
47	54	40	17	45

出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「平成27年度 教員採用等の改善に係る取組事例」(平成27年1月)

117

# 教員採用における多様な人材を活用するための取組等について

(平成27年度教員採用選考試験)

採用選考試験実施県市数  
47都道府県・20指定都市・豊能地区 計68県市

## 受験年齢制限

### 基本的年齢制限

受験可能年齢の上限	県市数
制限なし	21
51歳以上から58歳以下	1
41歳以上から50歳以下	23
36歳以上から40歳以下	23
30歳以上から35歳以下	0

### 基本的年齢制限の緩和

#### ○教職経験者に対する受験年齢制限の緩和

正規教員経験者	…………… 28県市
常勤講師経験者	…………… 20県市
非常勤講師経験者	…………… 13県市

#### ○その他の要件(民間企業経験や資格を有する者)による受験年齢制限の緩和

民間企業経験者	…………… 15県市
国際貢献活動経験者	…………… 2県市
その他	…………… 17県市

## 特定の資格や経歴等をもつことによる一部試験免除・特別選考

(単位: 県市)

英語の資格	スポーツ・芸術での 技能や実績	国際貢献 活動経験	社会人経験	教職経験
36	39	26	49	67

※ 特別免許状を活用した選考 …… 37県市

出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「平成27年度 教員採用等の改善に係る取組事例」(平成27年1月)

118

## 特定の資格や経歴等をもつことによる一部試験免除の例

対象となる校種等	中学校、高等学校、特別支援学校(中学部、高等部)の英語	中学校・高等学校の保健体育
特別免許状の活用	なし	なし
資格要件	・実用英語技能検定1級の合格者 ・TOEFL PBT580点(iBTの場合、92点)以上取得者 ・TOEIC 860点以上取得者	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者
免除される試験科目	第1次検査: 英語専門検査(1) 第2次検査: 英語実技検査	第1次試験の全て(教職・一般教養、専門教科、体育実技)
採用者数	43名(平成25年度) 13名(平成26年度)	2名(平成25年度) 4名(平成26年度)

## 特定の資格や経歴等をもつことによる特別選考の例

名称	社会人を対象とした特別選考	国際貢献活動経験者特別選考
対象となる校種等	全ての校種・教科	全ての校種・教科
特別免許状の活用	あり	なし
資格要件	平成26年3月末現在、民間企業等で通算して5年以上勤務し、その勤務経験により、出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を有する者。また、高等学校教諭の農業、工業、商業又は看護に出願を希望する者のうち、特別免許状の取得条件を満たす者	独立行政法人国際協力機構の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、出願時までに24か月以上の国際貢献活動経験を有する者
選考方法・試験内容	第1次審査の筆記審査(教養)を免除。 ほかは一般選考と同じ。	第1次試験は筆答試験(一般教養・教職科目)に代えて面接試験を実施。
採用者数	3名(平成25年度) 4名(平成26年度)	2名(平成25年度) 7名(平成26年度)

出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「平成27年度 教員採用等の改善に係る取組事例」(平成27年1月)

119

# 教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修	●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修		中堅教員研修		校長マネジメント研修		副校長・教頭等研修
	●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修		海外派遣研修(2ヶ月)		学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等		教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間)
都道府県教委等が実施する研修	●法定研修(原則として全教員が対象のもの)		初任者研修	10年経験者研修			
	●教職経験に応じた研修		5年経験者研修	20年経験者研修			
	●職能に応じた研修		生徒指導主事研修など		新任教務主任研修	教頭・校長研修	
	●長期派遣研修		大学院・民間企業等への長期派遣研修				
	●専門的な知識・技能に関する研修		教科指導、生徒指導等に関する専門的研修				
	●指導が不適切な教員に対する研修		指導改善研修				



# 初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。  
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

## <文部科学省が教育委員会に示した内容例>

### I. 校内研修

時間数: 週10時間、年間300時間以上  
講師: 拠点校指導教員、校内指導教員

#### 【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

### II. 校外研修

日数: 年間25日間以上  
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

#### 【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

121

# 初任者研修の実施状況について(平成26年度)

1. 調査時期 : 平成27年8月
2. 調査対象 : 112都道府県・市・地区(47都道府県、20政令指定都市、42中核市、1複数の自治体による広域連携地区、2市町村立学校を設置する教育委員会)
3. 調査結果(概要)
  - ①対象者数 : 28,512人

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	13,183	7,894	4,683	2,745	7	28,512人

- ②校内研修の平均時間数(1週あたり)及び校外研修の平均日数(年間)

校内研修	校外研修
8.2時間	20.1日

- ③校外研修における宿泊研修実施日数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年間平均日数	3.2	3.2	3.6	3.3

④校内研修の研修内容別実施区市数・割合(複数回答)

校内研修	小学校 (110教委中)	中学校 (109教委中)	高等学校 (68教委中)	特別支援学校 (67教委中)
教科指導	108 (98.2%)	107 (98.2%)	64 (94.1%)	63 (94.0%)
生徒指導・教育相談	106 (96.4%)	106 (97.2%)	64 (94.1%)	63 (94.0%)
特別支援教育	106 (96.4%)	104 (95.4%)	63 (92.6%)	64 (95.5%)
道德教育	105 (95.5%)	104 (95.4%)	36 (52.9%)	40 (59.7%)
公務員倫理・サービス(セハラ含む)	104 (94.5%)	103 (94.5%)	64 (94.1%)	63 (94.0%)
いじめ防止	101 (91.8%)	100 (91.7%)	59 (86.8%)	52 (77.6%)
学級経営(ホームルーム経営)	102 (92.7%)	98 (89.9%)	60 (88.2%)	55 (82.1%)
対人関係(コミュニケーション能力)	98 (89.1%)	96 (88.1%)	60 (88.2%)	59 (88.1%)
教育の情報化	95 (86.4%)	93 (85.3%)	60 (88.2%)	58 (86.6%)
不登校対応	95 (86.4%)	93 (85.3%)	56 (82.4%)	48 (71.6%)
体罰に頼らない指導	93 (84.5%)	94 (86.2%)	55 (80.9%)	54 (80.6%)
保護者との関係づくり	93 (84.5%)	92 (84.4%)	54 (79.4%)	55 (82.1%)

(教職員課調べ)

123

⑤校外研修の研修内容別実施区市数・割合(複数回答)

校外研修	小学校 (110教委中)	中学校 (109教委中)	高等学校 (68教委中)	特別支援学校 (67教委中)
教科指導	110 (100.0%)	109 (100.0%)	64 (94.1%)	66 (98.5%)
道德教育	110 (100.0%)	109 (100.0%)	44 (64.7%)	58 (86.6%)
特別活動	110 (100.0%)	108 (99.1%)	61 (89.7%)	62 (92.5%)
生徒指導・教育相談	109 (99.1%)	108 (99.1%)	63 (92.6%)	64 (95.5%)
特別支援教育	108 (98.2%)	107 (98.2%)	54 (79.4%)	64 (95.5%)
保護者との関係づくり	108 (98.2%)	107 (98.2%)	60 (88.2%)	64 (95.5%)
学級経営(ホームルーム経営)	108 (98.2%)	107 (98.2%)	63 (92.6%)	63 (94.0%)
安全指導	108 (98.2%)	107 (98.2%)	59 (86.8%)	61 (91.0%)
総合的な学習の時間	107 (97.3%)	107 (98.2%)	57 (83.8%)	54 (80.6%)
公務員倫理・サービス(セハラ含む)	106 (96.4%)	106 (97.2%)	60 (88.2%)	62 (92.5%)
不登校対応	105 (95.5%)	105 (96.3%)	59 (86.8%)	53 (79.1%)
いじめ防止	105 (95.5%)	104 (95.4%)	61 (89.7%)	59 (88.1%)
体罰に頼らない指導	105 (95.5%)	104 (95.4%)	58 (85.3%)	59 (88.1%)
教育の情報化	105 (95.5%)	104 (95.4%)	60 (88.2%)	62 (92.5%)

⑥大学・大学院、民間組織等との連携

連携先	大学・大学院	民間組織等
実施区市数(実施率)	76(67.9%)	70(62.5%)

(教職員課調べ)

124

# 初任者研修対象者数の推移

(単位:人)

	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	10,170	11,607	11,841	12,044	12,783	13,072	13,183
中学校	4,457	6,270	6,603	7,421	7,603	7,904	7,894
高等学校	2,932	3,323	3,965	4,419	4,740	4,647	4,683
特別支援学校	1,479	2,050	2,307	2,611	2,746	2,720	2,745
中等教育学校	1	9	5	11	15	18	7
合計	19,039	23,259	24,721	26,506	27,887	28,361	28,512
(参考) 採用者数	19,565	24,825	25,743	28,388	29,615	29,784	29,922

※初任者研修対象者の数…当該年度に採用された公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の教諭、助教諭、講師(常勤)の数

採用者数…当該年度に公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校で新たに採用された教員の数(養護教諭、栄養教諭を除く。)

(注)国公立学校の正規教員等として、引き続き1年以上勤務経験がある者で、初任者研修を実施する必要がないと任命権者が認める場合には、初任者研修を免除することができる。

(教職員課調べ) 125

## 初任者研修対象者数及び学級担任の状況(平成26年度)

	初任者研修の形態	小学校	中学校	計
都道府県	拠点校方式	6,325人	3,726人	10,051人
	自校方式	2,284人	1,563人	3,847人
指定都市	拠点校方式	2,123人	1,264人	3,387人
	自校方式	622人	313人	935人
中核市	拠点校方式	1,523人	855人	2,378人
	自校方式	205人	130人	335人
複数の自治体による広域連携地区	拠点校方式	92人	38人	130人
	自校方式	9人	5人	14人
総計	拠点校方式	10,063人	5,883人	15,946人
	自校方式	3,120人	2,011人	5,131人
	計	13,183人	7,894人	21,077人
学級担任の状況	学級担任	12,795人	5,021人	17,816人
	学級担任でない	388人	2,873人	3,261人

(教職員課調べ)

126

## 学級規模別初任者配置人数別学校数(平成26年度)

### ①小学校

区分	1人配置校	2人配置校	3人配置校	4人以上配置校	計
1～6学級	295校 (3.1%)	16校 (0.2%)	6校 (0.1%)	3校 (0.0%)	320校 (3.4%)
7～12学級	1,709校 (18.2%)	140校 (1.5%)	2校 (0.0%)	—	1,851校 (19.7%)
13～18学級	2,397校 (25.5%)	860校 (9.1%)	52校 (0.6%)	3校 (0.0%)	3,312校 (35.2%)
19～24学級	1,278校 (13.6%)	1072校 (11.4%)	129校 (1.4%)	36校 (0.4%)	2,515校 (26.7%)
25学級以上	462校 (4.9%)	759校 (8.1%)	122校 (1.3%)	61校 (0.6%)	1,404校 (14.9%)
計	6,141校 (65.3%)	2,847校 (30.3%)	311校 (3.3%)	103校 (1.1%)	9,402校 (100%)

※ ( ) 内は、初任者が配置されている学校 (9,402校) に対する割合

(教職員課調べ)

127

## 学級規模別初任者配置人数別学校数(平成26年度)

### ②中学校

区分	1人配置校	2人配置校	3人配置校	4人以上配置校	計
1～6学級	376校 (7.3%)	30校 (0.6%)	5校 (0.1%)	3校 (0.1%)	414校 (8.0%)
7～12学級	1136校 (22.0%)	346校 (6.7%)	21校 (0.4%)	4校 (0.1%)	1,509校 (29.2%)
13～18学級	1049校 (20.3%)	655校 (12.7%)	125校 (2.4%)	41校 (0.8%)	1,870校 (36.1%)
19～24学級	412校 (8.0%)	458校 (8.9%)	120校 (2.3%)	44校 (0.9%)	1,034校 (20.0%)
25学級以上	85校 (1.6%)	159校 (3.1%)	66校 (1.3%)	37校 (0.7%)	347校 (6.7%)
計	3,060校 (59.1%)	1,648校 (31.9%)	337校 (6.5%)	129校 (2.5%)	5,174校 (100%)

※ ( ) 内は、初任者が配置されている学校 (5,174校) に対する割合

(教職員課調べ)

128

# 十年経験者研修の概要

1. 目的: 個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。  
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

## <文部科学省が教育委員会に示した内容例>

### I. 評価・研修計画書の作成

#### ①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

#### ②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

### II. 研修の実施

#### ①長期休業期間中の研修

- 日数: 20日間程度※/場所: 教育センター等
- 講師: ベテラン教員、指導主事等
- 規模: 少人数形式
- 方法: 模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

#### ②課業期間中の研修

- 日数: 20日間程度/場所: 主として学校内
- 助言: 校長、教頭、教務主任等
- 方法: 研究授業、教材研究等

### III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」  
(20文科初第913号)(抄)

#### 第4 その他

##### 1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

129

# 十年経験者研修の実施状況について(平成26年度)

1. 調査時期 : 平成27年8月
2. 調査対象 : 112都道府県・市(47都道府県、20政令指定都市、41中核市)  
1複数の自治体による広域連携地区、2市町村立学校を設置する教育委員会)
3. 調査結果(概要)
  - ①対象者数 : 17,493人

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	合計
対象者数	537	8,399	4,112	3,101	1,310	34	17,493

#### ②研修の年間平均日数(幼稚園を除く)

校内研修	校外研修
17.5日	11.8日

#### ③研修計画、事後評価の充実(複数回答)

調査内容		実施数 (実施率)
研修計画の作成に携わる者	教育委員会	45 県市 (40.1%)
	校長	106 県市 (94.6%)
	副校長・教頭を活用	71 県市 (63.4%)
	教務主任等を活用	45 県市 (40.2%)
	その他(主幹教諭・研修主任・学年主任 等)	72 県市 (64.3%)
事後評価	研修教員に対する評価を実施	111 県市 (99.1%)
	研修教員に対するアンケート調査を実施	100 県市 (89.3%)

#### ④多様な内容の研修の実施

##### 【大学・大学院との連携】

	大学・大学院と連携	連携している分野（複数回答）						
		研修教員の評価	研修プログラムの作成	研修内容の企画・立案	講師派遣・研修教材等の作成	講座等を利用した専門的研修の活用	大学と教育委員会の協議会を設置	その他
都道府県（47）	39	0	2	4	37	14	4	5
指定都市（20）	13	0	0	1	8	5	2	2
中核市（42）	28	0	0	3	25	6	0	0
複数の自治体による広域連携地区（1）	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村立高等学校を設置する教育委員会（2）	1	0	0	0	1	0	0	1
合計（112）	81	0	2	8	71	25	6	7

##### 【民間組織等との連携】

	民間組織等と連携	連携している分野（複数回答）						
		研修教員の評価	研修プログラムの作成	研修内容の企画・立案	講師派遣・研修教材等の作成	民間組織等が開設する研修の活用	民間組織等と教育委員会の協議会を設置	その他
都道府県（47）	27	0	0	3	24	4	0	3
指定都市（20）	10	0	0	1	6	4	0	0
中核市（42）	13	0	1	1	11	1	0	2
複数の自治体による広域連携地区（1）	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村立高等学校を設置する教育委員会（2）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（112）	50	0	1	5	41	9	0	5

（教職員課調べ）

131

## 都道府県・指定都市教育委員会が求める教員像

### ○教科等に関する優れた専門性と指導力、広く豊かな教養など

- 幅広い識見や主体的・自律的に教育活動に当たる姿勢など、専門的知識・技能に裏打ちされた指導力を備えた人
- 専門的な知識や技能をもち、豊かな教養にあふれた、子供にとって魅力のある人

### ○教育者としての使命感・責任感・情熱、子供に対する深い愛情など

- 児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 教師の仕事に対する使命感や誇り、子供に対する愛情や責任感などのある人

### ○豊かな人間性や社会人としての良識、保護者・地域からの信頼など

- コミュニケーションを大切にし、協働してよりよい学校や地域社会を築こうとする方
- 優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、子供や保護者との間に深い信頼関係が築ける人

### ○そのほかに

- 子供や社会の変化による課題を把握し解決できる人
- 創造性と積極性があり、常に向上し続けようとする、心身のたくましさをもっている人
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 郷土愛

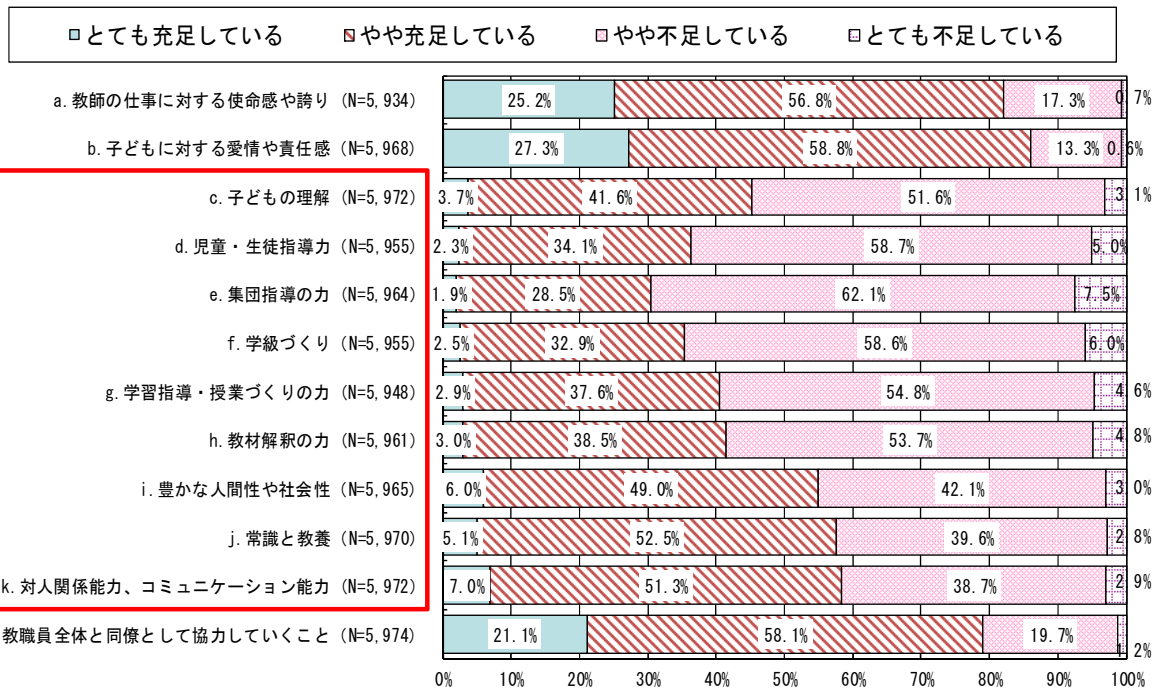
など

# 初任者教員に対する評価

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

## <初任者教員の資質能力の充足度> (校長による評価)

ほとんどの項目で「やや不足している」「とても不足している」とする割合が4割を超えており、校長の初任者教員に対する評価は厳しい



133

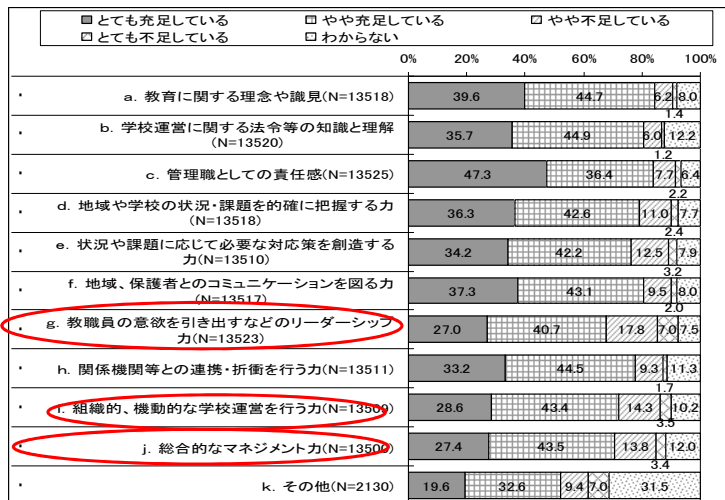
# 管理職に求められる資質能力の充足度

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

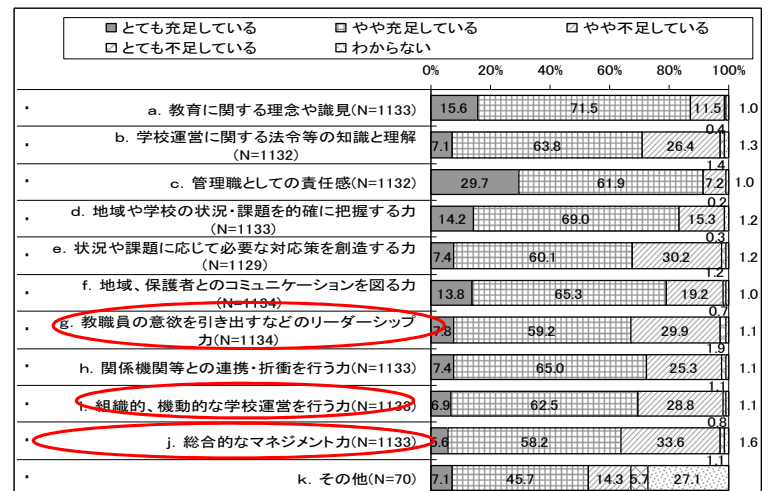
## <管理職に求められる資質能力の充足度>

管理職の資質能力の充足度については、「教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップ力」「組織的・機動的な学校運営を行う力」「総合的なマネジメント力」が不足していると回答する割合が高い。

(教員による評価)



(教育委員会による評価)



# 独立行政法人教員研修センターの概要

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、  
国と自治体とが、それぞれ適切な役割により、教員の資質能力を向上

**国**＝教育政策上、真に必要な研修を厳選して実施し、**地域の中核リーダーや自治体の行う研修の指導者を養成**

- ◆**地域の中核リーダー養成** ⇒ 学校組織マネジメント、リスクマネジメント、教育法規に基づく適切な学校運営と特色ある教育活動を推進できる総合的な経営力を備えた中核リーダーとなる学校管理職等(校長、副校長、教頭等)を育成  
【中央研修】
- ◆**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、道徳、健康教育や学校安全など、喫緊の重要課題研修の講師等となる指導者を養成  
【喫緊課題研修】

実施

独立行政法人「教員研修センター」

指導者養成

**自治体**＝教育センター等において、**全教員(約99万人)に対する研修等を実施**

自治体の研修実施権者=112  
47都道府県、20指定都市、  
45中核市

- 「**初任者研修**」、「**10年経験者研修**」など全教員を対象とした**法定研修**を実施
- センターの研修受講者等が講師となり、**地域の実情等に応じた喫緊の重要課題研修**を実施 など

- ◎**設立** 平成13年4月設立 ← 文科省が直接実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務、予算・定員等を移管
- ◎**予算** 平成27年度予算 : 1,392百万円
- ◎**役員** 役員4人(うち非常勤2人)、職員39人(平成27年10月現在)

<「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)>

【教員研修センター】

教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施する。また、教員養成を行う大学の教員に対する研修については、その実施に向けて速やかに関係者と協議を行い結論を得る。

135

## 独立行政法人教員研修センターが実施する研修(平成27年度)

### ● 各地域における高度な学校経営力を備えた学校管理職等を養成

#### 地域の中核リーダー養成(中央研修)

- ・ 教職員等中央研修  
(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修)
- ・ 英語教育海外派遣研修

- ・ 人権教育指導者養成研修
- ・ キャリア教育指導者養成研修
- ・ 教育相談指導者養成研修
- ・ いじめの問題に関する指導者養成研修
- ・ 子供の体力向上指導者養成研修
- ・ 健康教育指導者養成研修
- ・ 外国語指導助手研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム

### ● 生徒指導、学校安全などの喫緊の重要課題の研修の指導者養成(14研修)

#### 喫緊の課題に関する研修等の指導者養成

- ・ 学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・ 言語活動指導者養成研修
- ・ 道徳教育指導者養成研修
- ・ 学校教育の情報化指導者養成研修
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
- ・ 生徒指導指導者養成研修

### ● 自治体からの委託等により実施する研修

- ・ 産業・理科教育教員派遣研修
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
- ・ 産業教育実習助手研修
- ・ 学校評価指導者養成研修
- ・ カリキュラム・マネジメント指導者研修養成研修
- ・ 小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修



# 諸外国における教員養成・免許制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	フィンランド	日本
養成機関	4年制大学(4年間の学士号取得課程が主流であるが、延長型の5年課程や大学院課程もある)	高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年)	大学の教員養成課程(3.5年~5年)	高等教員養成学院における修士課程(2年)	大学の教員養成課程(5年)	大学(4年)における教員養成が標準
資格試験	有(試験の方法・内容は州により異なる)	無	有(第一次国家試験又は修士号取得試験、及び第二次国家試験)	有(教員採用試験)	無	無
試補勤務	無	無	有(第一次国家試験合格又は修士号取得後に1~2年)	無(教員採用試験合格後、修士課程第2学年時に非正規公務員として学校で実習)	無	無(1年間の条件付採用期間と初任者研修を義務)
免許等	・州が免許状を発行 ・免許状は教育段階別。(一般に初等教員免許状、中等教員免許状)	・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種、教科の別はない	・第二次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種類別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある	・修士課程第1学年在学者を対象に教員採用試験を実施 ・修士号の取得及び実習を基にした審査により、正規教員の資格授与	・修士号(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員免許に相当	・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種、教科別の免許状で専修、一種、二種の3種類
教育実習期間	12週間以上が22州(2002年。州により異なる。)	4年制養成課程 ……32週間以上 教職専門課程 ……18~24週間	学士課程(3年) ……14週間 修士課程(1~2年) ……4週間 計 18週間 (ニーダーザクセン州の場合。州により異なる。)	観察・指導付き実習(修士1年対象) ……4~6週間 責任実習(修士2年対象) ……課程の半分	約半年間(タンペレ大学初等教育教員養成課程の場合。)	幼・小・中学校 ……4週間 高等学校 ……2週間

137

## 教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

### 1. 教職大学院の目的及び機能

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成

### 2. 教職大学院の特性

- ① 10単位以上は**学校等での実習**とするなど**理論と実践を往還させた体系的な教育課程**
- ② **現職教員学生と学部卒学生**が同じ課程で協働しながら学修するカリキュラム
- ③ **実務家教員と研究者教員のチームティーチング**による授業運営
- ④ **学校現場での今日的諸課題を題材**とした事例研究、討論等を中心とした授業方法

### 3. 現状(平成27年度)

- ① 設置大学数 : 27大学(国立大学21校、私立大学6校)
- ② 教員就職率(臨時的任用を含む)【平成26年3月卒業者】  
: **94.4%(教員養成系修士課程修了者は55.2%)**
- ③ 入学定員充足率 : **98.4%**(前年度より5.9%増)
- ④ 志願者数 : **1,186人**(前年度より107人増)
- ⑤ 入学者数 : **874人**(前年度より102人増)

現職教員 390人(45%)  
学部新卒学生等 484人(55%)

138

# 教職大学院の設置状況(平成27年度)

国立大学: 21大学(入学定員718人)  
 私立大学: 6大学( 同 170人)  
 合計 27大学( 同 888人)  
 \* 22都道府県で設置  
 大学名の下の( )は入学定員  
**<25県で未設置>**

北海道教育  
(45)

■ 教職大学院  
設置都道府県(22)

□ 教職大学院  
未設置県(25)

青森

秋田 岩手

山形(20) 宮城教育(32)

上越教育(50) 福島

宇都宮(15) 茨城

埼玉 聖徳(15)

東京学芸(40)  
 創価(25)  
 玉川(20)  
 帝京(30)  
 早稲田(60)

富山 群馬(16) 神奈川

福井(30) 石川

滋賀 長野

岐阜(20) 山梨(14)

静岡(20)  
 常葉(20)

京都教育(60)

奈良教育(20)

愛知教育(50)

三重

兵庫教育(100)

大阪教育(30)

和歌山

島根

広島

愛媛

高知

鳥取

岡山(20)

香川

鳴門教育(50)

山口

福岡教育(20)

大分

宮崎(28)

鹿児島

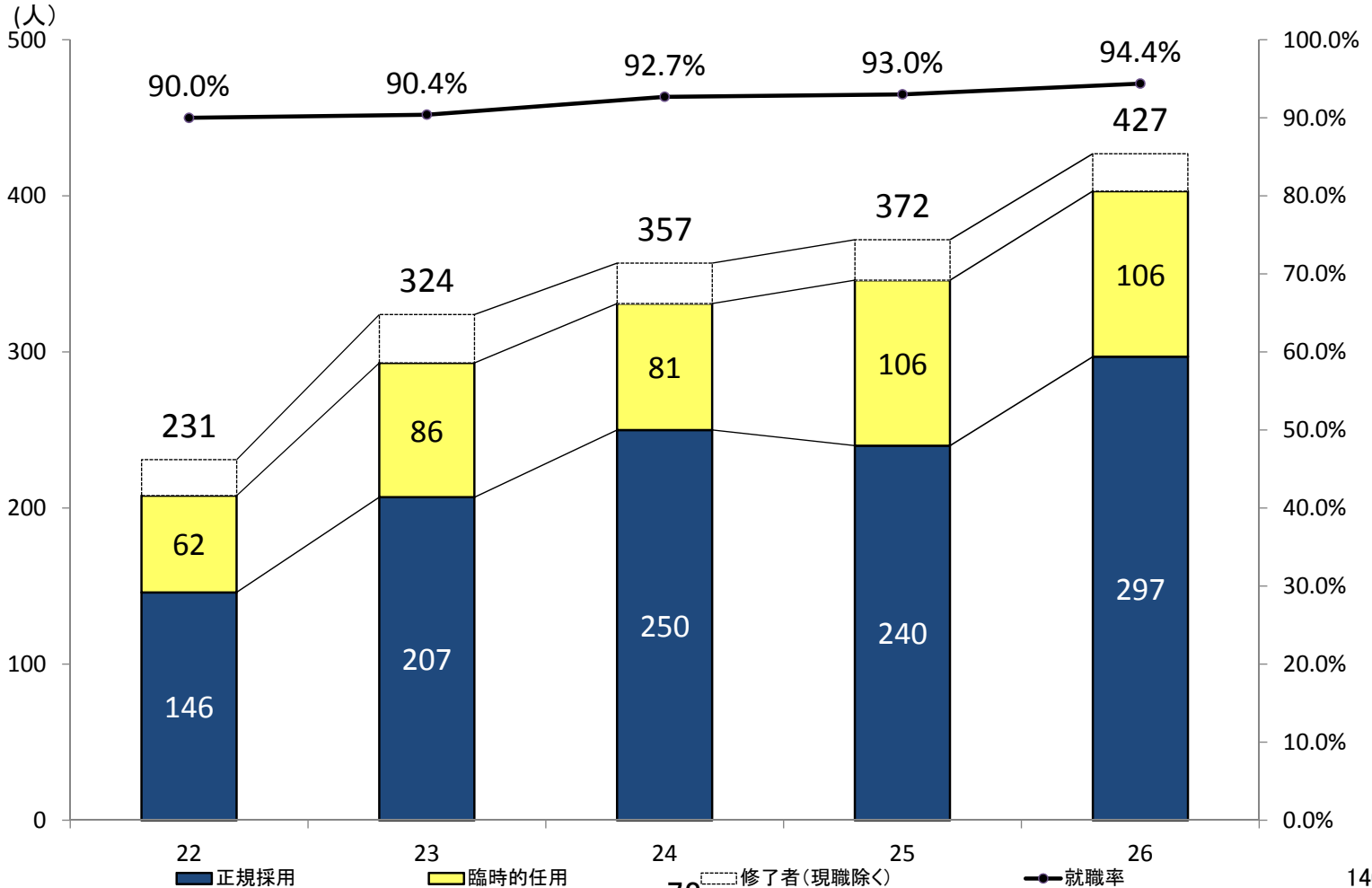
佐賀

長崎(38)

熊本

沖縄

## 教職大学院修了者の教員就職状況の推移



# 教職大学院別教員就職状況(平成26年3月修了者(現職教員学生を除く))

大 学 名	全修了者数	現職教員学生 を除く修了者数(A)	正規採用(B)	臨時的任用(C)	H25年度以前の教員採用試 験合格者(Bの内数)	教員就職者計 (B+C) / A %
北海道教育	44	23	16	6	9	22( 95.7%)
宮城教育	26	12	8	4	1	12(100.0%)
山形	23	13	10	3	0	13(100.0%)
群馬	18	4	4	0	1	4(100.0%)
東京学芸	34	19	18	1	13	19(100.0%)
上越教育	74	36	23	13	2	36(100.0%)
福井	29	14	8	5	0	13( 92.9%)
山梨	13	5	3	2	2	5(100.0%)
岐阜	19	5	5	0	3	5(100.0%)
静岡	19	4	1	2	0	3( 75.0%)
愛知教育	33	20	16	4	9	20(100.0%)
京都教育	69	54	39	13	13	52( 96.3%)
兵庫教育	72	42	32	5	8	37( 88.1%)
奈良教育	14	11	8	2	2	10( 90.9%)
岡山	21	12	9	2	6	11( 91.7%)
鳴門教育	39	11	6	5	2	11(100.0%)
福岡教育	18	9	7	1	2	8( 88.9%)
長崎	20	16	9	5	1	14( 87.5%)
宮崎	35	21	7	10	5	17( 81.0%)
聖徳	11	4	4	0	0	4(100.0%)
創価	28	18	10	6	5	16( 88.9%)
玉川	14	8	5	3	0	8(100.0%)
帝京	27	16	13	2	7	15( 93.8%)
早稲田	50	43	33	8	3	41( 95.3%)
常葉	15	7	3	4	2	7(100.0%)
計	765	427	297	106	96	403( 94.4%)

(注)H26. 3修了者(H26. 9. 30現在)の状況。「H25年度以前の教員採用試験合格者」は、入学前又は1年次に公立学校教員採用試験に合格し採用候補者名簿登載延長措置を受けていた者で、H26. 3に教職大学院を修了し教員に就職した者。

## 公立学校教員採用選考試験における 大学院在学者・進学者に対する特例(平成27年度)

### 教職大学院修了予定者に対する特例的な措置

一部試験を免除	福井県・岐阜県・滋賀県・神戸市
特別選考を実施	山形県・愛知県・大阪府・福岡県・北九州市・福岡市・豊能地区

### 大学院在学や進学を理由にした採用辞退者等に対する次年度以降の特例的な措置

(注)県市名の後ろに※を付した県市は「教職大学院」のみを対象としたもの

一部試験を免除	新潟県・新潟市・名古屋市
特別選考を実施	福井県・愛知県・大阪府・堺市・豊能地区
採用候補者名簿の 登載期間を延長	34都道府県 北海道・宮城県・秋田県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都※・神奈川県・ 富山県・石川県・山梨県※・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・ 佐賀県・長崎県※・大分県・宮崎県 10指定都市 札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・相模原市・京都市・岡山市・広島市・福岡市※

# 教員の資質能力の向上に関する調査の概要

## 調査の目的

教員の資質能力の向上の改善方策の検討に資するため、教員の養成・採用・研修全般にわたる事項について、教育委員会及び大学の意識及び取組状況について調査する。

## 調査時点

平成27年4月

## 調査の対象

全都道府県教育委員会(47)、全指定都市教育委員会(20)、全中核市教育委員会(45) 教職課程(幼小中高特支)を持つ全大学

※回答大学数637大学

- ・国立：74 小学校教員養成課程を有する大学：49  
幼稚園教員養成課程を有する(かつ、小学校教員養成課程は有しない)大学：1  
中学校又は高等学校教員養成課程を有する(かつ、幼稚園及び小学校教員養成課程は有しない)大学：24
- ・公立：45 小学校教員養成課程を有する大学：4  
幼稚園教員養成課程を有する(かつ、小学校教員養成課程は有しない)大学：8  
中学校又は高等学校教員養成課程を有する(かつ、幼稚園及び小学校教員養成課程は有しない)大学：33
- ・私立：518 小学校教員養成課程を有する大学：160  
幼稚園教員養成課程を有する(かつ、小学校教員養成課程は有しない)大学：135  
中学校又は高等学校教員養成課程を有する(かつ、幼稚園及び小学校教員養成課程は有しない)大学：223

## 主な調査事項

- 計画的な教員育成の状況について
- 教育委員会と大学との連携協力の状況について
- 教員研修の充実等について
- 教職課程における取組について
- 教員免許制度について

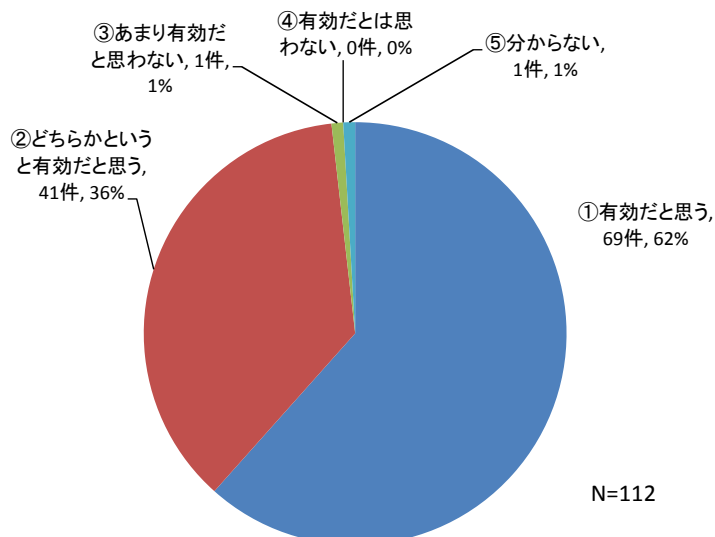
等 143

## 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の有効性

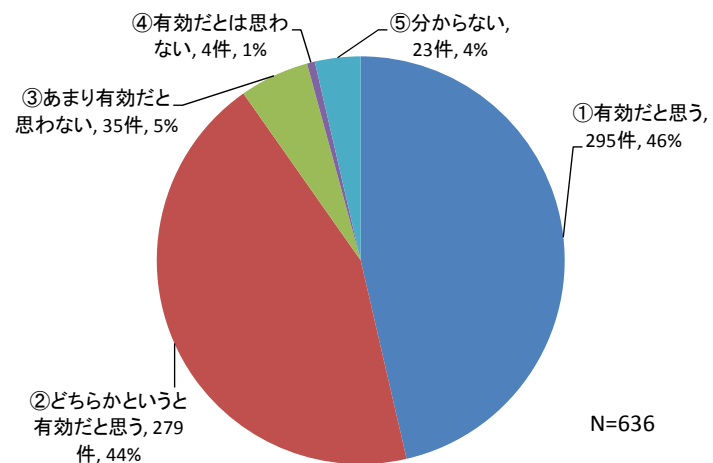
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○教員の養成段階や現職段階における能力の到達目標、育成指標、教員スタンダードなどを示すことは、教員の資質能力の向上のために有効だと思いますか。

### <教育委員会の回答>



### <大学の回答>

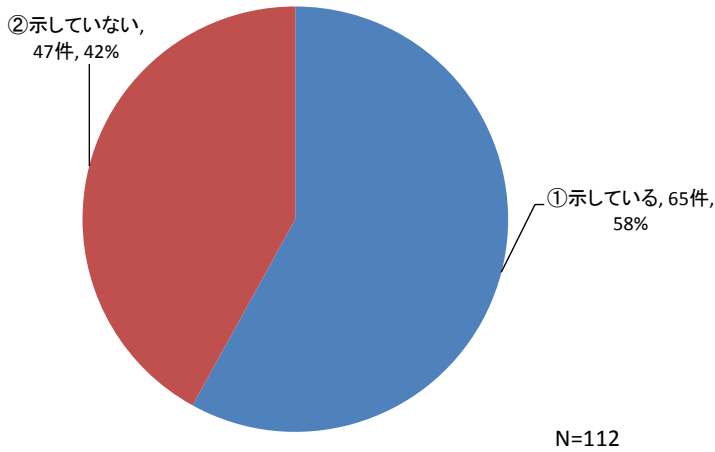


# 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の策定状況①

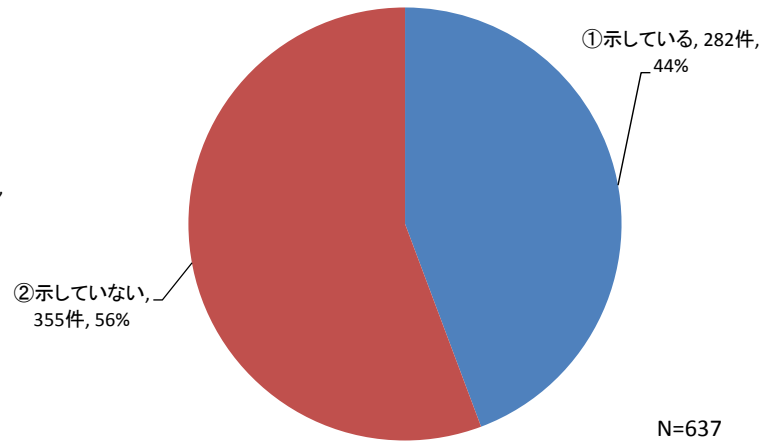
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○教員の養成段階や現職段階における能力の到達目標、育成指標、教員スタンダードなどを示していますか。

## <教育委員会の回答>



## <大学の回答>



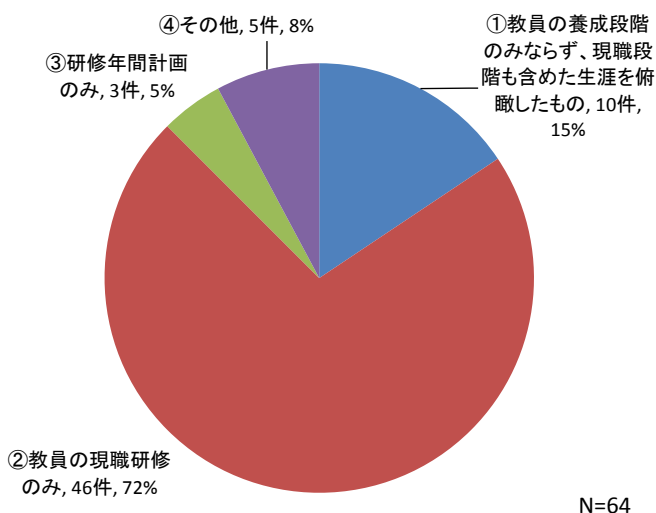
145

# 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の策定状況②

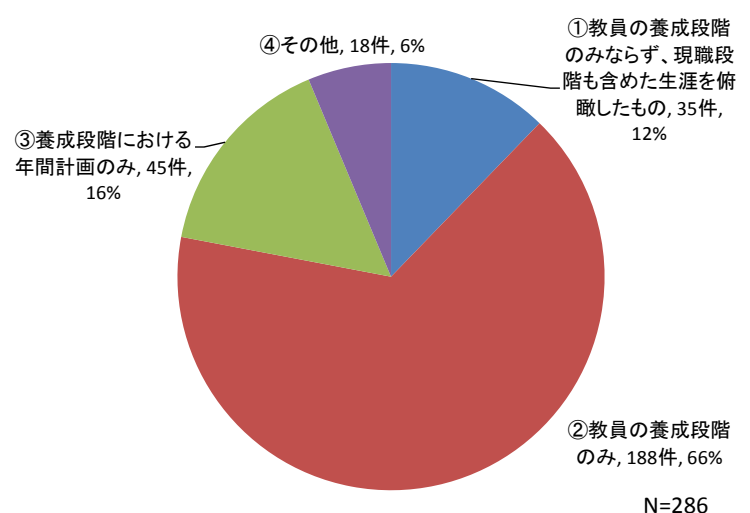
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○作成している到達目標、育成指標、教員スタンダードなどは、どの段階のもの示していますか。

## <教育委員会の回答>



## <大学の回答>

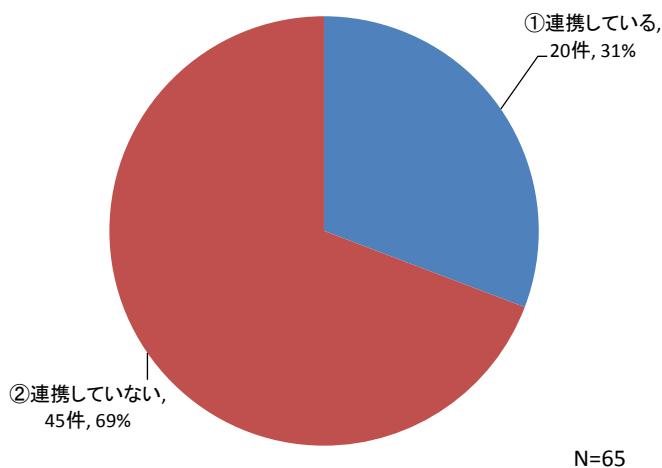


# 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の策定状況③

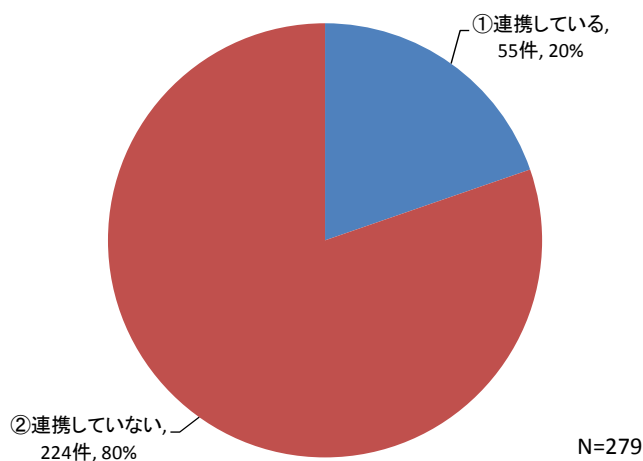
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○到達目標、育成指標、教員スタンダードなどの作成に当たって、教育委員会の場合は大学と、大学の場合は教育委員会と相談、意見交換、協議等の連携を行っていますか。

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞



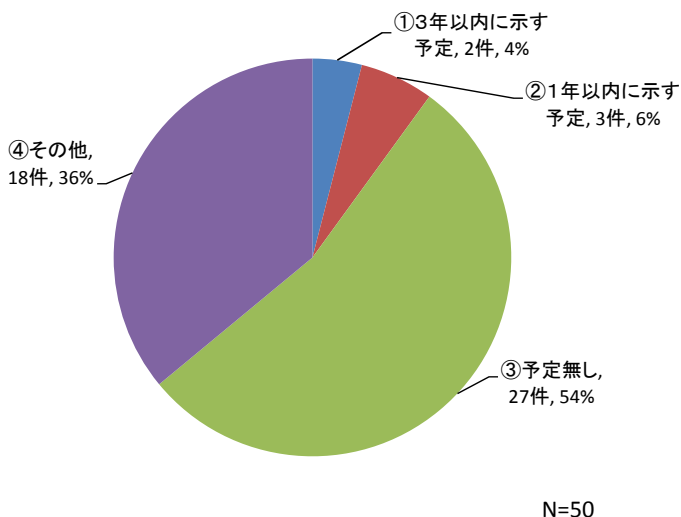
147

# 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の策定予定①

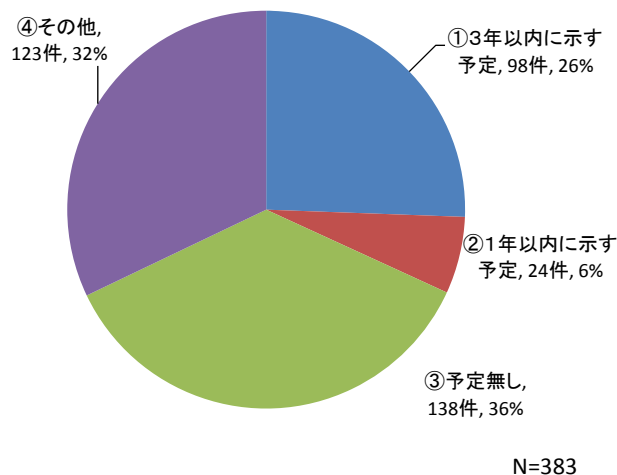
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○現在、到達目標、育成指標、教員スタンダードなどを示していない場合、今後示す予定はありますか。

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞

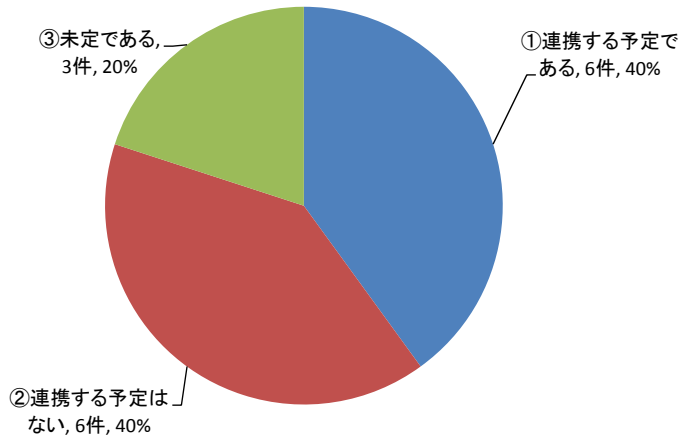


# 到達目標、育成指標、教員スタンダード等の策定予定②

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

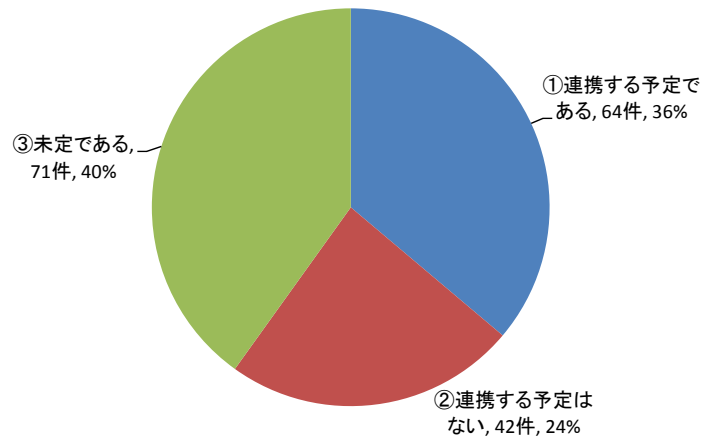
○今後、到達目標、育成指標、教員スタンダードなどを示す予定である場合、それらの作成に当たって、教育委員会の場合は大学と、大学の場合は教育委員会と、相談、意見交換、協議等の連携を行う予定はありますか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=15

## ＜大学の回答＞



N=177

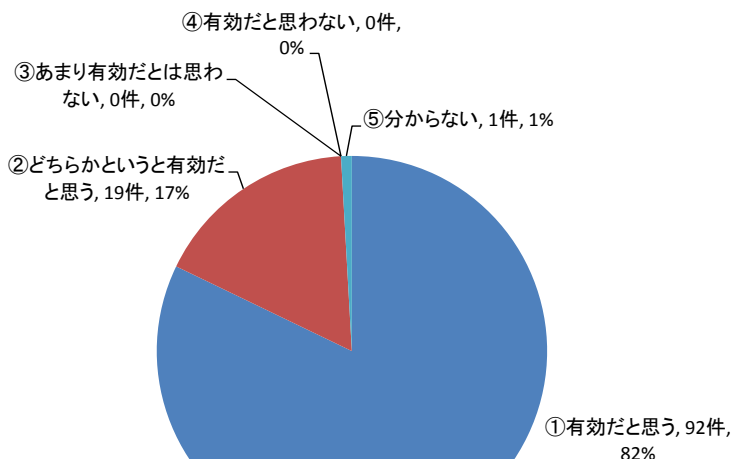
149

# 教育委員会と大学との連携の有効性

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

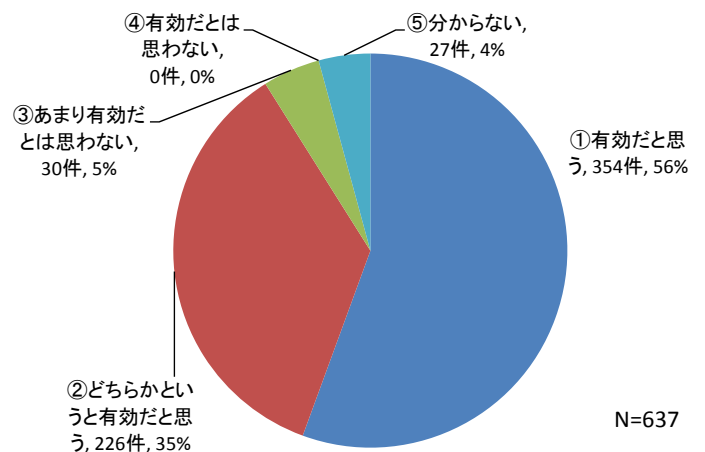
○教育委員会と大学が連携することは、教員の育成を効果的に行っていくために有効だと思いますか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=112

## ＜大学の回答＞



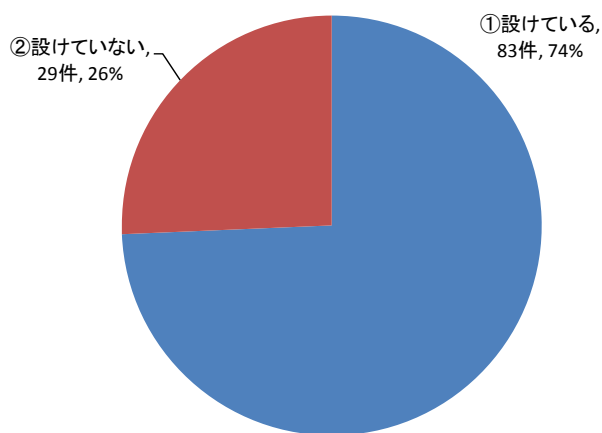
N=637

# 教育委員会と大学との連携の場の設置

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

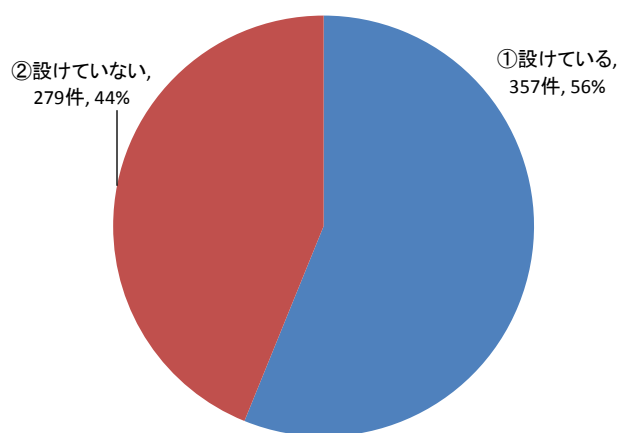
○教育委員会の場合は大学と、大学の場合は教育委員会との間に、教員育成に係る連携の場を設けていますか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=112

## ＜大学の回答＞



N=636

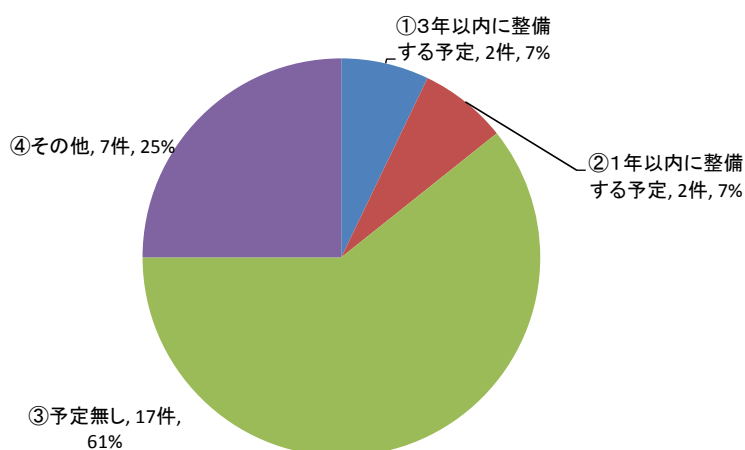
151

# 教育委員会と大学との連携組織の整備予定①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

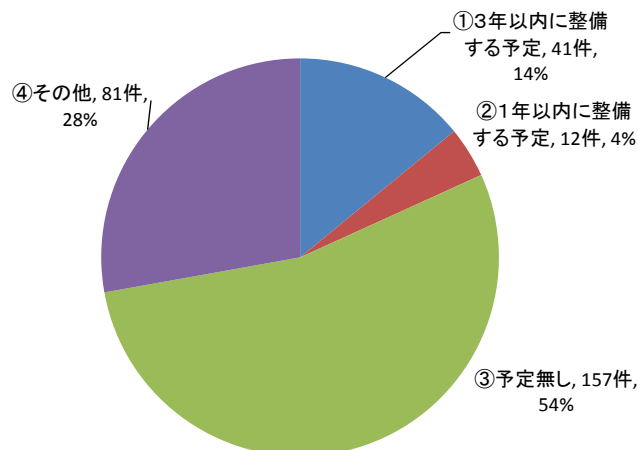
○教育委員会と大学との間に、教員育成に係る連携の場が設けられていない場合、今後、連携組織を整備する予定はありますか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=28

## ＜大学の回答＞



N=291

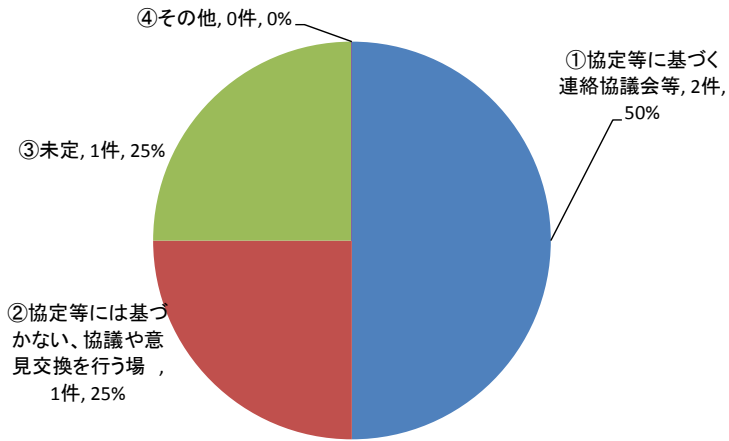


# 教育委員会と大学との連携組織の整備予定②

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

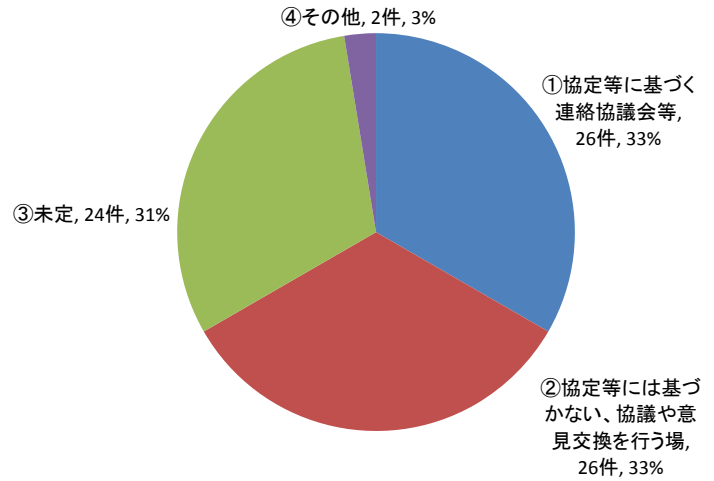
○今後、連携組織を整備する予定がある場合、具体的にどのような組織として整備する予定ですか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=4

## ＜大学の回答＞



N=78

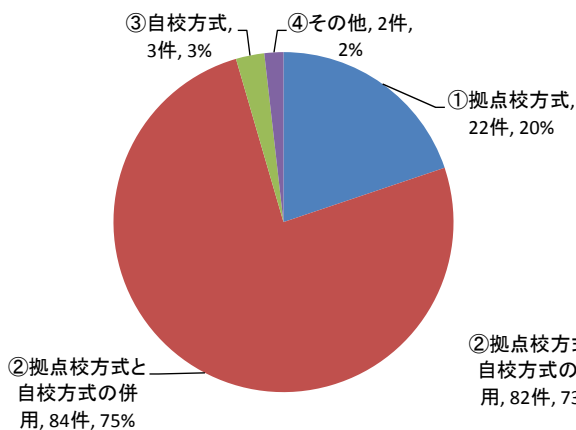
153

# 初任者研修の実施方式

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

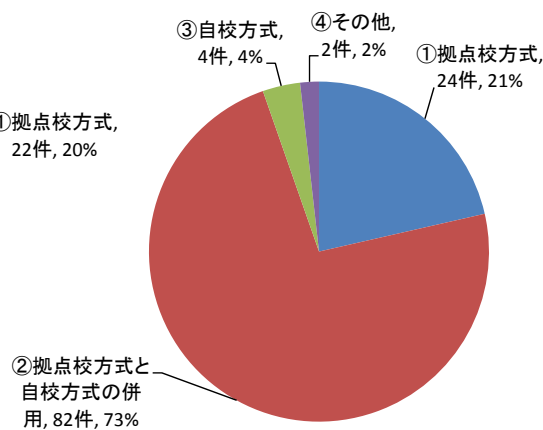
○初任者研修について、どのような方式で実施していますか。

## ＜小学校教諭＞



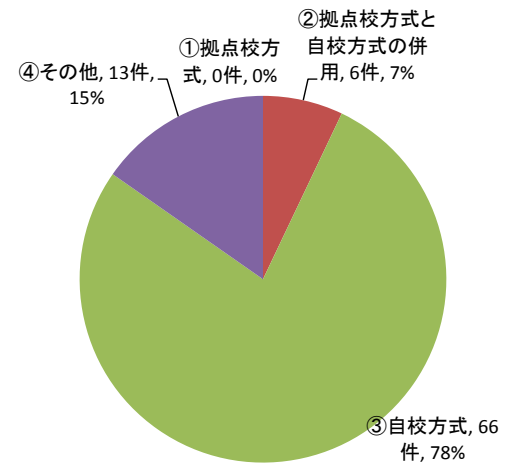
N=111

## ＜中学校教諭＞



N=112

## ＜高等学校教諭＞



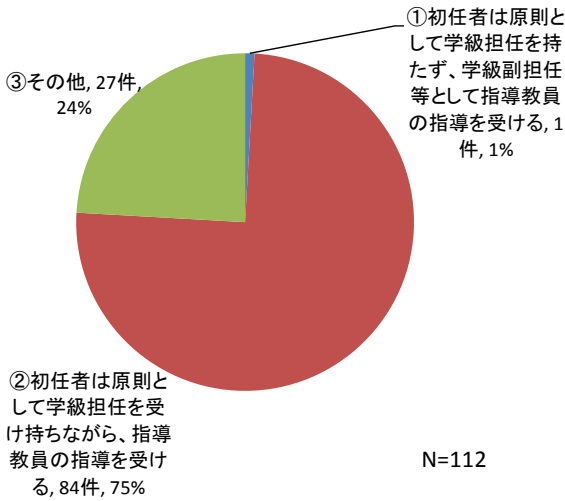
N=85

# 初任者への指導体制

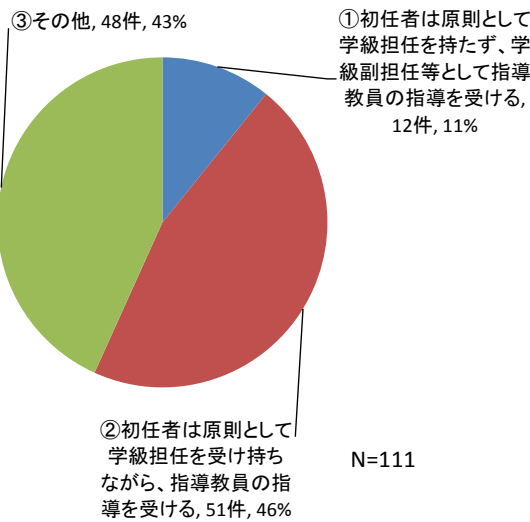
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○初任者研修中の初任者について、どのような体制で指導を受けていますか。

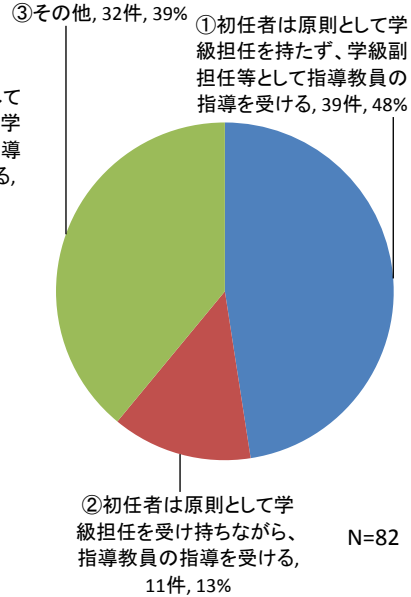
## <小学校教諭>



## <中学校教諭>



## <高等学校教諭>



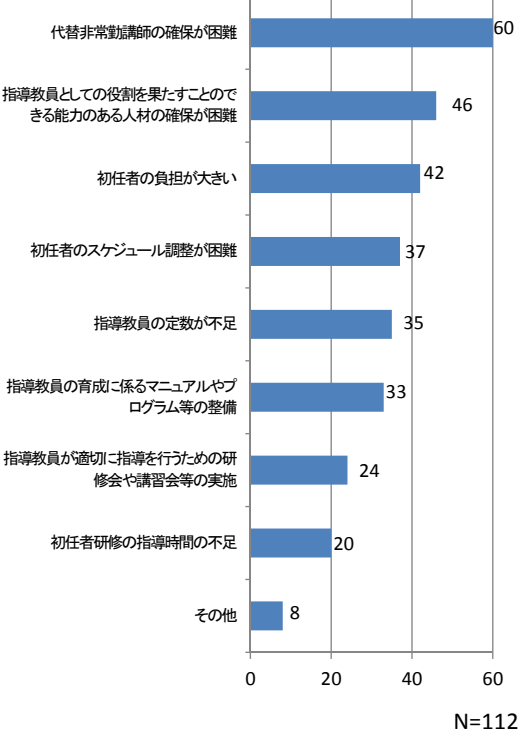
155

# 初任者研修における課題

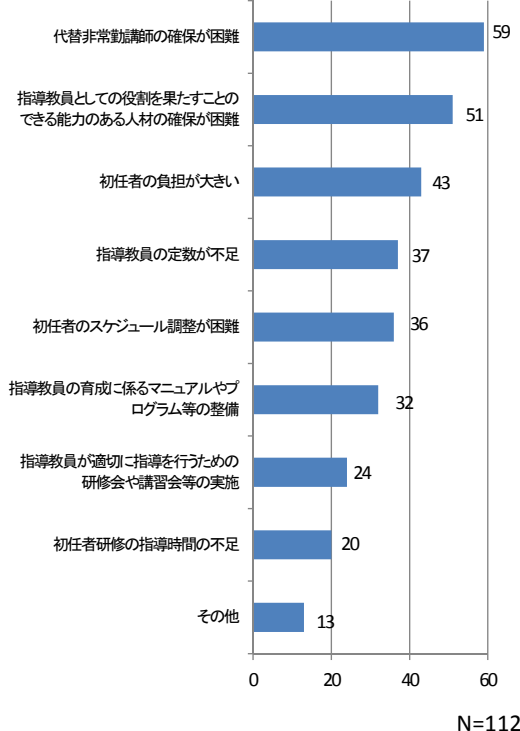
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○初任者研修において特に課題だと思えるものは何ですか。

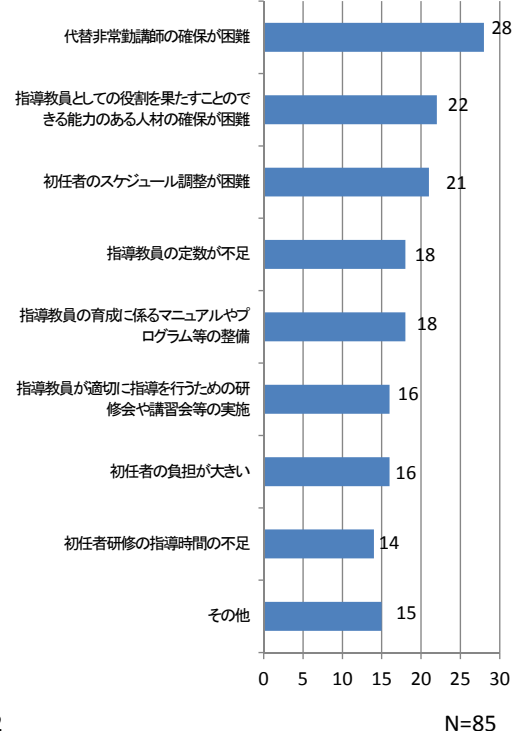
## <小学校教諭>



## <中学校教諭>



## <高等学校教諭>

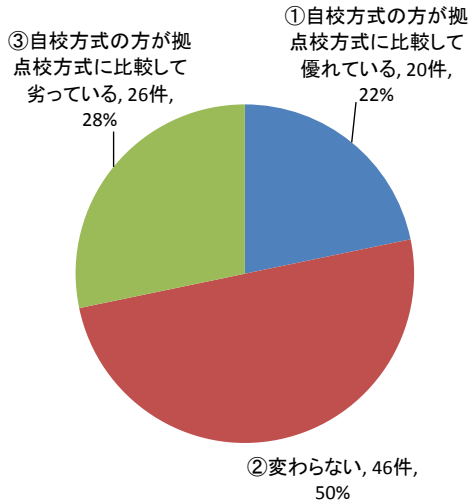


# 初任者研修における自校方式と拠点校方式との比較

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

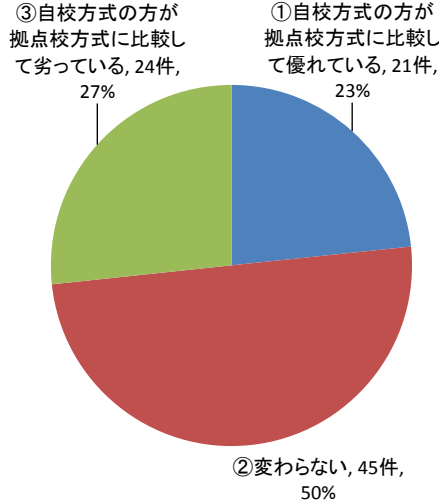
○初任者研修の実施方式として、自校方式と拠点校方式のどちらが優れていると思いますか。

## <小学校教諭>



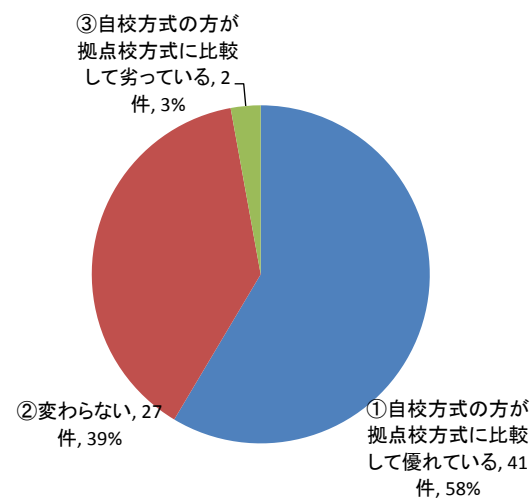
N=92

## <中学校教諭>



N=90

## <高等学校教諭>



N=72

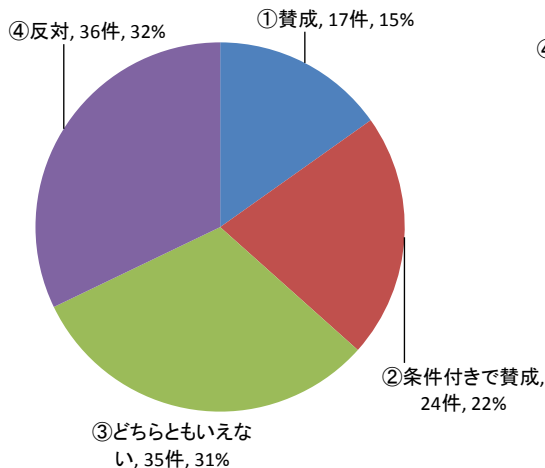
157

# 自校方式への変更について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

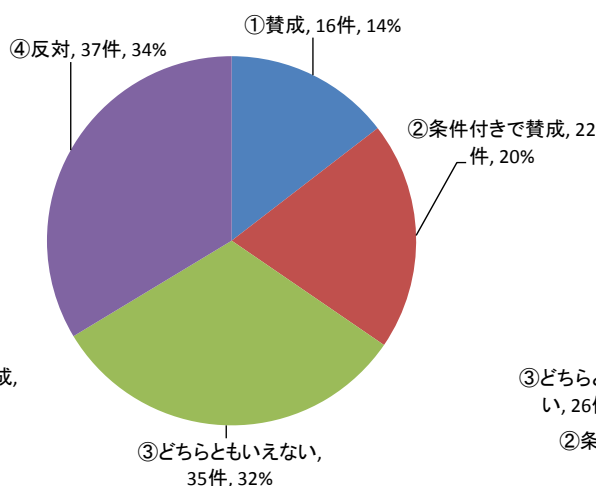
○初任者研修の実施体制を、原則として拠点校方式から自校方式に変更することについて、どのように考えますか。

## <小学校教諭>



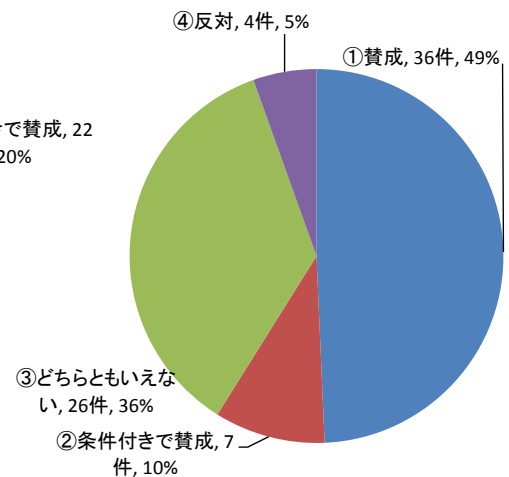
N=112

## <中学校教諭>



N=110

## <高等学校教諭>



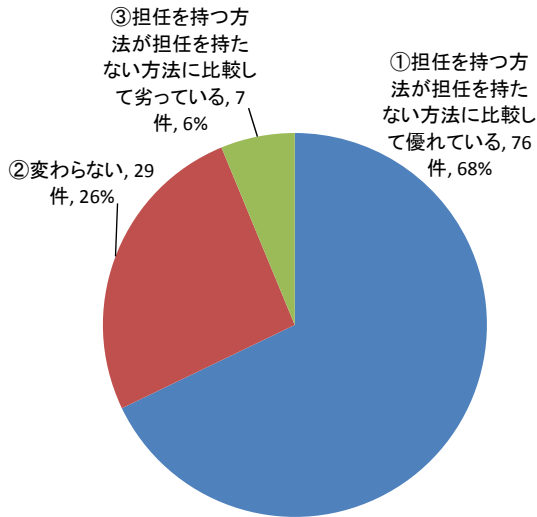
N=73

# 初任者が学級担任を持つことについて

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

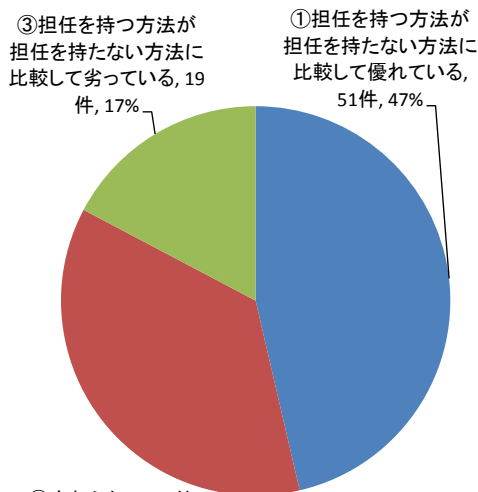
○初任者研修中の初任者が学級担任を持つ場合と、担任を持たない場合のどちらが優れていると思いますか。

## <小学校教諭>



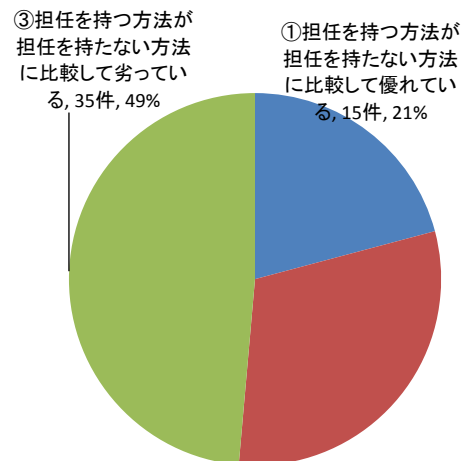
N=112

## <中学校教諭>



N=110

## <高等学校教諭>



N=72

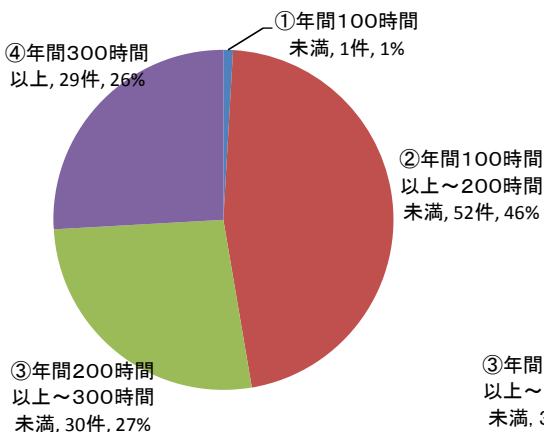
159

# 初任者研修の校内研修の実施状況

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

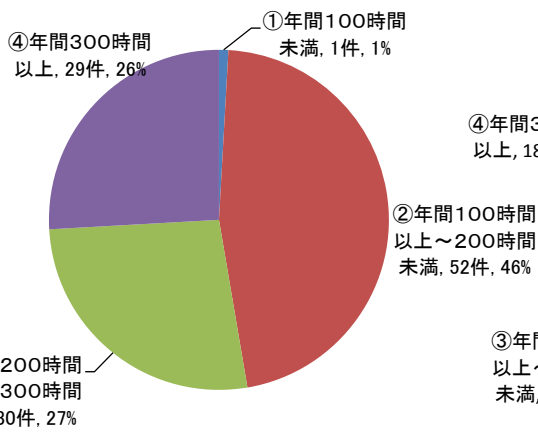
○初任者研修の校内研修の実施状況について、お答えください。

## <小学校教諭>



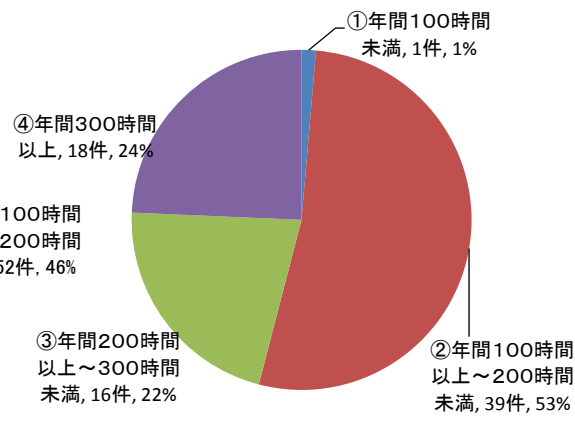
N=112

## <中学校教諭>



N=112

## <高等学校教諭>



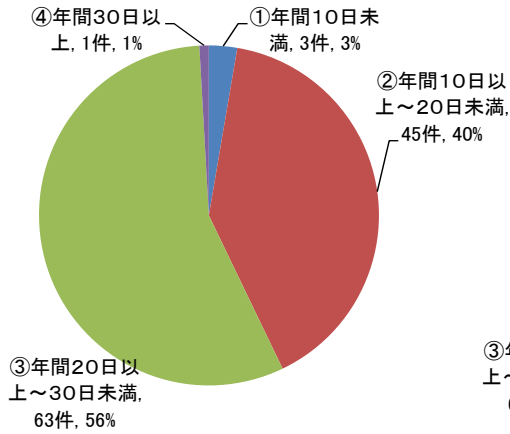
N=74

# 初任者研修の校外研修の実施状況

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

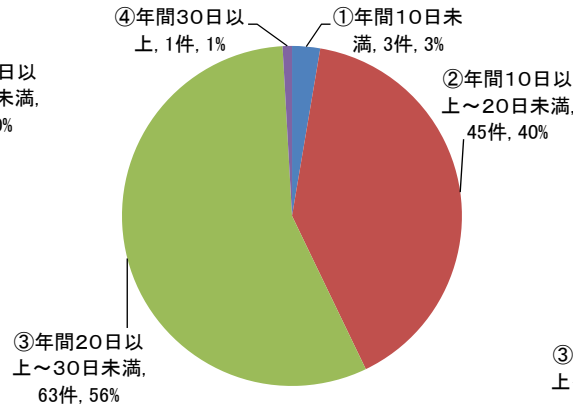
○初任者研修の校外研修の実施状況について、お答えください。

## <小学校教諭>



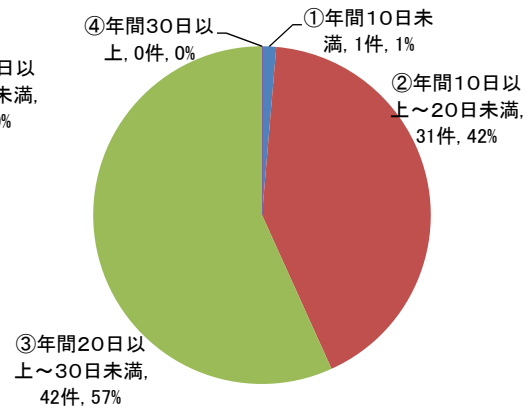
N=112

## <中学校教諭>



N=112

## <高等学校教諭>



N=74

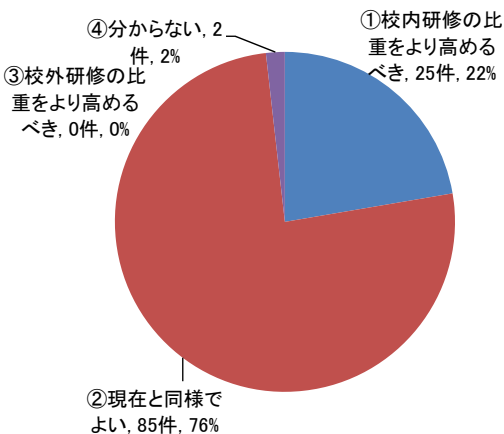
161

# 校内研修と校外研修の比重について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

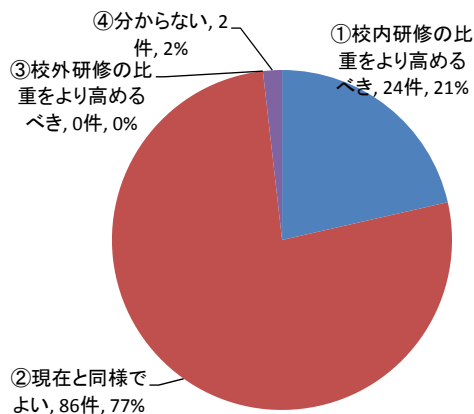
○初任者研修において校内研修と校外研修のどちらの比重をより高めるべきだと思いますか。

## <小学校教諭>



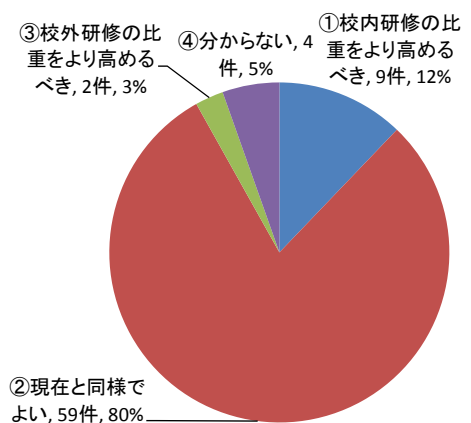
N=112

## <中学校教諭>



N=112

## <高等学校教諭>



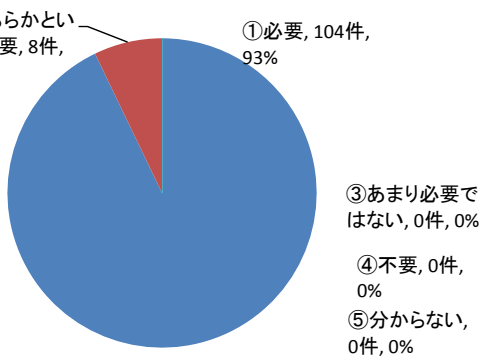
N=74

# 臨時的任用教員の研修の必要性

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

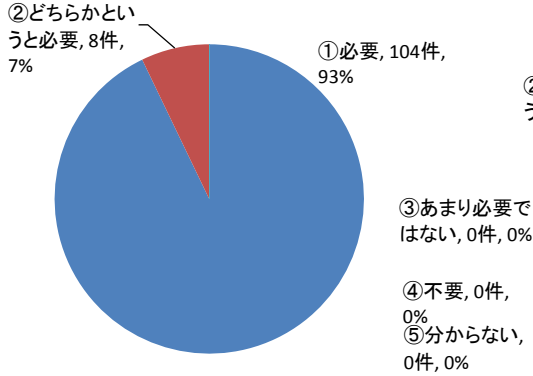
○臨時的任用の教員についても、その資質能力の向上のために、研修を受講させる必要があると思いますか。

## <小学校教諭>



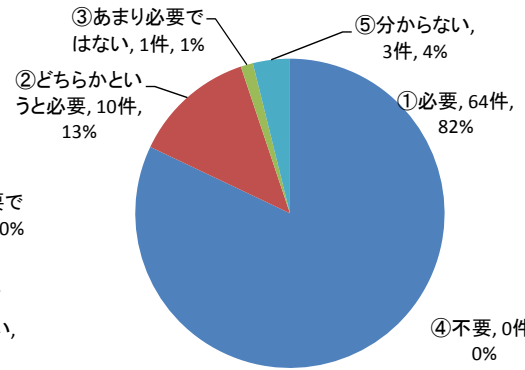
N=112

## <中学校教諭>



N=112

## <高等学校教諭>



N=78

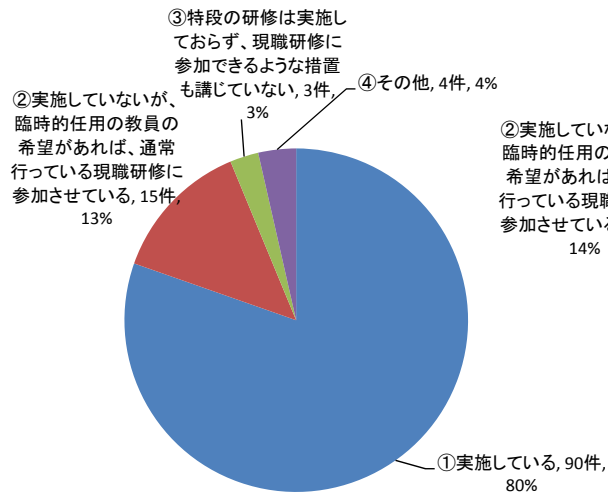
163

# 臨時的任用教員に対する研修の実施状況

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

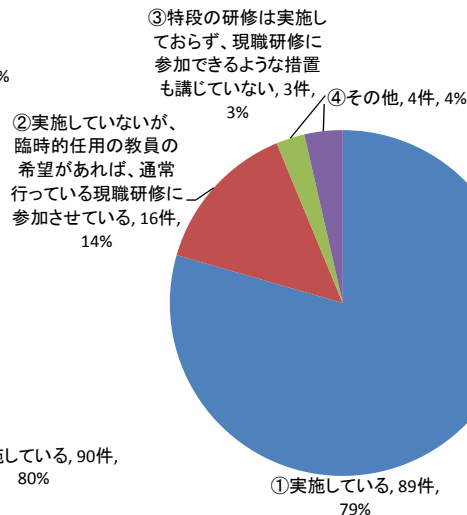
○臨時的任用の教員に対して、その資質能力の向上のための研修を実施していますか。

## <小学校教諭>



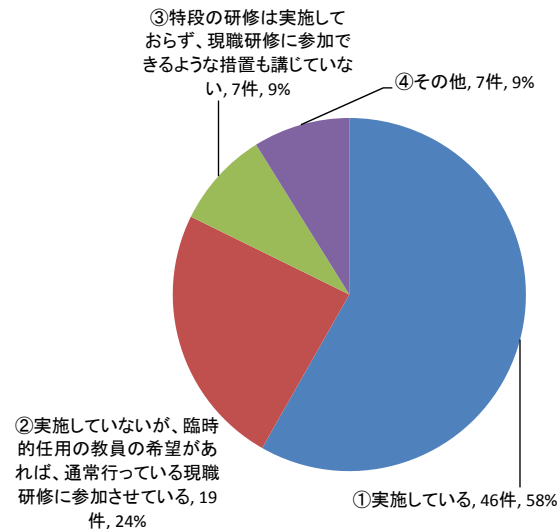
N=112

## <中学校教諭>



N=112

## <高等学校教諭>



N=79

# 初任者研修以外の若手研修の実施状況

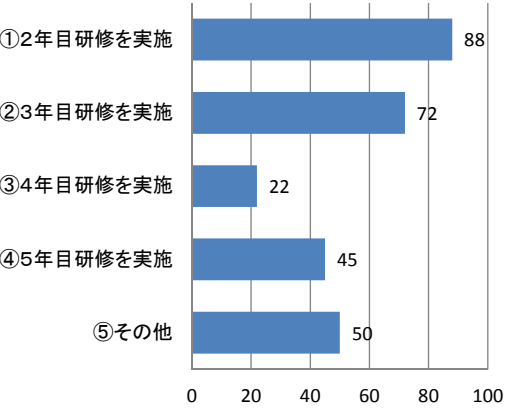
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○初任者研修以外にも若手研修を実施していますか。

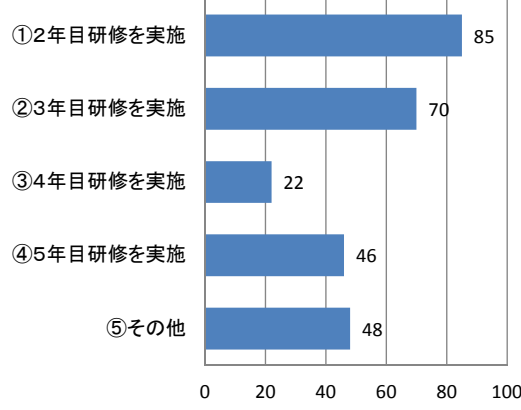
## < 小学校教諭 >

## < 中学校教諭 >

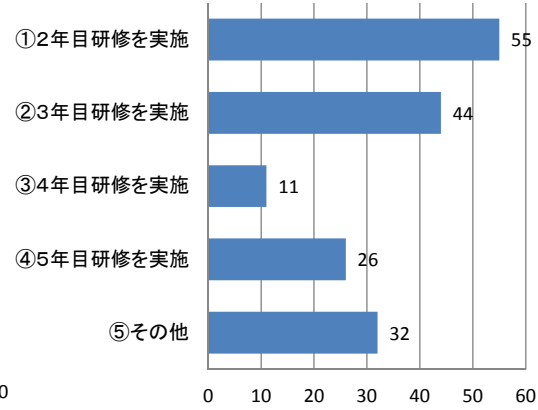
## < 高等学校教諭 >



※複数回答あり N=112



※複数回答あり N=112



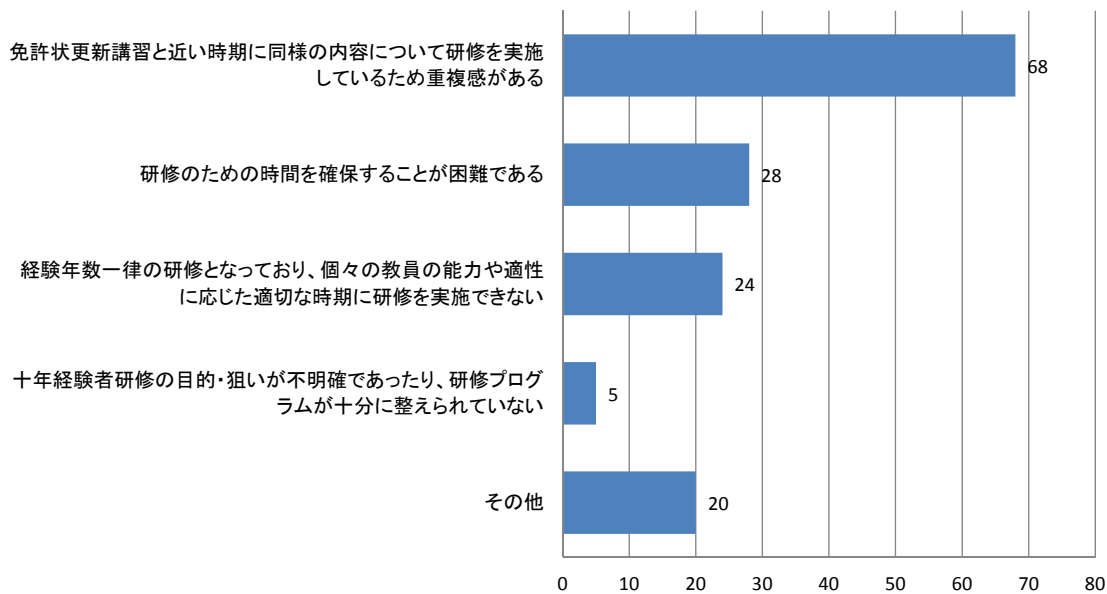
※複数回答あり N=85

165

# 十年経験者研修の課題

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○十年経験者研修における課題は、何ですか。



※複数回答あり N=112

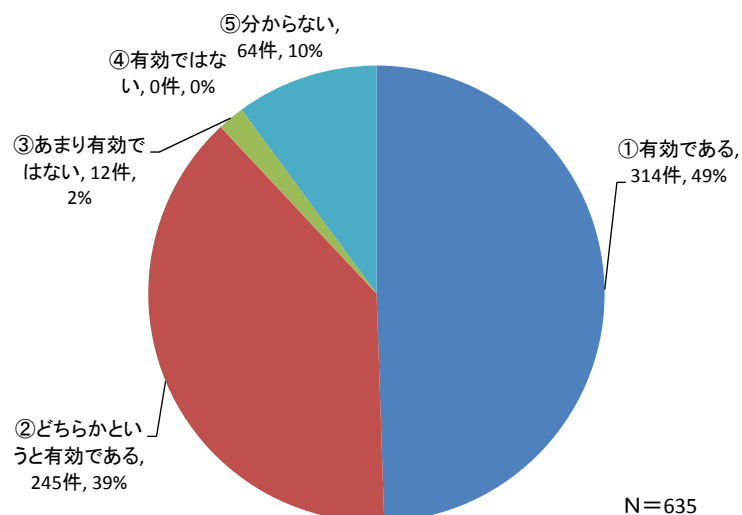
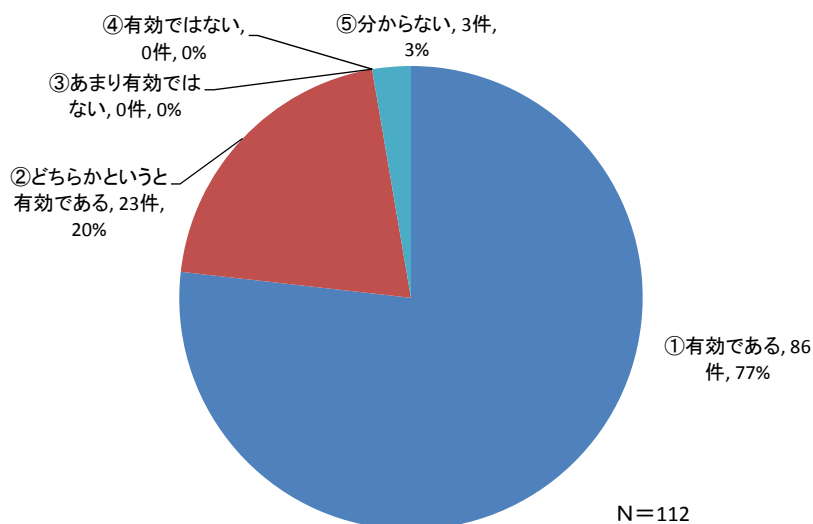
# 現職職員の研修に対する大学の協力の有効性

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○現職教員の研修に大学が協力することは有効だと考えていますか。

## <教育委員会の回答>

## <大学の回答>



167

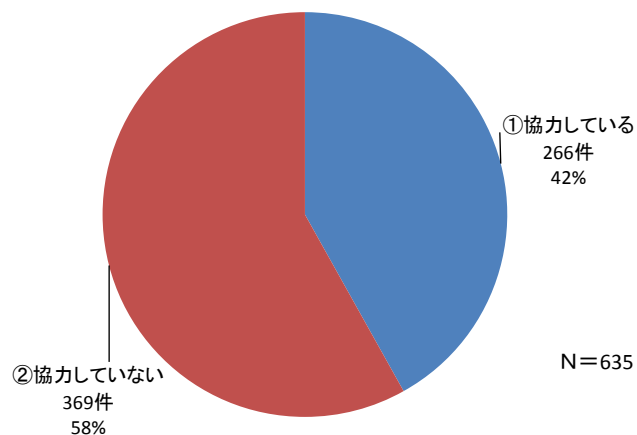
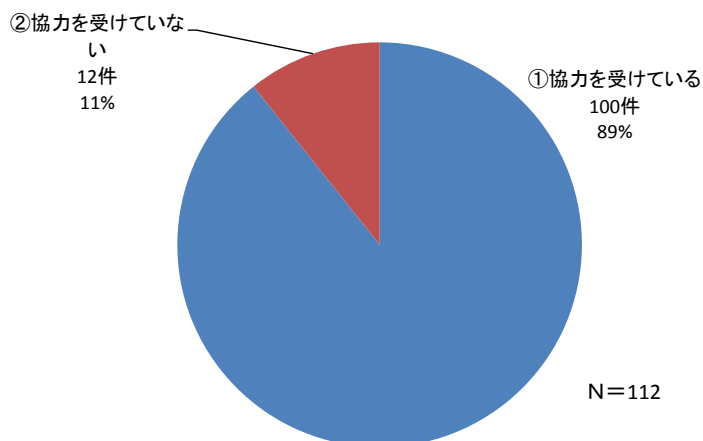
# 現職研修に対する大学の協力状況①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○現職研修について、大学が組織として協力していますか（協力を受けていますか）。

## <教育委員会の回答>

## <大学の回答>





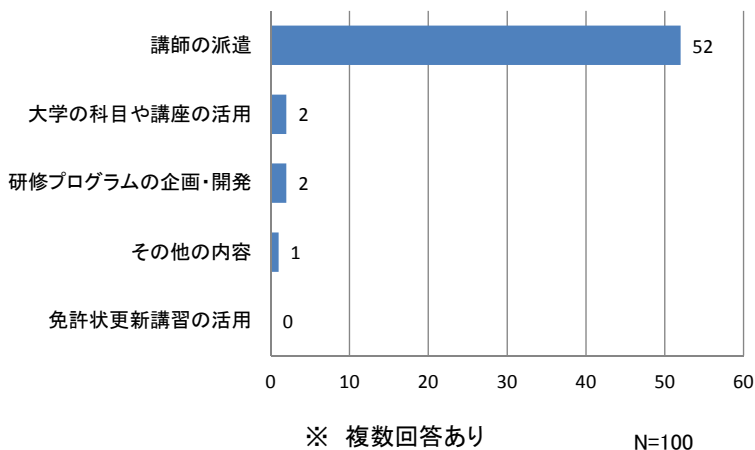
# 現職研修に対する大学の協力状況②

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

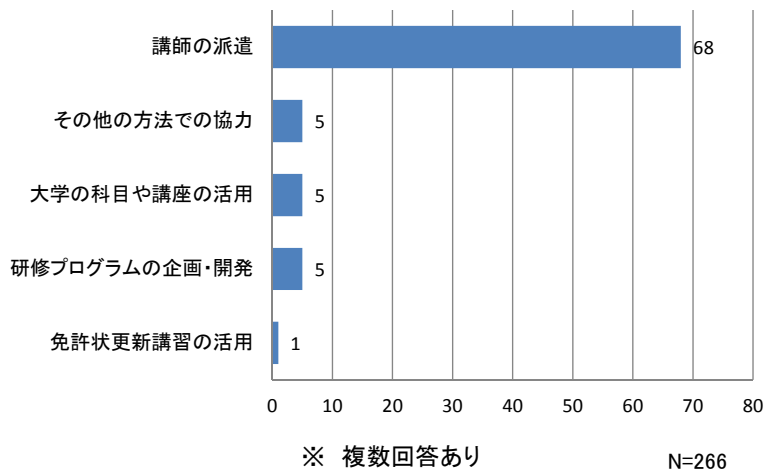
○協力の内容は、どのような研修に関する、どのようなものですか。

## 【①初任者研修】

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞



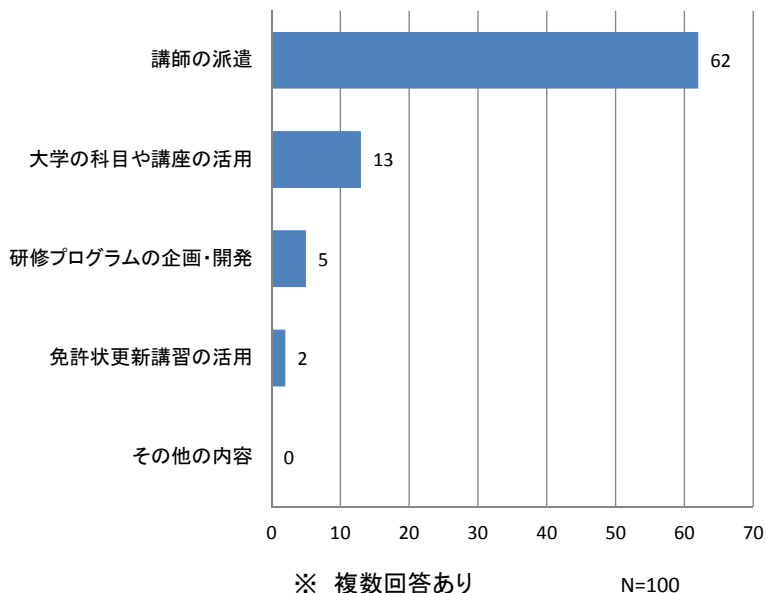
169

# 現職研修に対する大学の協力状況③

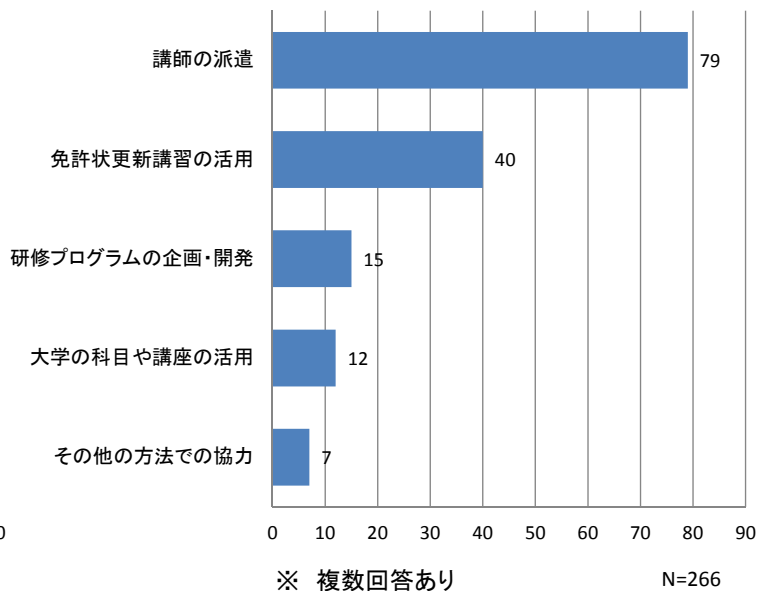
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## 【②十年経験者研修】

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞

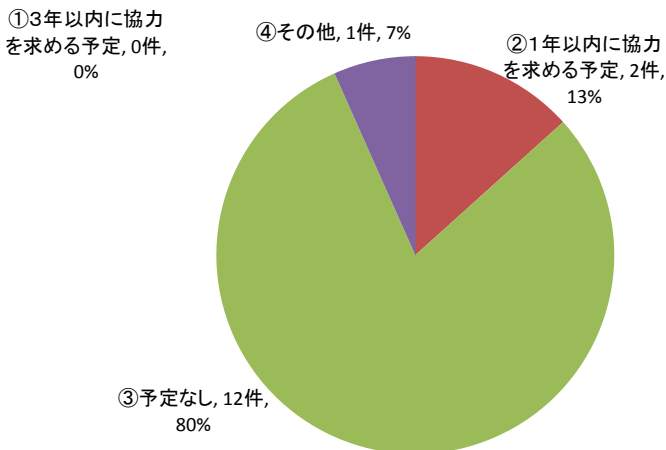


# 現職研修に対する大学の協力予定

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

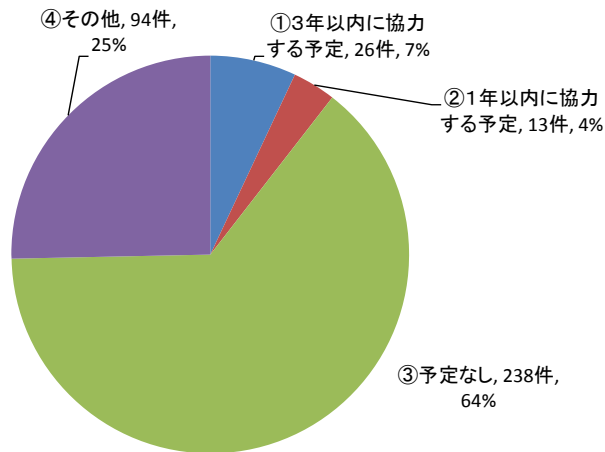
○現職研修について、大学が組織として協力していない(協力を受けていない)場合、今後、現職教員の研修について、大学として協力する(大学に協力を求める)予定はありますか。

## <教育委員会の回答>



N=15

## <大学の回答>



N=371

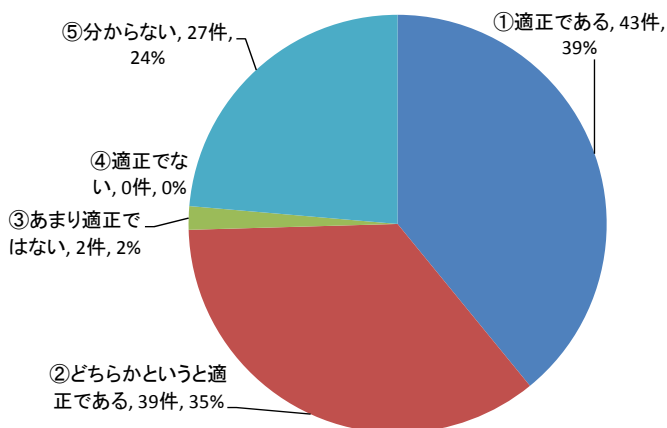
171

# 教職課程の区分について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

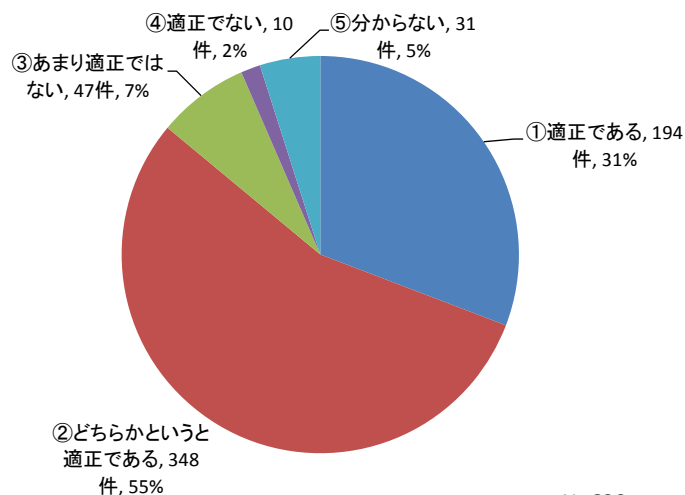
○現行の法令で定める「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」という教職課程の区分についてどのように考えますか。

## <教育委員会の回答>



N=110

## <大学の回答>



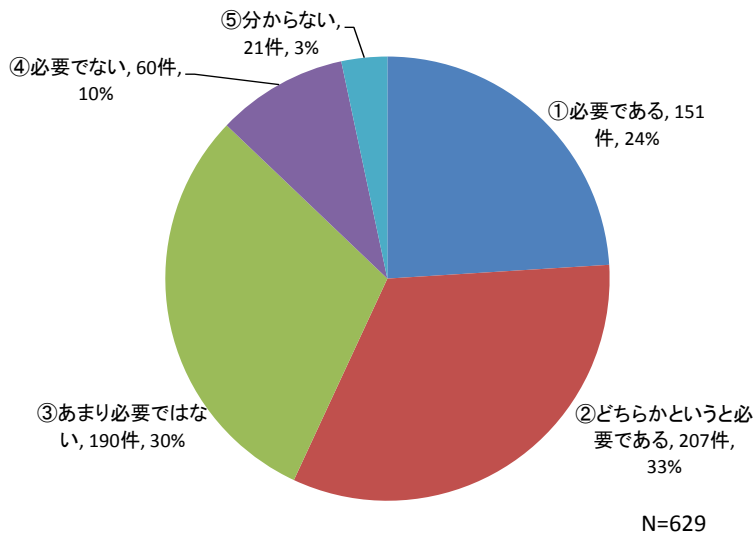
N=630

# 「教科又は教職に関する科目」について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○現行の法令で定める「教科又は教職に関する科目」という教職課程の区分の必要性についてどのように考えますか。

## ＜大学の回答＞



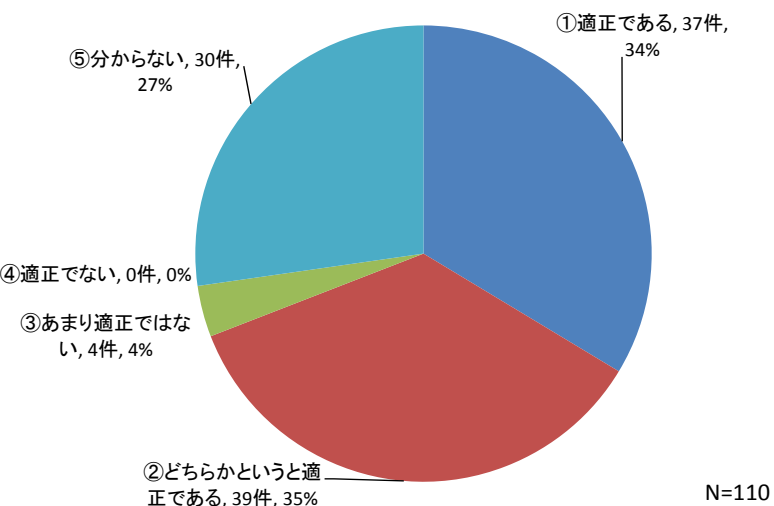
173

# 教職課程の科目の構成や内容について

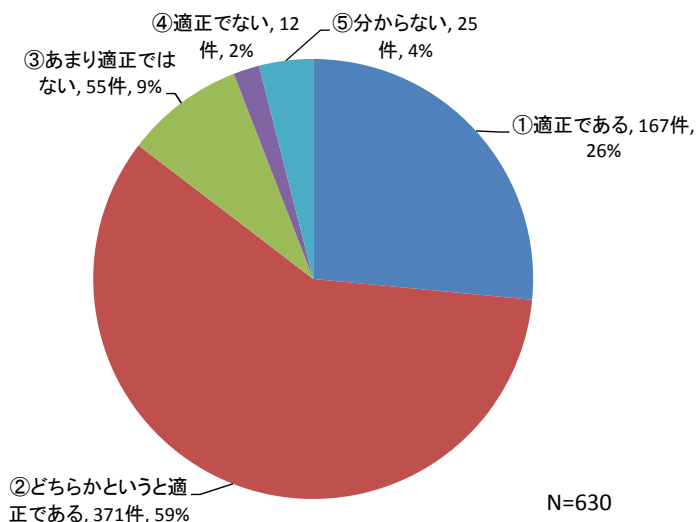
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○現行の法令で定める教職課程の科目の構成や内容についてどのように考えますか。

## ＜教育委員会の回答＞



## ＜大学の回答＞



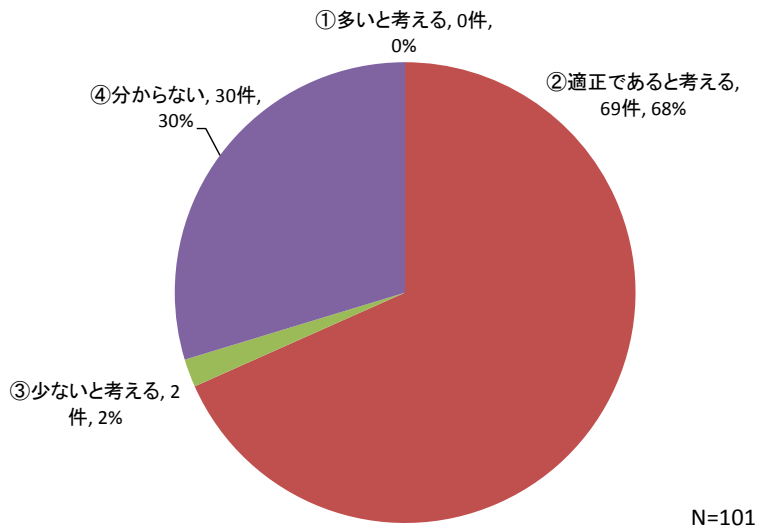
# 教員免許状授与に必要な最低単位数について①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

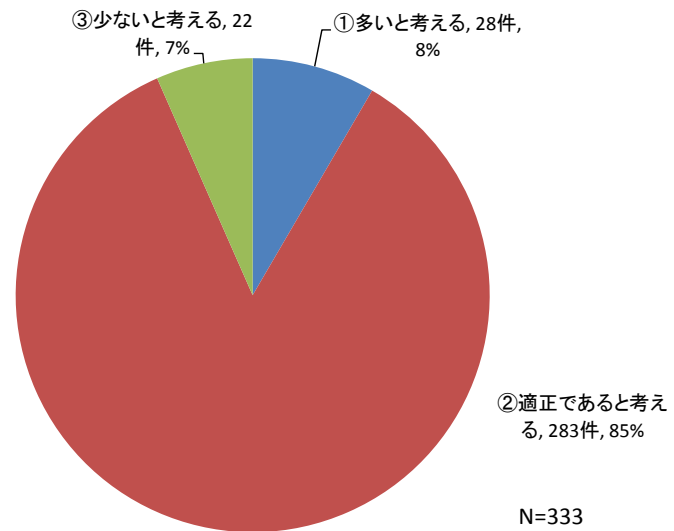
○ 現行の法令で定める教員免許状授与に必要な最低単位数についてどのように考えていますか。

## 【幼稚園教諭免許状について】

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞



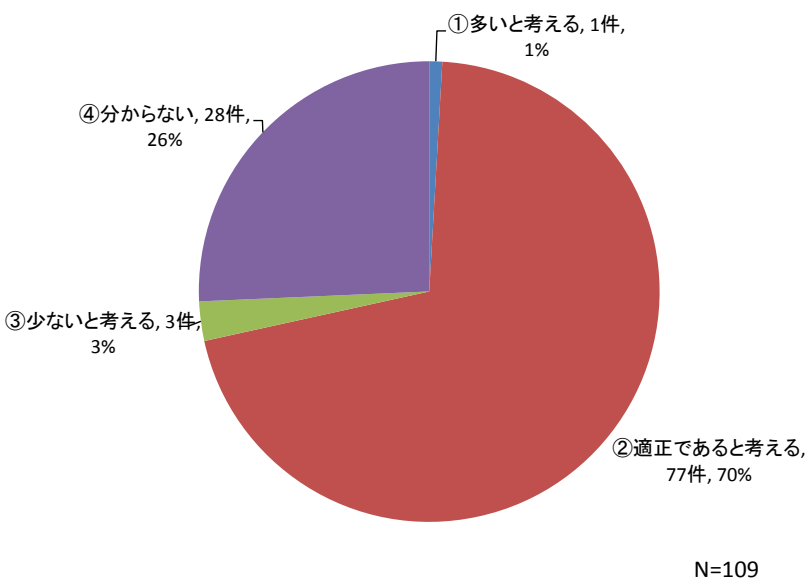
175

# 教員免許状授与に必要な最低単位数について②

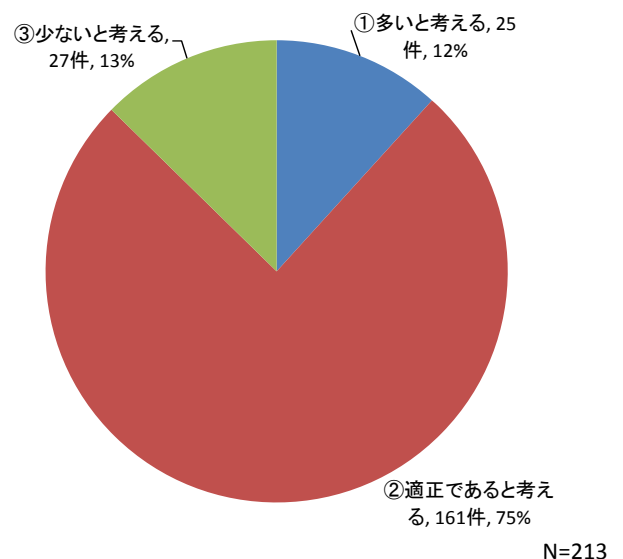
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## 【小学校教諭免許状について】

### ＜教育委員会の回答＞



### ＜大学の回答＞

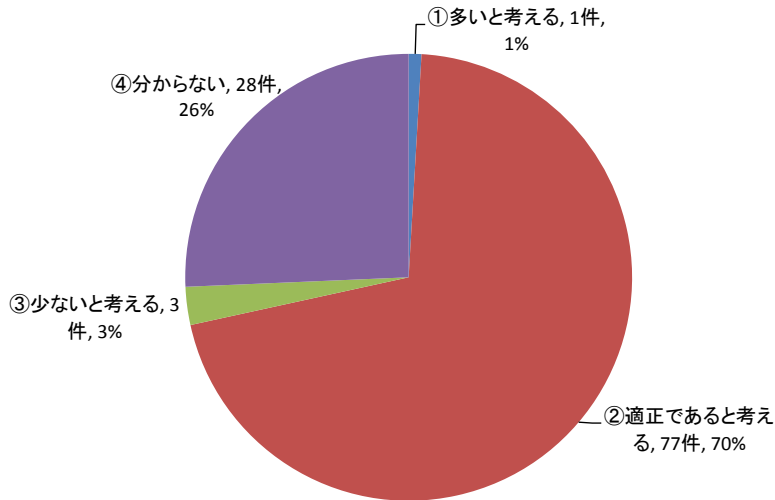


# 教員免許状授与に必要な最低単位数について③

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

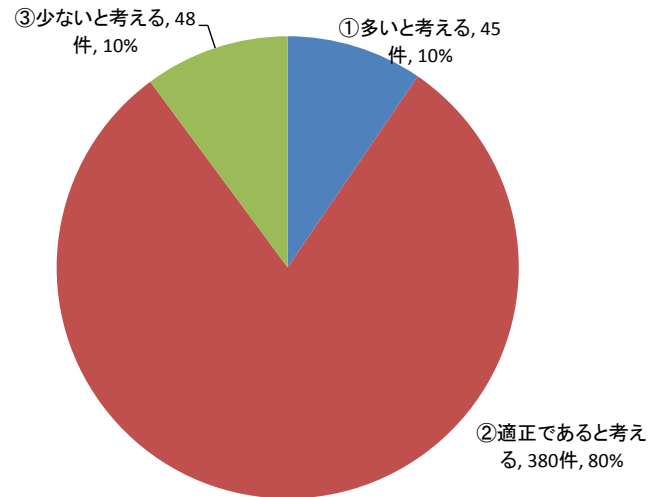
## 【中学校教諭免許状について】

### ＜教育委員会の回答＞



N=109

### ＜大学の回答＞



N=473

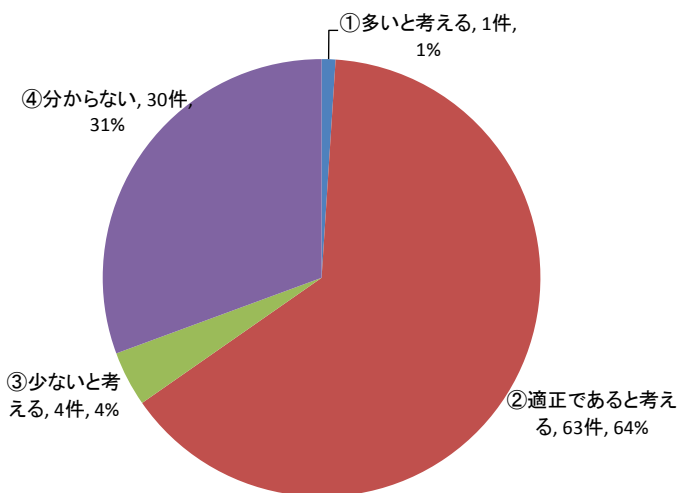
177

# 教員免許状授与に必要な最低単位数について④

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

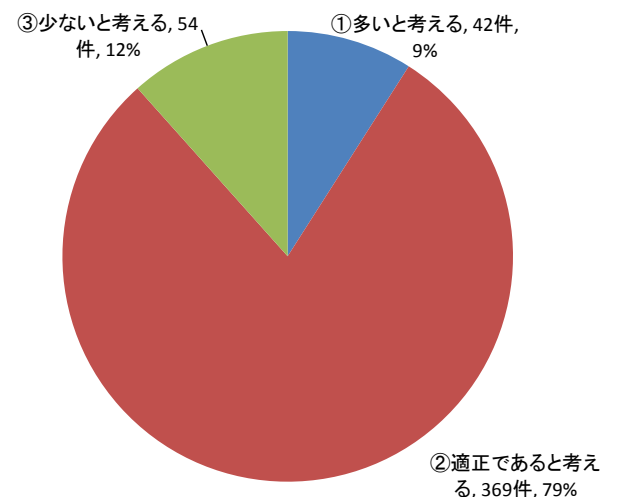
## 【高等学校教諭免許状について】

### ＜教育委員会の回答＞



N=98

### ＜大学の回答＞



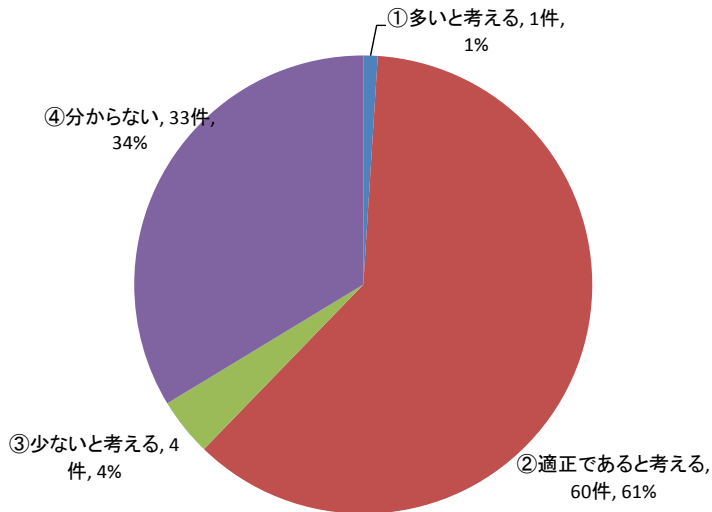
N=465

# 教員免許状授与に必要な最低単位数について⑤

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

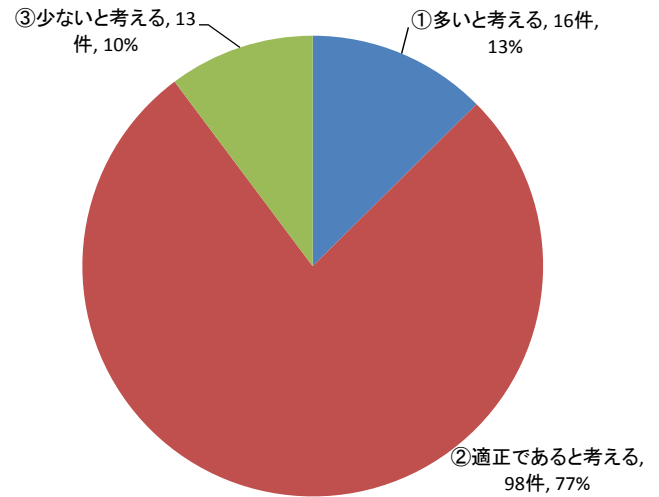
## 【特別支援学校教諭免許状について】

### ＜教育委員会の回答＞



N=98

### ＜大学の回答＞



N=127

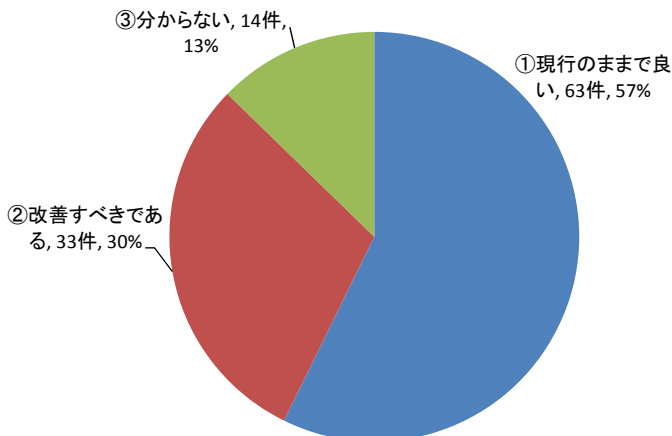
179

## 教員免許状制度について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

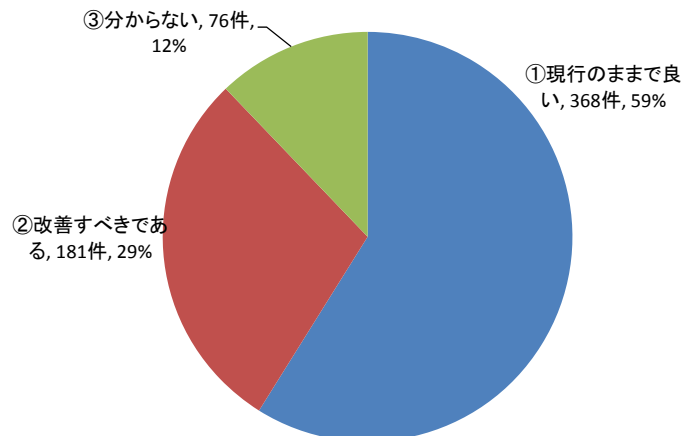
○現行の教員免許制度についてどのように考えますか。

### ＜教育委員会の回答＞



N=110

### ＜大学の回答＞



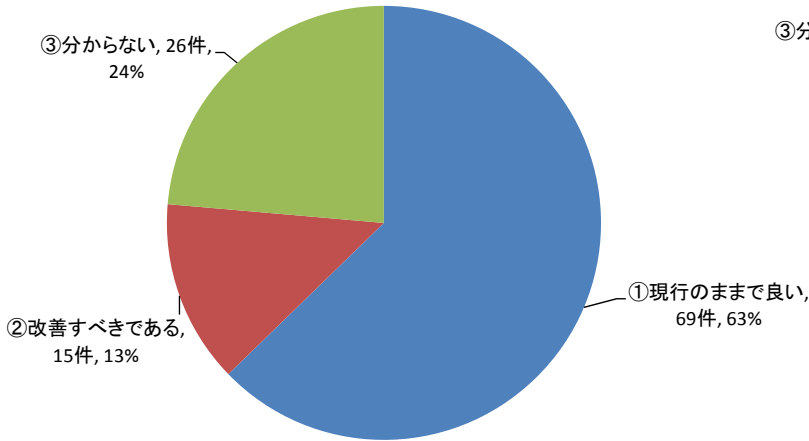
N=625

# 特別免許状制度について

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

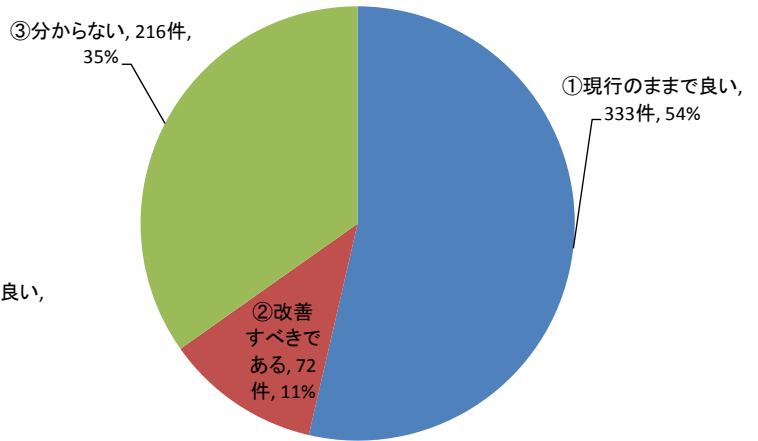
○ 現行の特別免許状の制度についてどのように考えますか。

## ＜教育委員会の回答＞



N=110

## ＜大学の回答＞



N=621

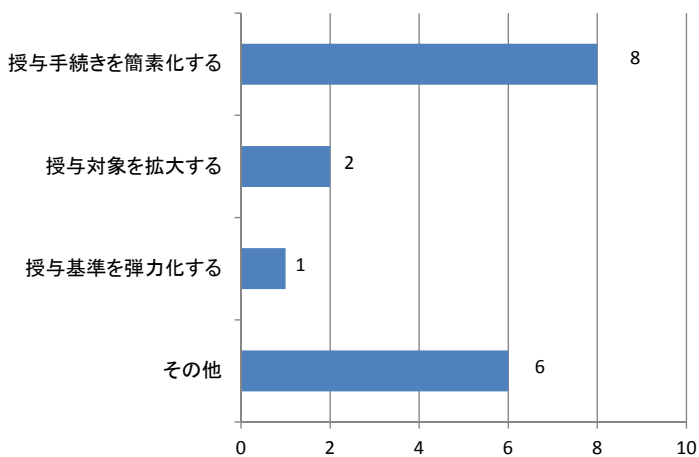
181

# 特別免許状制度の改善点

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○ 現行の特別免許状の制度改善すべきであると考え、どのように改善すべきだと思いますか。

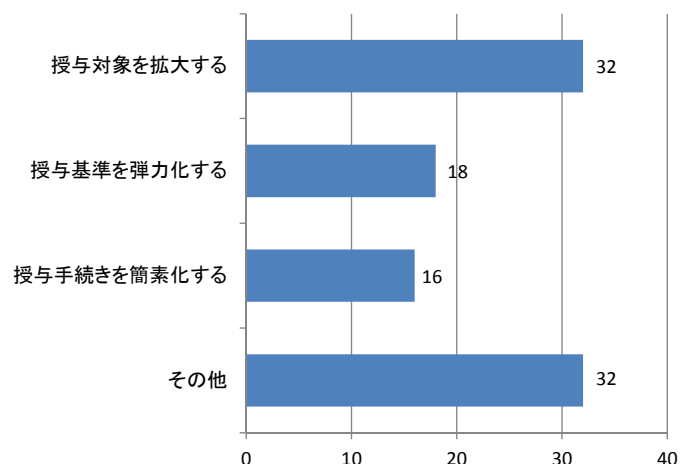
## ＜教育委員会の回答＞



※ 複数回答あり

N=15

## ＜大学の回答＞



※ 複数回答あり

N=72

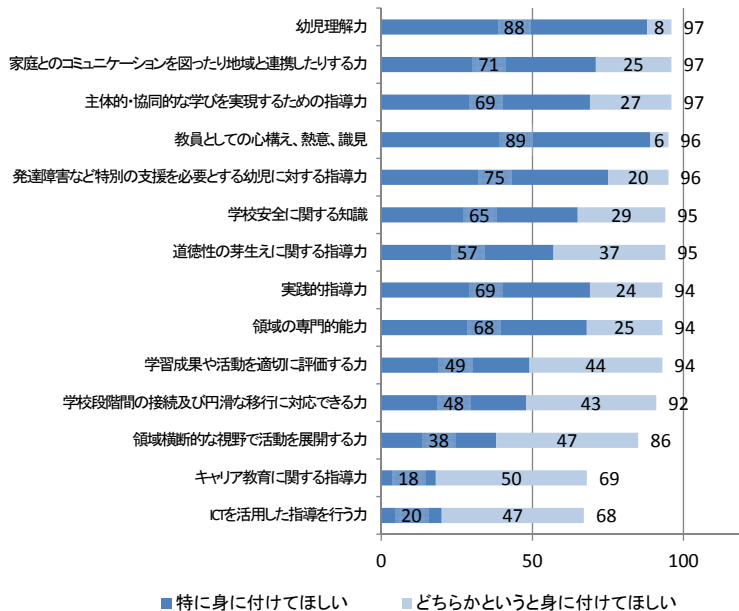
# 教員養成段階において身につけるべき力①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○大学における教員養成段階において、学生に身につけて欲しい力は何ですか。

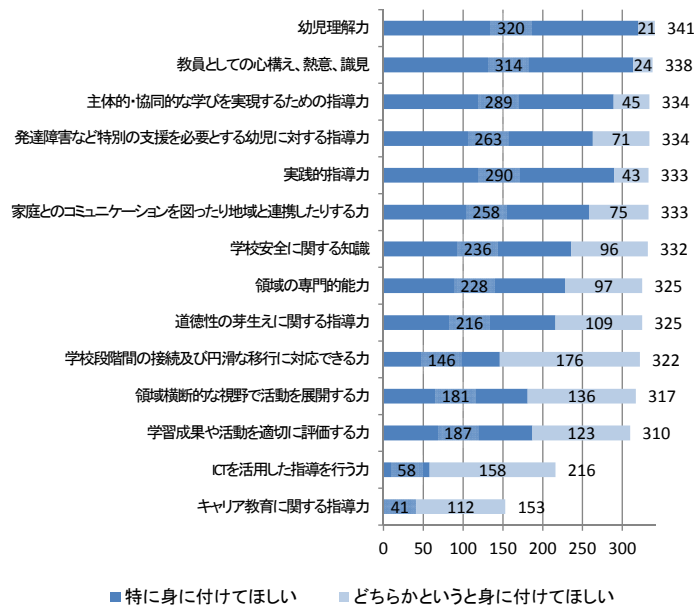
## 【幼稚園教諭について】

### <教育委員会の回答>



※ 複数回答あり N=112

### <大学の回答>



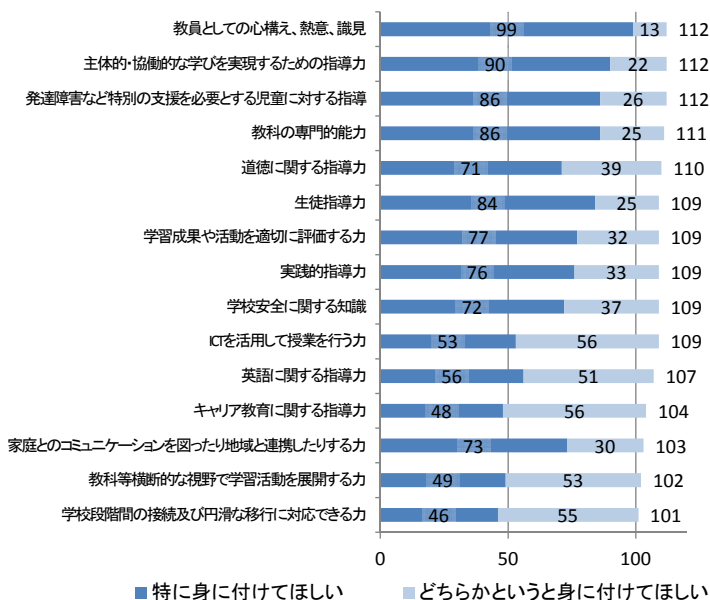
※ 複数回答あり N=342

# 教員養成段階において身につけるべき力②

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

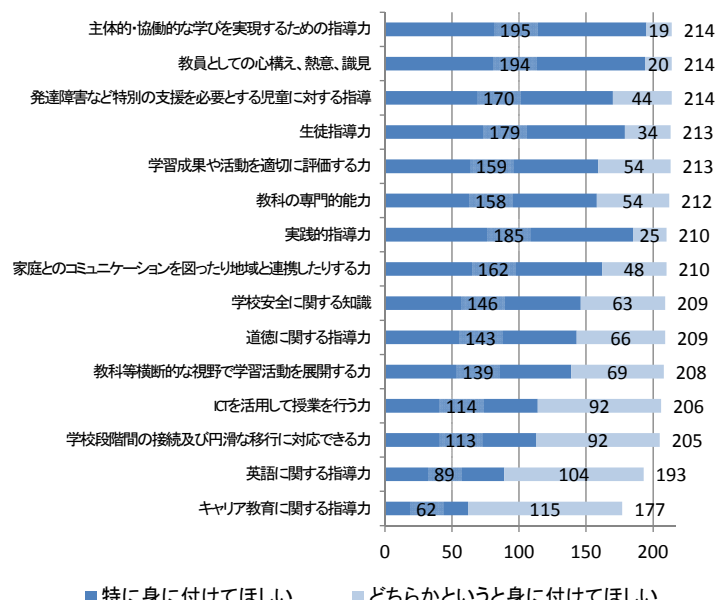
## 【小学校教諭について】

### <教育委員会の回答>



※ 複数回答あり N=112

### <大学の回答>



※ 複数回答あり N=217

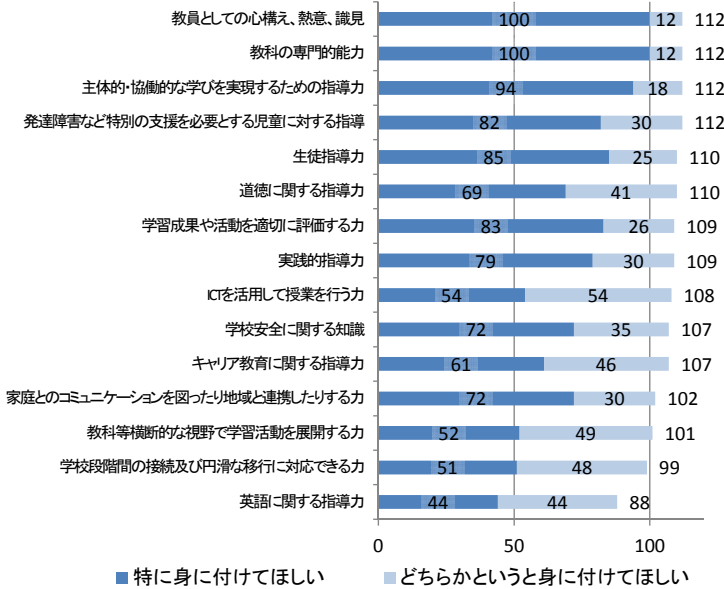


# 教員養成段階において身につけるべき力③

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

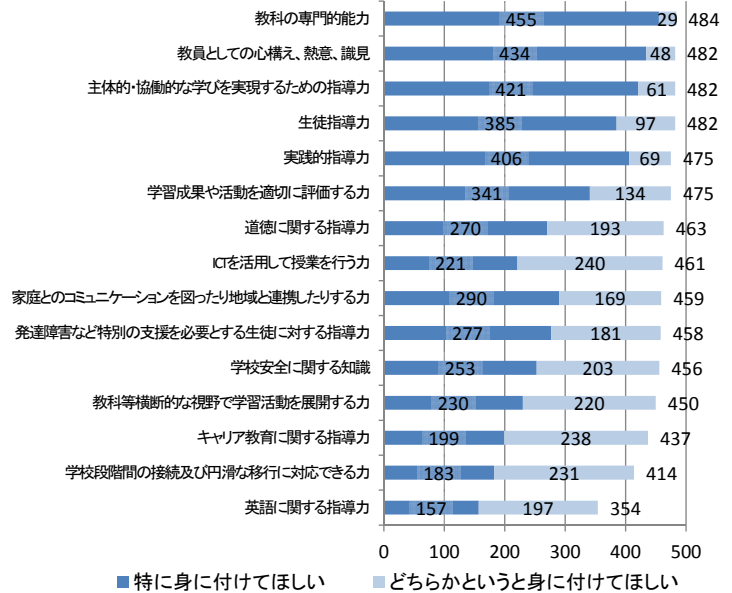
## 【中学校教諭について】

### <教育委員会の回答>



※ 複数回答あり N=112

### <大学の回答>



※ 複数回答あり N=487

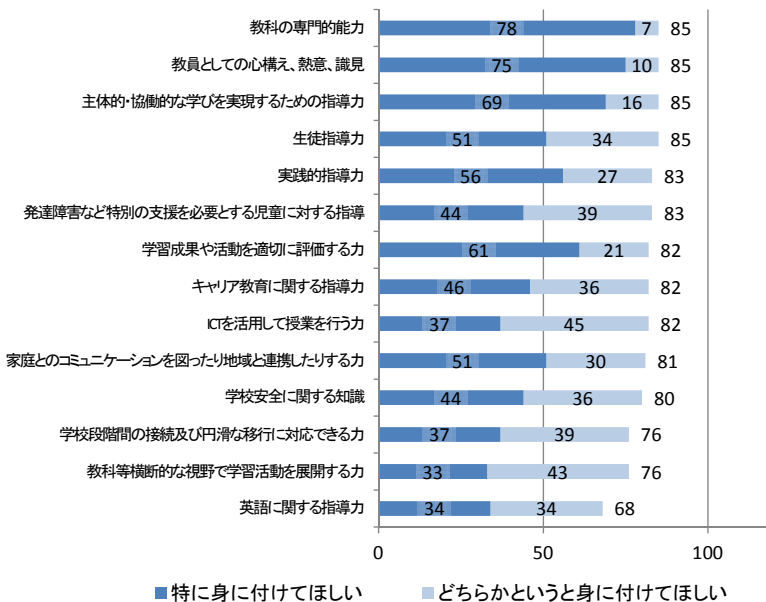
185

# 教員養成段階において身につけるべき力④

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

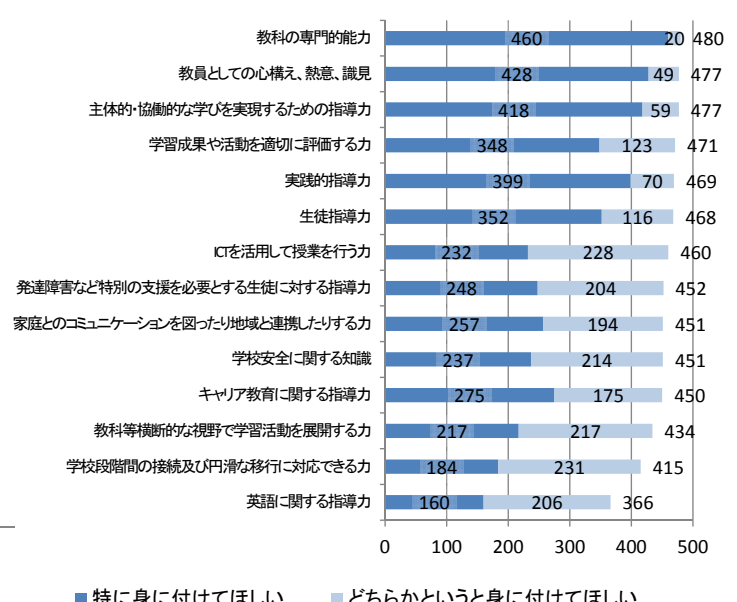
## 【高等学校教諭について】

### <教育委員会の回答>



※ 複数回答あり N=85

### <大学の回答>



※ 複数回答あり N=482

186

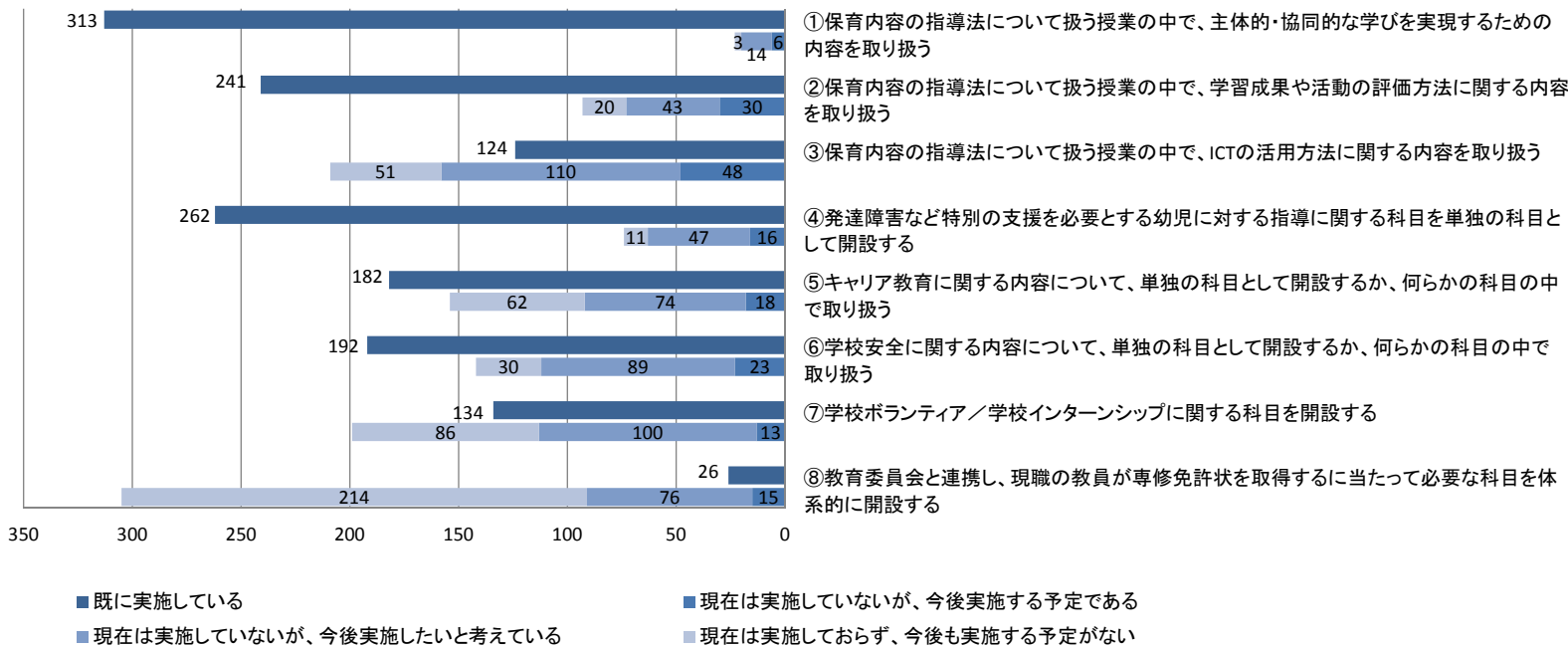
# 教職課程における科目の開設状況①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○教職課程における科目の開設状況を教えてください。

## 【幼稚園教諭養成課程について】

N=336



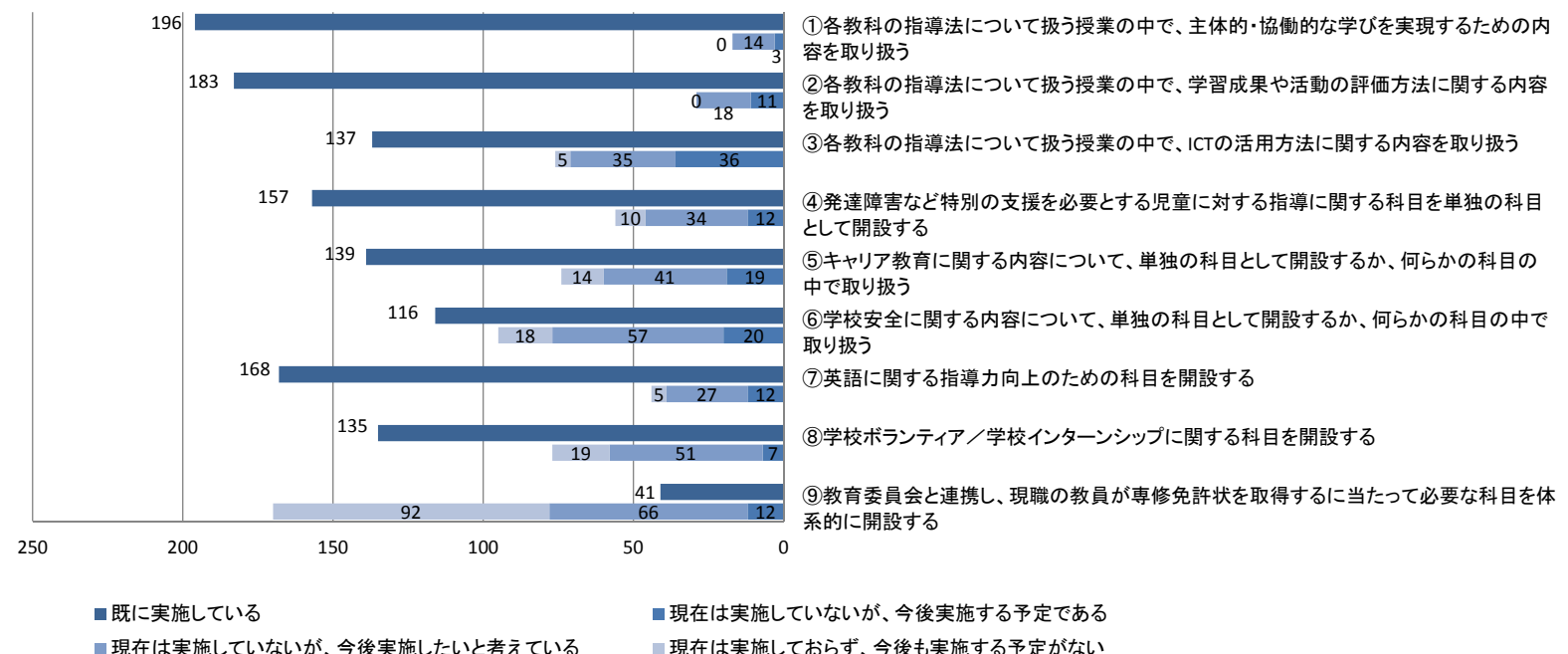
187

# 教職課程における科目の開設状況②

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## 【小学校教諭養成課程について】

N=213



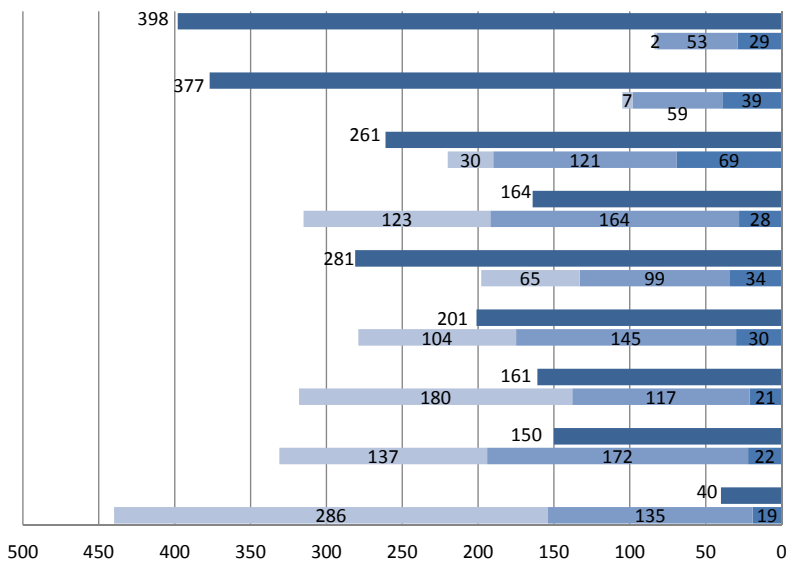
188

# 教職課程における科目の開設状況③

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## 【中学校教諭養成課程について】

N=482



- ①各教科の指導法について扱う授業の中で、主体的・協動的な学びを実現するための内容を取り扱う
- ②各教科の指導法について扱う授業の中で、学習成果や活動の評価方法に関する内容を取り扱う
- ③各教科の指導法について扱う授業の中で、ICTの活用方法に関する内容を取り扱う
- ④発達障害など特別の支援を必要とする生徒に対する指導に関する科目を単独の科目として開設する
- ⑤キャリア教育に関する内容について、単独の科目として開設するか、何らかの科目の中で取り扱う
- ⑥学校安全に関する内容について、単独の科目として開設するか、何らかの科目の中で取り扱う
- ⑦英語に関する指導力向上のための科目を開設する
- ⑧学校ボランティア／学校インターンシップに関する科目を開設する
- ⑨教育委員会と連携し、現職の教員が専修免許状を取得するに当たって必要な科目を体系的に開設する

■ 既に実施している  
 ■ 現在は実施していないが、今後実施する予定である  
 ■ 現在は実施していないが、今後実施したいと考えている  
 ■ 現在は実施しておらず、今後も実施する予定がない

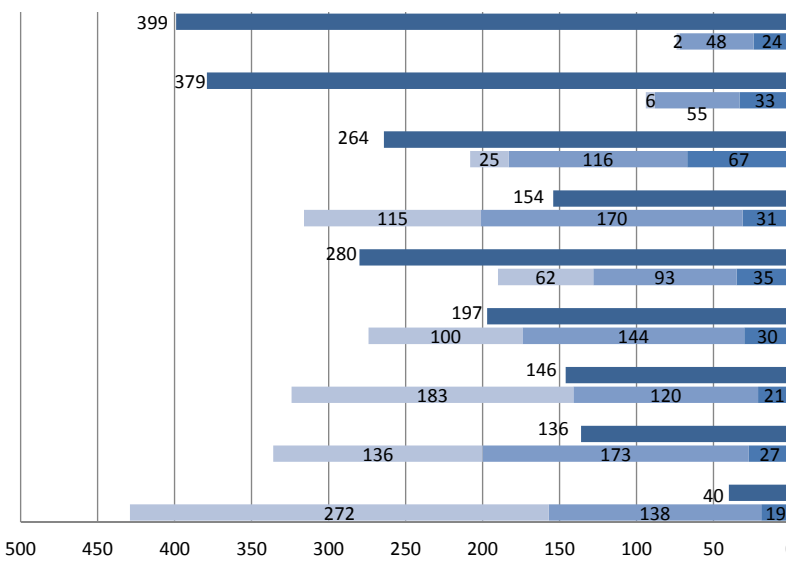
189

# 教職課程における科目の開設状況④

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## 【高等学校教諭養成課程について】

N=473



- ①各教科の指導法について扱う授業の中で、主体的・協動的な学びを実現するための内容を取り扱う
- ②各教科の指導法について扱う授業の中で、学習成果や活動の評価方法に関する内容を取り扱う
- ③各教科の指導法について扱う授業の中で、ICTの活用方法に関する内容を取り扱う
- ④発達障害など特別の支援を必要とする生徒に対する指導に関する科目を単独の科目として開設する
- ⑤キャリア教育に関する内容について、単独の科目として開設するか、何らかの科目の中で取り扱う
- ⑥学校安全に関する内容について、単独の科目として開設するか、何らかの科目の中で取り扱う
- ⑦英語に関する指導力向上のための科目を開設する
- ⑧学校ボランティア／学校インターンシップに関する科目を開設する
- ⑨教育委員会と連携し、現職の教員が専修免許状を取得するに当たって必要な科目を体系的に開設する

■ 既に実施している  
 ■ 現在は実施していないが、今後実施する予定である  
 ■ 現在は実施していないが、今後実施したいと考えている  
 ■ 現在は実施しておらず、今後も実施する予定がない

190

# 実践力や現場感覚を養うための取組

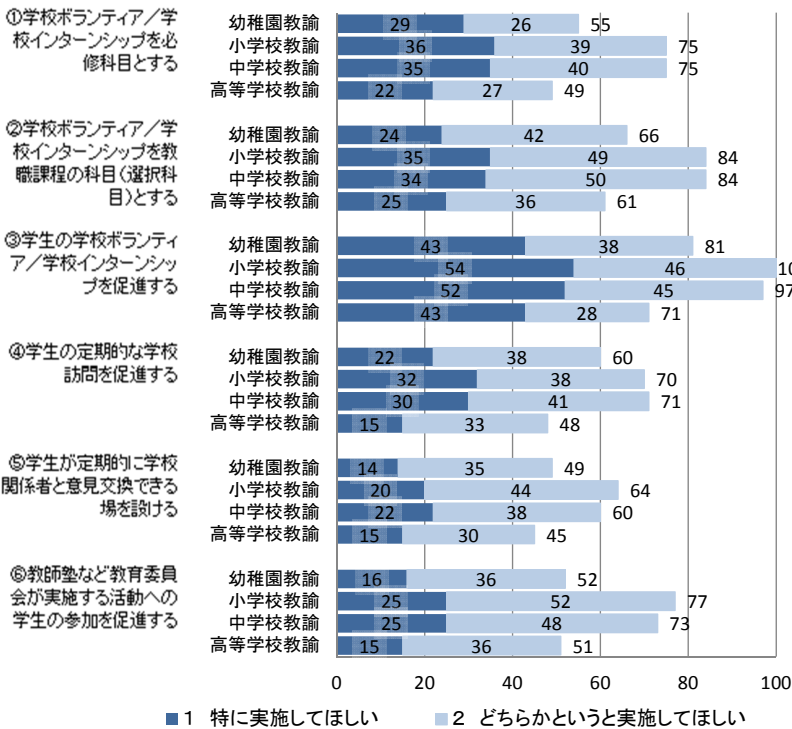
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○大学の教職課程において、実践力や現場感覚を養うために、大学において実施してほしい取組は何ですか。

○教職課程において、実践力や現場感覚を養うために工夫をしていることを教えてください。

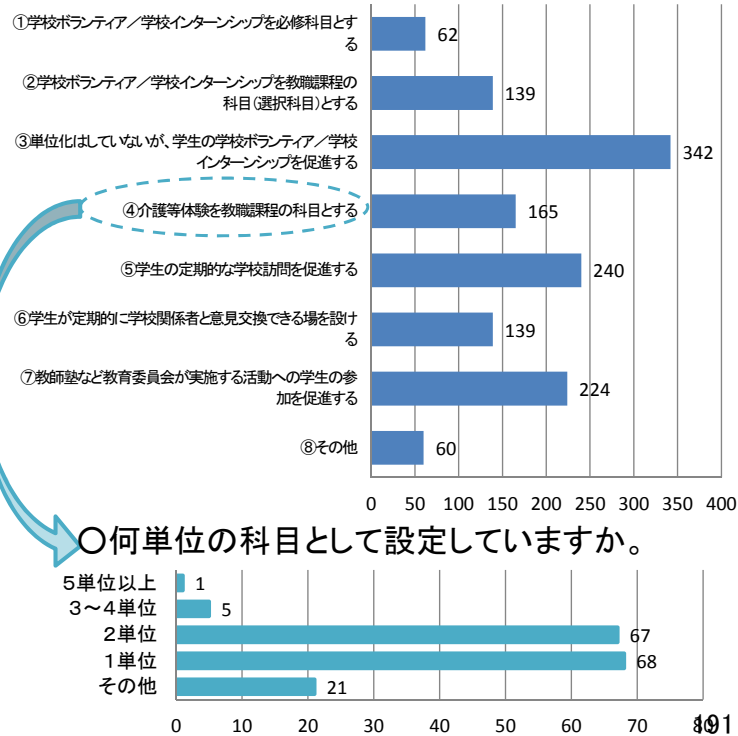
## <教育委員会の回答>

※ 複数回答あり  
N=93(幼), 112(小中), 87(高)



## <大学の回答>

※ 複数回答あり N=637



# 学校ボランティア/学校インターンシップの開設状況

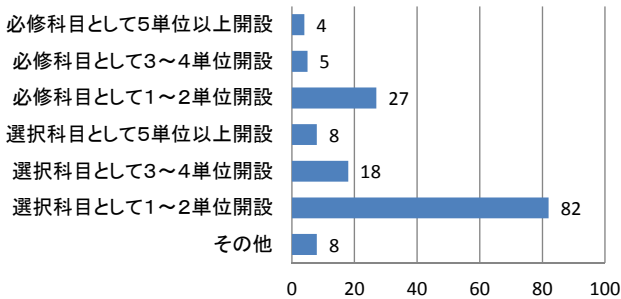
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○「学校ボランティア/学校インターンシップに関する科目」を開設している(又は開設する予定)と答えた大学について、どの程度開設していますか(又は開設する予定ですか)。

※ 複数回答あり

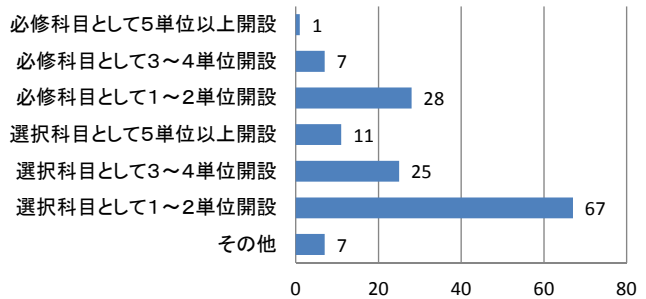
## 【幼稚園教諭養成課程について】

N=147



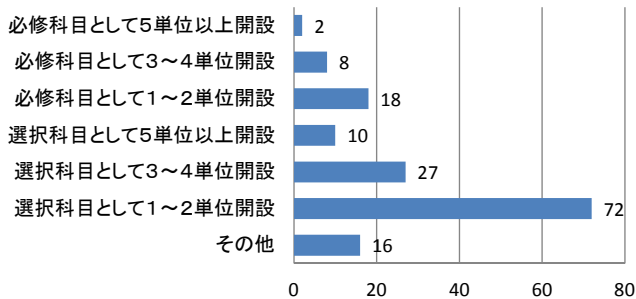
## 【小学校教諭養成課程について】

N=142



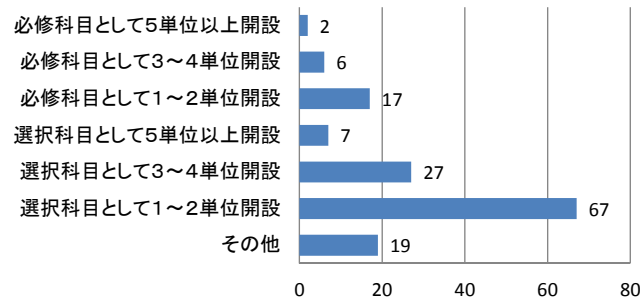
## 【中学校教諭養成課程について】

N=172



## 【高等学校教諭養成課程について】

N=163

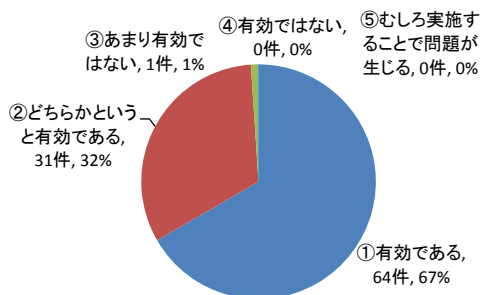


# 学校ボランティア／学校インターンシップの有効性①

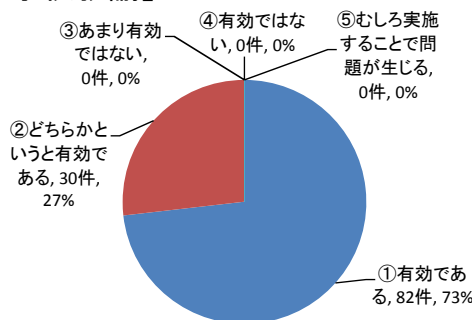
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○学校ボランティア／学校インターンシップの取組の有効性について、どのように考えていますか。  
 <教育委員会の回答>

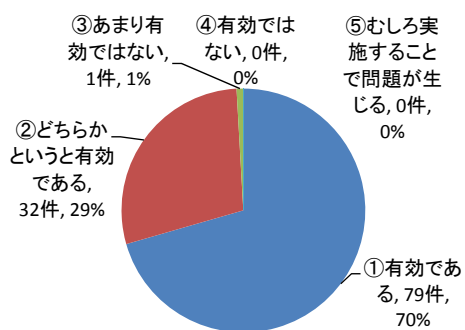
【幼稚園教諭】 N=96



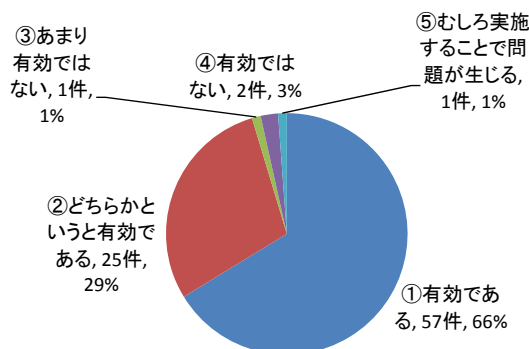
【小学校教諭】 N=112



【中学校教諭】 N=112



【高等学校教諭】 N=86



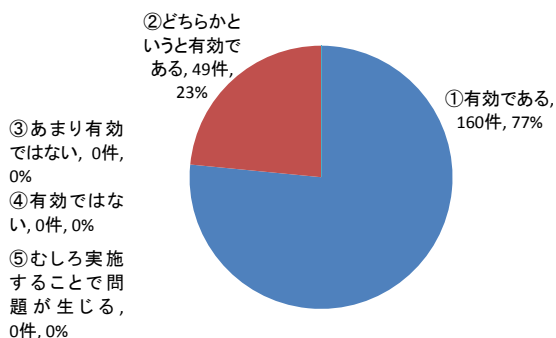
193

# 学校ボランティア／学校インターンシップの有効性②

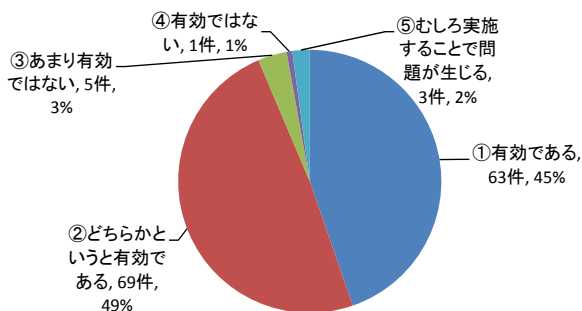
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

<大学の回答>

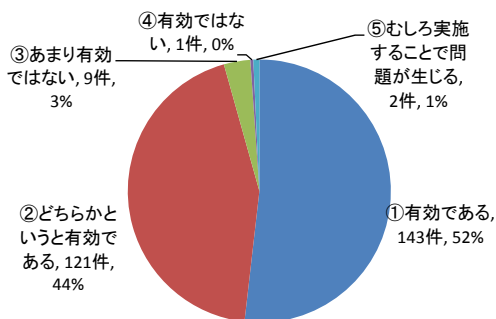
【小学校教諭養成課程を有する大学】 N=209



【小学校教諭養成課程を有さず、幼稚園教諭養成課程を有する大学】 N=141



【幼稚園及び小学校教諭養成課程を有さず、中学校又は高等学校教諭養成課程を有する大学】 N=276



105

194

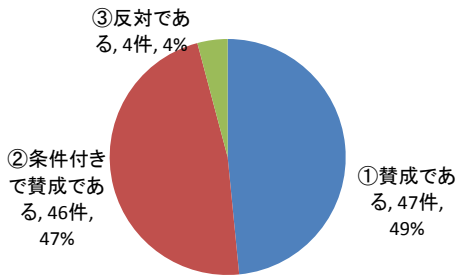
# 学校ボランティア／学校インターンシップの必修化について①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

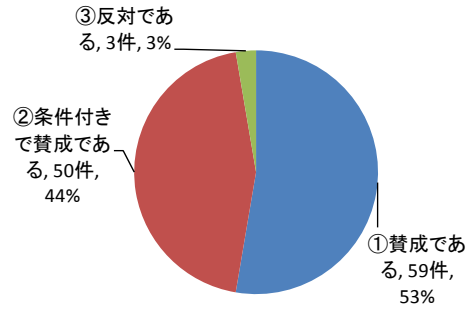
○学校ボランティア／学校インターンシップを教職課程において必修化することについてどのように考えていますか。

## <教育委員会の回答>

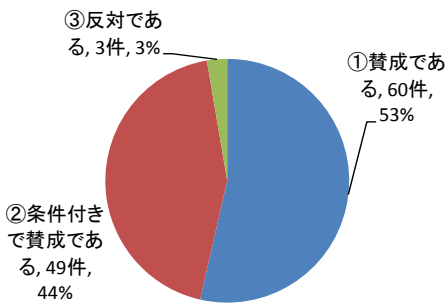
【幼稚園教諭】 N=97



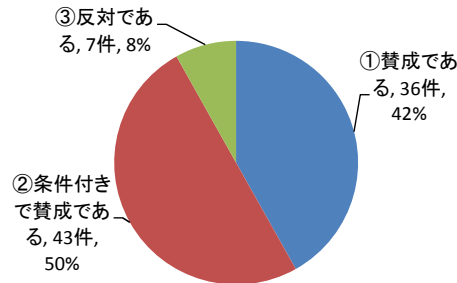
【小学校教諭】 N=112



【中学校教諭】 N=112



【高等学校教諭】 N=86



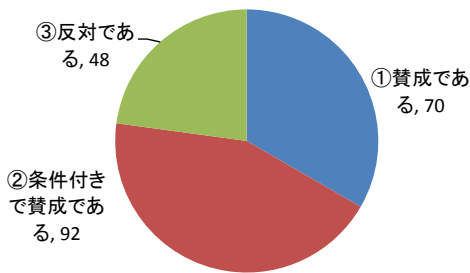
195

# 学校ボランティア／学校インターンシップの必修化について②

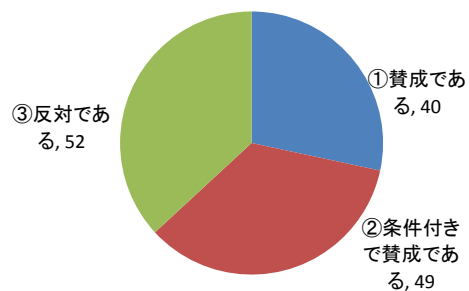
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## <大学の回答>

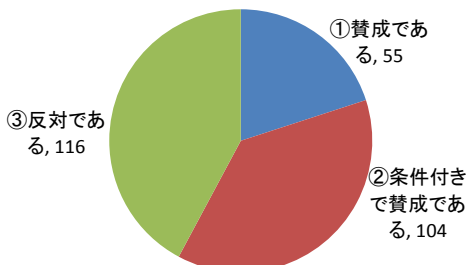
【小学校教諭養成課程を有する大学】 N=210



【小学校教諭養成課程を有さず、幼稚園教諭養成課程を有する大学】 N=141



【幼稚園及び小学校教諭養成課程を有さず、中学校又は高等学校教諭養成課程を有する大学】 N=275



106

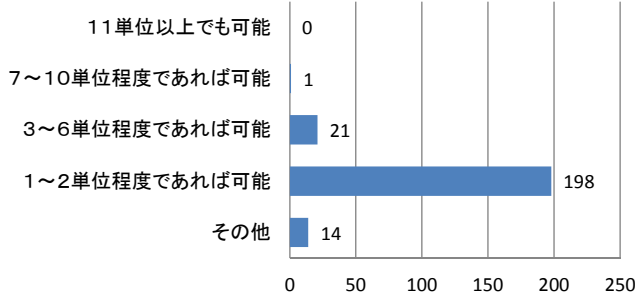
196

# 学校ボランティア／学校インターンシップ必修化の単位数について

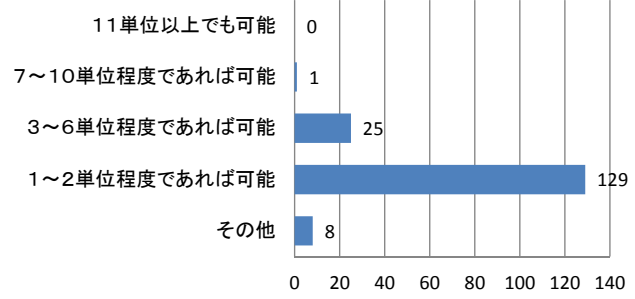
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○学校ボランティア／学校インターンシップを教職課程において必修化することに「賛成である」「条件付きで賛成である」とした大学について、具体的に何単位程度であれば必修化することが可能だと考えていますか。

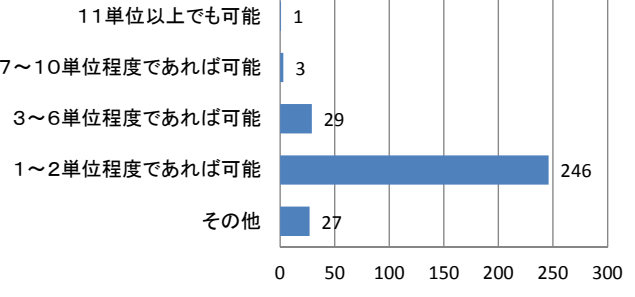
【幼稚園教諭養成課程について】 N=234



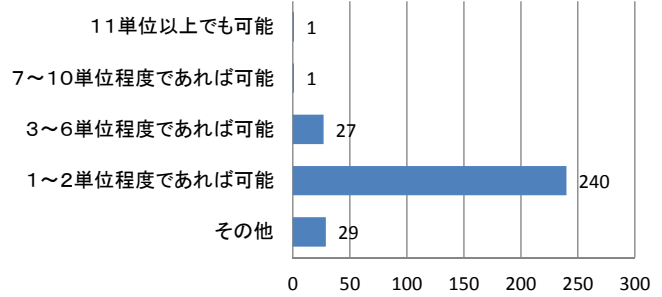
【小学校教諭養成課程について】 N=163



【中学校教諭養成課程について】 N=306



【高等学校教諭養成課程について】 N=298



197

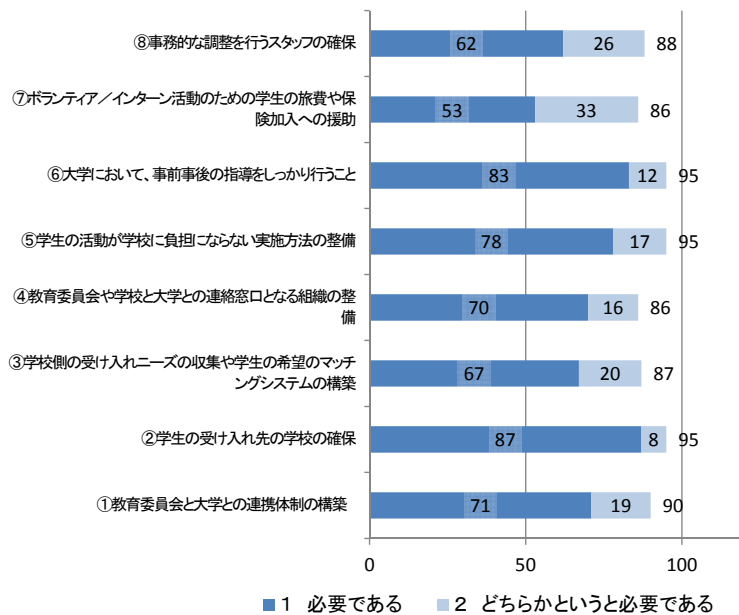
## 学校ボランティア／学校インターンシップ必修化のための環境整備について①

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

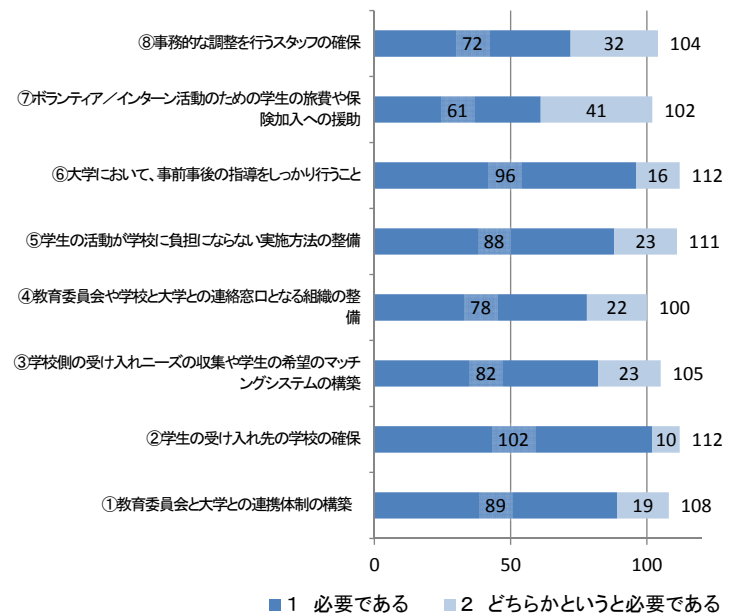
○学校ボランティア／学校インターンシップを教職課程において必修化するとした場合、現状に照らし、更にもどのような環境整備が必要になると考えていますか。

<教育委員会の回答>

【幼稚園】 N=95



【小学校】 N=112

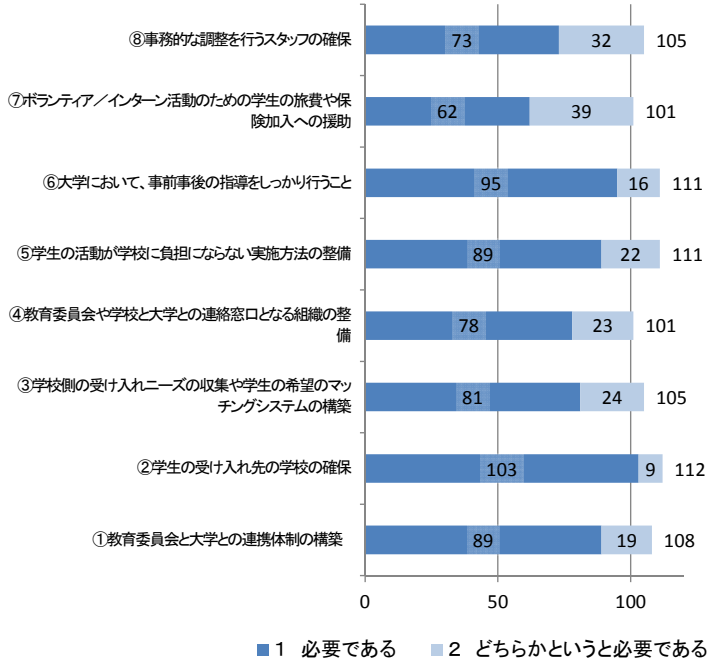


# 学校ボランティア／学校インターンシップ必修化のための環境整備について②

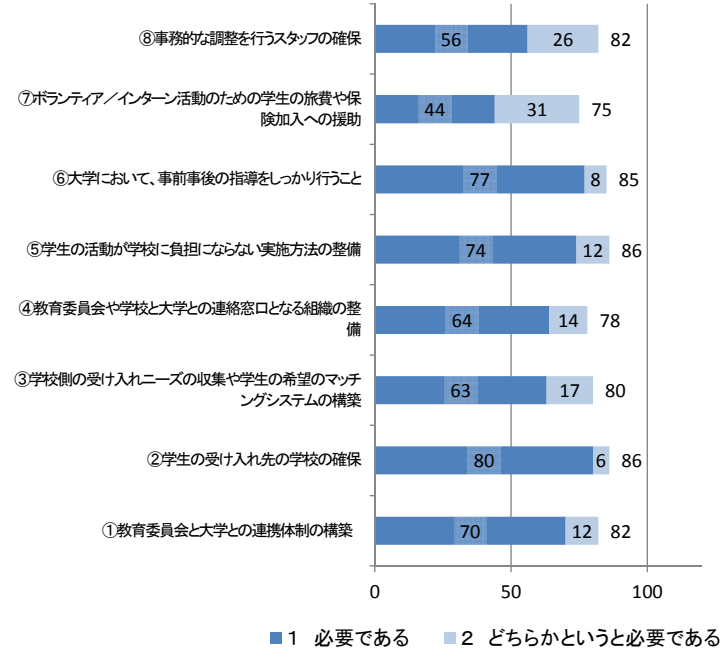
平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## <教育委員会の回答>

【中学校】 N=112



【高等学校】 N=87



199

# 学校ボランティア／学校インターンシップ必修化のための環境整備について③

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

## <大学の回答>

N=611

